

	A	B	C
1	○	○	+
2	○	+	○
3	○	○	○
4	+	+	+
5	○	+	○
6	+	+	○
7	○	○	+
8			
9			

$$A \vee B \vee C = 2, 5, = 2$$

$$A \wedge B \wedge C = = 0$$

$$A \vee B \vee C = 1, 6, 7 = 3$$

右の如くして合計を記入された三つの公式の中、その合計が零であるものを得たとすれば、その式に於て孤立してゐる寫本が、他の二つの中間者である。右の例に就いて云へば、

$$A \wedge B \quad C = 0$$

の式に於けるAが、BとCとの中間者であり、この零が「特殊の零」zero caractéristique とよばれる。

もし三つの公式の中に、零が発見出来ない場合には、我々は別の三つの寫本の組合せに就いて、右に述べたやうな公式を作り、その中に零が発見されるまで忍耐よく調査を進めて行かなければならない。又、三つの公式の中に、零に近い數字が発見される場合には、同じ比較調査を、今一度試みるがよいのである。

クアンタンは、しかし、このやうな三箇の寫本の處置自身の力だけでは、系譜まで導くことは出来

ないと主張してゐるが、この方法は獨特の結果として、中間のもの、の摘發といふ機能を有してゐる。しかし、コロムも指摘したやうに、如何なる種類の中間のものが問題であるか、如何なる意味で親子の關係が認められねばならぬかといふことは、他の考察に頼らなければならぬのである。しかしながら、この中間的存在の指摘は、そこに所謂混成の現象の存在することを暗示してゐるのであり、この混成の現象は、往々共通誤謬の方法を不可能に陥れる場合さへあるのである。それゆゑに、クアンタンの試みた右の方法は、系譜建設を可能ならしめるための新しい原理を求めんとする努力の一として、注意せられるべきものである。

註一 本節は P. Collomp の *La critique des textes* の Don H. Quentin の *Essais de critique textuelle* とよび、Quentin

の所説の概要を見ようとしたものであつた。なほ Collomp の著述を参考文獻を轉載すれば次の通りである。

1. D. H. Quentin, *Mémoire sur l'établissement du texte de la Vulgate*, 1922. (*Collectanea Biblica Latina*, VI).
2. J. Calès, C. R., dans: *Recherches de Science religieuse*, XIII, 1923, p. 561.
3. A. Vaccari, C. R., dans: *Biblica*, IV, 1923, p. 401.
4. Dom de Bruyne, C. R., dans: *Revue Benedictine*, XXXV, 1923, *Bulletin française littérature chrétienne*, n° 146.
5. M. Burkitt, *The text of the Vulgate*, *Journal of Theological Studies*, XXIV, 1923, p. 405 (et une; *Note on the Pictures of the Pentateuque of Tonn*).
6. D. H. Quentin, *La critique de la Vulgate*, *Revue Benedictine*, XXXVI, 1924, p. 137 (réponse aux n° 4 et 5).
7. P. J. Lagrange, C. R., dans: *Revue Biblique*, XXXIII, 1924, p. 115.
8. N. Peters, *Theologische Revue*, 1924, p. 244.

9. A. Harnack, *Deutsche Literaturzeitung*, 1924, p. 190.
10. E. K. Rand, *Dom Quentin's Memoir on the text of the Vulgate*, *Harvard Theological Review*, XVII, 1924, p. 197.
11. P. Slynavej, C. R., dans: *Revue des Sciences Philosophiques et Théologiques*, XIII, 1924, supplément à janvier, p. *1.
12. X***, *Revue Benedictine*, XXXVI, 1924, *Bulletin d'ancienne littérature chrétienne latine*, n° 238-264, signale les n° 2, 3, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, en indique sommairement les positions.
13. D. H. Quentin, *Essais de critique textuelle (Erdotique)*, 1926. Le ch. IV, est en grande partie une reproduction de 6. Le ch. V avait déjà paru—en partie—sous forme d'une figure de quatre pages. Traduction ital.: *Scuola Cattolica*, de Milan, 15 juin 1924.
14. F. Grat, *La question de la critique des textes, à propos des Essais de critique textuelle de D. Quentin*, *Bulletin de l'Association G. Budé*, n° 13, octobre 1925, p. 29 s.
15. J. Marouveau, *La critique des textes: L. Havet et D. H. Quentin*, *Revue des Etudes Latines*, IV, 1926, *Bulletin critique*, p. 153.
16. D. H. Quentin, *Une méthode de critique et de classement des manuscrits*, *Revue des Etudes Latines*, V, 1927, p. 150.
17. J. Bédier, *La tradition manuscrite du Lai de l'Ombre*, *Réflexions sur l'art d'écrire les anciens textes*, *Romania*, LIV, p. 161 et p. 321.
18. P. Servien Coulesco, *Sur les méthodes de critiques textuelles du type Lachmann-Quentin*, extrait de *Grati si Soglar. Revue de l'Institut de Philologie et de Folklore*, Bucarest, 1928.
- 註一 Collomp の右の著書 の Chapitre V.—Moyens et méthodes de construction du stemma の Système de Dom H. Quentin の條参照。
- 註二 Dom H. Quentin *Essais de critique textuelle*, 1926.
- 註三 その後の Quentin の研究がどのやうに發展したか、まだ知ることが出来ない。
- 註四 本書第十一章参照。
- 註五 Quentin の前記著書の第六十九頁参照。

第三節 共通誤謬説の修正とその發展

文獻批評學は、長い發展の歴史の途上に於て、自ら共通誤謬による系譜建設の方法を發見し、漸次これを完成してきたのであるが、その共通誤謬の方法は、前二節に於て述べたやうに、

一「誤謬」の觀念は、先驗的に「正しきもの」と「正しからざるもの」との二つの對立を規定するが故に、その系譜建設は、動もすれば二分枝の形式をもつてあらはれ易く、従つて「中間的なるもの」の發見とその處置とに對しては、多くの場合無能力である。

二「誤謬」の成立は、「原文」を豫知する所のみ可能であり、「原文」の認識は「誤謬」の比較によつてのみ可能であるから、この方法はそれ自身循環論法に陥るものである。

三、共通誤謬の方法は、因果律と蓋然性の法則との上に立つものであつて、原則としては純粹な傳來にのみ適用せられ、諸本相互の混態推測による改訂等に對しては殆ど無能力に等しい。

右の諸點に對しては、已にベディエやクアンタン等の指摘があり、これに對してコロムの辯駁のあることは、前に述べた通りである。しかし共通誤謬の方法自身の陥つてゐる循環論法は、その方法が「誤謬」の觀念を放棄しないかぎり、絶対に解消出来ない性格的な缺陷である。この「誤謬」の觀念の上に立つて、そこからすべてを割り出してゐるかぎり、舊い正統派的方法に對するコロムの同情も辯護も恐らくは無効といはざるを得ないであらう。

本文の「誤謬」といふ不可能な觀念は、何故そのやうに固守されなければならないであらうか。試みに左の異文の例について考へよう。これは堤中納言物語ほどほどの懸想の卷頭にある歌であるが、この歌には次のやうな四つの書き方がある。

- a しめのうちの葵にかゝるゆふかつらくれとねかたきものとしらなむ
- b しめのうちの葵にかゝるゆふかつらくれとねなかきものとしらなむ
- c しめのうちの葵にかゝるゆふかつらくれとゐかたきものとしらなむ
- d しめのうちの葵にかゝるゆふかつらくれとゐかたきものとしらなむ

右のやうな四つの異文の中、果していづれが「誤謬」であらうか。「原文」の書き方はかくかくであるのに、この書き方はそれに一致しないのであるから、従つてこの書き方は誤謬でなければならぬといふ推理の過程をとらないかぎり、この書き方が「誤謬」であるとの判断は不可能である。しかも我々は「原文」の書き方については何等知る所はない。かくて我々はこの四つの異文のいづれをも「誤謬」と判断することは出来ない。「誤謬」の判断が下されない限り、この四つの異文の系統學的處置は不可能であるといふことになるが、果してさうであらうか。

- a に屬するもの
 - 大野廣城舊藏本・大野廣城自筆本・伴信友校本・靜嘉堂文庫本
- b に屬するもの

- 林崎文庫舊藏本・松井文庫嘉永本・三手文庫本・神宮文庫本・島原侯舊藏本・帝國圖書館藏十冊本
- 尊經閣文庫元祿本・同天和本・阿波文庫舊藏本・富士谷御杖本・尙古文庫舊藏本・架藏本・横山由清舊藏本・村上忠順舊藏本・李花亭文庫舊藏本

- c に屬するもの
 - 南葵文庫本・函崎文庫舊藏本・狩野文庫舊藏本・清水濱臣舊藏本
- d に屬するもの
 - 井上頼園舊藏本・帝國圖書館藏清水濱臣本

となるのである。

我々は、このやうにして a b c d の四つの異文のいづれかを保有するそれぞれの寫本のグループ四つを得た。ここに我々の注意すべき點がある。それは、このグループが如何にして得られたものであるかといふことであり、次に、これ等のグループが如何なる意味をもつものであるかといふことである。この四つのグループは、決して「誤謬」の觀念を誘導することによつて得られたのではなく、單に相互に異なる書き方をもつてあるといふ事實を規準とし、單にそれのみによつて得られたものなのである。しかし、この四つの異文の中の d は、c の上に更に新しい異文 d を加へたものであると考へることは、決して不當ではない。この a b c に對する d の存在によつて形作られた一對の分類は、系譜の建設のための最も基本的な形式と目せられ得べきものである。この基本的形式が可能であるといふことは、族の構成の決して不可能でないことを意味するのである。

すべての異文が、このやうに一旦寫本から分解せられ、再び寫本との關係のもとに統合せられる時、異文は數字的敘述を受けるのであるが、その數字的關係は、各寫本の血縁系列の推論を可能ならしめるのである。前掲の例について云へば、異文dを含む寫本群は、異文cの上に、新に異文dの加はつたものである。ここにcとdとの血縁關係が暗示せられる。即ち

1 dはcを繼承し更に独自の異文を加へたか(誤謬)

c — d

2 cはdに他本xを校合して除去されたか(混態)

x — d
c

3 dはcに他本yを校合して附加されたか(混態)

y — c
d

の三形式が假定せられる。しかるに、2、3を可能ならしめる本文上の理由、又は他の理由は一つもない。その理由とは、我々が第五章文獻批判の規準に於て述べた資料的・心理學的・歴史的の三つの規準によつて合理的なる諸條件である。かくして1即ちdは、cの本文を繼承して、これに獨自異文を加へたものと考へなければならぬ。この場合、獨自異文といふものは、明かに「誤謬」と稱せられ得べきものであるが、必ずしも「誤謬」の名をもつて呼ばれる必要はない。それは「異文」として取扱

はれて少しも差支のないものである。ここに最も原始的な意味での「族」の萌芽が見出されるのである。このやうな基本形式に基いて、a b cそれぞれの異文も、他の異文の總體即ちe f g h i : : cとの結合關係によつて、それぞれの寫本に、系譜上の地位が與へられることを要求するための發言をなすであらう。

「誤謬」の觀念の代りに「異文」の觀念をもつてすることは誤つてはゐない。系譜建設のために、「誤謬」の觀念を固執しなければならぬ理由はどこにもないのである。この考へ方は、已にクアンタンの方法の中にも漠然と示唆せられた所であるが、我々は一層積極的な意味で主張してよいと思ふ。この小論の筆者は、十數ヶ年の間、中古國文學の諸作品の原典批判に従事した實際上の經驗を基礎として、「共通異文」による系譜建設の方法をもつて、「共通誤謬」による方法に代へても差支ないといふ結論を得るに至つたのである。

「異文」は、すべてが「不正な本文」と云へることもあり、云へないこともあるが、少くとも、悉く「正しい」本文と云へることはない。即ち異文の本文中には、「正しい」ものも存するかも知れないが、或ひは悉く「誤謬」なものであるかも知れないのである。その異文の「不正」は容易に判別出来ないものであるが、しかしそれは今我々の問ふ所ではない。我々は、寫本の歴史自らが生産して來た所の本文の變化、即ち異文を、それが「誤謬」であると否とを問はず、すべてをありのままに考察の材料とし、その形態と性質とを、何等の先入見なく、公平に、忠實に、處置すればよいのである。我々の謂ふ所の「異文」は、相對的に異なる現存又は推定本文のすべてを含むのであつて、單に「誤謬」的本文だけではないのである。

から、従つて何等「原本」の觀念に制肘を受けることなく、我々が現在所有してゐる諸本の中から、自由に取り上げることの出来るものである。その方法の實際は、從來の共通誤謬説とは同様の過程によつて進行するのであるが、しかし日本の古典的文獻には、自ら日本的な性格があるのであるから、西洋に於て可能であつた方法が、そのまま日本文獻に轉用されるとは限らないし、又轉用する必要もないのである。我々の方法は、勿論ラハマン流なドイツ正統派的方法に矛盾するものではないが、しかし方法の實際としては、自ら獨自な性格をもたざるを得ない。我々の方法は、或る點に於ては、クアンタンの革新的な方法と一致すると同時に、又他の點に於ては、それ等と全く趣を異にするのである。しかし、「共通誤謬」の代りに、「共通異文」を採り上げるといふ根本的な點に於ては、世界の如何なる國の古典的文獻の批判にも妥當する筈であり、又必ず妥當すると信せられるのである。

註一 この場合の *is* (same) は數學上の意味ではなく、ただ漠然と指示せられざるもの、體をあらはす。ここでは全部の特定せざる寫本の謂である。

第九章 系譜建設に於ける「異文」の基礎概念

第一節 「異文」と「異本」との概念の相違

云ふまでもなく、本文と書籍とは互に前提となり合ふ概念であつて、本文のない書籍があり得ないやうに、書籍に依存しない本文も亦あり得ない。aといふ本文は、Aといふ寫本に保有せられてゐるといふ意味に於て、Aと不可分の關係にある。併し同時にaといふ本文は、Aといふ寫本そのものであるといふわけには行かない。aといふ本文は、A以外の例へばB又はCといふやうな寫本にも同様に保有されてゐるかも知れないのである。

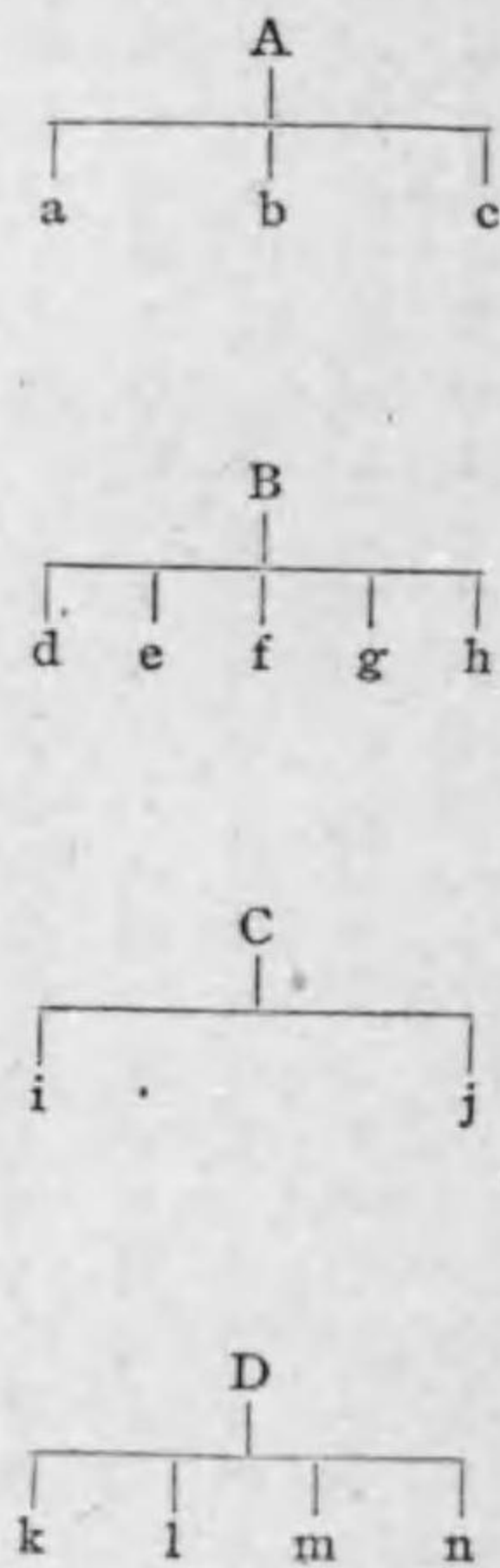
「異文」と「異本」とは同一のものではない。所謂「異本」とは、普通に行はれてゐる本、いはば「流布本」——この名稱は甚だ漠然としてゐる——に比較して、相違する文句を含む、或る特殊な傳來本に對して、漫然と與へられた名稱である。しかし、この名稱の意味はきはめて曖昧である。比較の規準となつた流布本といふものからして、已に不明瞭である。それは學術上の術語として容認し難いものである。もし所謂「流布本」なるものが、最も廣範圍に讀まれてゐる校訂本といふ意味に解せられるべきであるとすれば、例へば源氏物語ならば、當然岩波文庫本のやうな本をさすべきであるのに、實

際には湖月抄の本文などをさしてゐるかの如く見えるのである。又流布本がもし近世以來、相當長い年代を通じて行はれてきた、普及的な本といふ歴史的な意味をもつものであるならば、最近やうやく發見せられ、現に所謂流布本として行はれてゐる御物本更級日記等はどうかしたものであらう。又流布本が比較的純粹、正當な本文を含有する有力な古寫本の意味に解せられるならば、例へば清輔本古今集の如きに流布本の名を與へないのは如何であらう。このやうに、流布本とは、一方では過去の或る時代に於て一般に流行し、又現在流行してゐる特定の本文といふ意味でもあり、歴史的に影響力の甚大であつた本文といふ意味でもあり、性質の純粹な本文を含有する所の或る特定の本文といふ意味でもある場合があるかと思ふと、他方ではそれ等のいづれでもない場合があるといふきはめて不明瞭な意味をもつ本である。結局流布本とは便宜的な相對的な名稱であつて、嚴密な意味の規定を要請せられてゐる學術上の術語とすることの出来ないものである。

従つてそのやうな曖昧な意味をもつ「流布本」に比較することによつて成立し得る「異本」といふ概念も、勢ひ曖昧に陥らざるを得ない。かりに、流布本と稱せられる一本が公認せられてゐたとしても、どの程度の本文の相違を規準として、他の本に「異本」の名稱が與へられてよいのであらうか。嚴密に云へば、その流布本一本に對して、すべての傳來本は悉く異本である筈であるが、實際には、特殊な數本について異本の名が與へられ、しかもその命名の規準は何等示されてゐないのが普通である。全く個人的な判斷によるにすぎない。即ち或る人の異本と呼ぶものでも、他の人は必ずしも異本と呼ばないかも知れないのである。文獻批判に於ては、この異本といふ概念は無意味のもの

であるのみならず、往々批判的處置を阻害することもあるものであつて、むしろ有害な概念であることさへ云へるのである。

しかしながら、各寫本は、ほぼ同傾向の他の寫本と共に、それぞれ集群を形成するのが普通である。それ等の寫本の集群は、それぞれ性格づけられた特殊な異文の組合せと集團をもつてゐる。例へば a b c d e f g h i j k l m n の十四箇の寫本があり、それ等の寫本が異文の質と量とからして、傾向的な類型 A B C D の四つに分けることが出來るとする。即ち例へば



の如く分類されるとすれば、十四箇の寫本は四つの類本 A B C D に統括され、それ等の各類本内部の家族の關係にあることが知られるのである。しかし、このやうな四つの寫本類型は、それぞれ特殊な性質と數量と組合せとによる異文を包含してゐるのである。かくて「異本」と「異文」とは異なる概念ではあるけれども、なほ同傾向の異文は屢々同一類型の寫本群に共通してあらはれるといふ特殊な關係にあることが知られるのである。ここに異文による寫本の統合の可能性が見出されるのである。(二) 我々が「異文」と「異本」とを嚴重に區別するのは、このやうな異文による「寫本」の統合を可

能ならしめようとするからである。もし我々が常に「異本」のみを單位として考へるならば、その「異本」を構成する所の因子としての「異文」は、必ず無視せられるであらう。無視せられる結果「異文」の性質の検査と數量の統計がなされなかつたならば、又それがなされたとしても、萬一粗雑な、主觀的な、恣意的な方法でなされたとしたならば、寫本の血縁系列の設定は、絶対に不可能であるのみならず、動もすれば架空的な系譜さへ導き出され、その結果本文史の敘述を誤る恐れがないとは云へないのである。文獻批判の意味での「異本」といふ存在は、種々なる性質の「異文」の種々なる組合せを前提とする所のみ可能である。文獻批判に於て「異文」が單位とせられるべきであり、所謂「異本」が單位とせられてはならない理由は、ここに存するのである。

従つて我々は或る本文の書き方の派生と、寫本そのものの派生とを混同してはならないのである。例へば、ここに一つの文句について、A B Cの三種の書き方があり、もしそれ等が、

A
↓
B
↓
C

の如く變化したことが明かであるとして、ここにA B Cといふ寫本についての敘述がなされるとすれば、Aの書き方からBのそれが、Bの書き方からCのそれが、變化展開したことを意味し、寫本CがBから、BがAから派生したことを意味するのではないのである。文獻批判に於て、もし「異本」が單位として考察され、「異文」が單位として考察されないならば、寫本内部の性質が曖昧のままに残され、類本との關係が不明のままに放置され、例へば他本との本文の混成や、書寫者又は校訂者の改訂等の部分的な、しかし重大な事實が見逃されることになるであらう。

「異文」とは、或る一定の文句について、異なる書き方のなされてある所の一切の書き方を總稱するのである。例へば、枕草子に「くきもの」の段の一異文について云へば

- a こう殿にまいりて(前田家本・久原文庫本等)
- b こほとのにまいりて(三條西家本・古活字本等)
- c うち／＼殿にまいりて(高野氏本・類從本)
- d こほととのまいりて(前田家藏別本)

これ等の書き方はすべて「異文」である。そしてこれ等の異文を包含する寫本がすべて「異本」である。これ等を「異文」とよぶについては、標準となり根幹となる書き方が別にあつて、これがそれに一致しない書き方なるが故に「異文」とよばれるといふのではない。即ち、右枕草子の四種の異文は、何か標準的な原本的な書き方が別に存在し、それに對して異なるが故に異文であるといふやうな絶對的な意味での異文ではなく、標準的な原本的なもの有無に關せず、ただ四種とも相互に一致しないといふだけの相對的な意味での異文なのである。要するに異文とは相互に一致してゐないすべての書き方の總稱であつて、或る一つの規範的な正常な書き方を豫想し、それに對して異なるが故によばれる名稱といふやうなものではないのである。

所謂「異本」とは、このやうな「異文」の多數の種々なる組合せによつて構成された一冊の本をさす名稱である。しかるに往々「異本」とは、或る本に對して基準となり、標準となる所の底本といふものが別に豫想せられ、その基準的な本に對して、或る本の本文が比較せられた結果、その或る本が多く

異なる内容をもつことの明かとなつたといふ、さういふ本の意味に解せられ易い。しかししてこの際標準とすべき底本には、常に「原型」又は「原文」に最も近い善本が選定されるべきであるといふ考へ方が文獻學者の常識として行はれてゐる。しかし、そのやうな考へ方は何等の根據もないものである。何となれば、そのやうな所謂「善本」の拔擢は常に必ず本文の比較の結果を俟たなければならぬいからである。我々の經驗する所によれば、一見直ちに善本たることの明かなやうな價値の高い拔群の寫本は、殆ど存在しないのであり、多くは書寫年代とか、筆者とか、または或る一二箇所の本文の任意的な試験の結果とかを土臺とする漠然とした總括的な印象によつて、比較的優秀ではなからうかと思はれると云つた程度の寫本が、假に底本として選ばれるのである。我々は、屢々校合の進行につれて、それまではさほど重要とは思はなかつた寫本の中に、より底本的意味の多い寫本を見出すことがあり、又新しく、よりよき寫本の偶然の出現に遭遇することがある。底本といふものは、「原本」が見出されないかぎり、相對的な價値しか與へることの出来ないものである。かくて底本の本文の價値といふものは、常識的なものであり、便宜的なものであるにすぎないといふことが出来るのであり、それで少しも差支ないものであると云へるのである。

このやうに、異文を校合する臺本たる底本といふものは、實際としては、それ自身異文を批判する何等の正當性や純粹性を持つものではないが、前述のやうに、底本の價値が過大視されるために、往々誤れる結論が導き出される傾向がある。即ち、底本に一致する書き方は直ちに純粹であり、正當であつて、これに一致しない書き方は直ちに不純であり、不正當であると考へられ易く、底本の本文自身は、それが偶々底本であるといふ故に、全然批判を受けることなく、先驗的に正當であるかの如く妄想され易いのである。底本を規準とするこのやうな批判的處置は、異文の因數分解と統合とを不可能にし、一方では系譜設定の手續から科學性を奪ふと同時に、他方では益々思ひつきや獨斷のための自由を提供するであらう。先づ「異本」の觀念を拂拭し、底本の權威の肥大症に對して反省がなされない限り、文獻批判は常識的方法から一步も進むことは出来ないであらう。

新しい文獻批判の方法體系に於ては、先づこの舊い常識的な「異本」の概念が變改される必要がある。文獻批判に於ては、底本の本文史的價値などは問題にならないし、又問題にされてはならない。底本は、諸種の傳來本に存する異文を抽出するため、かりに立てられた一つの據り所にすぎない。即ち底本は「校合」によつて、諸種の傳來本に含まれてゐる異文を、それぞれの因數に分解するための單なる媒體にすぎない。批判は底本に對して、それ以上の權能を決して與へることはないであらう。ただ底本の本文が、より「正しく」、より「純粹」であれば、校合及びそれにつづく異文の統合の手續は、比較的單純にかつ圓滑に進行せしめられるであらうとは、云ひ得ることである。しかし、このことは、決して底本の價値の本質に關することではなく、單に便宜上のことである。なほ底本については改めて詳述する機會がある。^(二)

要するに、批判を受けるべきものの單位は常に「異文」であつて、決して「異本」ではない。「異本」に於ては、先づその含まれてゐるすべての「異文」が「底本」といふ媒體を通して分解されなければならない。文獻批判に於ては、底本を基準とする異文の抽出を「校合」collationといふ。所謂「校讎」である。この

「校合」によつて、各寫本に含有せられてゐるすべての本文的要素は全部その因數に分解せられる。所謂本文原 textual field とはこれ等の現存寫本のすべてのものから分解せられて集大成せられた本文素材の全集團である。この本文原の各異文は、更にその同種性によつて統合せられ、次いで各寫本との依存關係が調査されるのである。即ち、異文は一旦離れた母胎たる寫本に再び復歸し、その寫本によつて「書寫」の事情と徑路とが示され、更に自己の由つて來た傳統を明かにすると共に、母胎たる寫本そのものの他の寫本に對する依存關係、即ち寫本の血縁關係の規定のための發言權を確保するのである。

註一 この點に關係しては本書第十章第一節及び第二節参照。

註二 底本については第十章第一節参照。

第二節 異文の蒐集とその分解

現存する本文證跡たる傳來寫本は唯一つあるか、或ひは多數あるかのいづれかである。周知の如く前者はMS、後者はMSSの符號をもつて表はされてゐる。前者がmanuscriptの略號であり、後者がその複數を意味してゐることは云ふまでもない。本文保持者としての傳來寫本が、唯一つしかない場合には、これ等のそれぞれの傳來本は、所謂天下の孤本であつて、例へば、傳西行筆一條攝

政集傳爲相筆平中物語前田家藏溫故知新書架藏河原物語等の如く、資料的規準に於ける批判的處置は不可能である。その唯一の本の文句につき、可及的に廣く、他の規準を援用することによつて、推測批判を下すより外はない。これに反して、二つ又は二つ以上の寫本が傳來してゐる場合には、それ等の諸本に含まれてゐる多くの異文は、悉く蒐集され、吟味されなければならぬ。

異文を蒐集する方法としては、「校合」の方法が採用されるのが普通である。「校合」collationとは「底本」の書き方を基本として、他の總ての傳來寫本の當該文句の異文を、その傍に轉載し、底本のそれと對照することである。しかしして「底本」とは、そのやうな校合のための臺本となる所の規準的な一寫本又は一板本である。底本として選出される本は、書寫者書寫年代・流布状態・古來の該寫本に對する信頼評價等の總括的判斷によつて、最も妥當的なものと認定せられ得る一本であることが普通である。しかし、前にも述べたやうに、そのやうな價值判斷は、精密な本文研究を俟つてはじめて可能なのである。即ち本文研究を前提とするのである。しかるに本文研究は、先づ底本の確定、即ち寫本の價值判斷を前提としなければならぬのであるから、勢ひ漠然たる印象によらざるを得ない。しかし、このやうな方法に於ては、最も妥當的と断定し得る寫本が、底本として選出されるか否かは不明である。萬一現存傳來本中の最優秀の寫本が、そのやうな方法によつて選出されたとしても、その寫本は現存諸本中に於て比較的上位にあるといふだけのものであり、それ以上のものではないのである。

しかしながら、前章に於ても述べたやうに、底本が現存寫本中最優秀の寫本でなければならぬ

といふことの根據はどこにもないのである。底本は諸傳本の本文を異文の因數に分解するための方便的な一つの媒體にすぎない。底本の價值それ自身は、本質的には異文の因數分解に何等關與する所はない。又關與してはならないのである。底本の本文のもつ書き方それ自身も、異文の因數として、他の多くの異文と共に同列に分解し、處置されなければならない。それ等は、それ等自身としては、先驗的に何等の價值や等級を與へられてゐるのではない。試みに元祿十年板本(一)を底本とする蜻蛉日記の校本に、(二)以下の諸本の校合が左の如く示されてゐたとする。

一、底本(元祿十年板本) かきをつたる所に

二、松下見林舊藏本 かきをへたる所より

三、土肥經平舊藏本 かきをへたるところに

四、契沖自筆本 かきをへたてたる所に

五、荒木田末壽自筆本 垣をへたつる所に

六、一本 かきはへたゝるところに

以上の場合、底本の文句、かきをつたる所には、正當又は純粹について何等の主張をなしてはゐないのである。ただ便宜上、他の五つの異文を誘ひ出す媒體として、かりに存在するのみである。底本の書き方も、六つの異文の中の一として、他のものと共に、平等な批判的處置を受けるために、自己自身を提出せねばならない。かうして、底本の本文は、他の校合諸本の本文と全く同等の地位となるのであつて、それ自身、何等純粹性又は正當性についての自己主張はなしてゐないし、又なしては

ならないのである。このことは、一面には、右六種の寫本のいづれが底本とされても、差支ないことを示してゐるのである。かくて底本には如何なる本が選ばれても、差支なく、最も末流の寫本でも、板本でも、何でも構はないといふことを示し、要はすべての諸本の異文が残る所なく、正確に、分解され、抽出されればよいといふことを意味してゐるのである。ただ、より純粹な本文を保持する寫本が、底本に選ばれたならば、校合の際諸本の略號を、より多く記入しなければならぬ煩雜が、幾分省けるにすぎないといふ程度のことなのである。

現存諸本の異文が、底本の本文を媒體として分解された時、批判家の往々陥る重要な錯誤が二つある。その一は、底本の本文の價值を過大視し、その本文を他と平等の異文の一として考察せず、他の諸異文の上位に置いて處置し易いといふ全く根據のない態度が、批判家によつて往々無批判に執られることがあり得ることである。これは、動もすれば底本の本文に優先權を與へすぎた、正當ならざる過去の慣例が、無意識的に原因したものである。その二は、底本の本文は異文として表面には浮び上らず、異文表の底に潜在して姿をくらまし、批判家の目から遠ざかり、その處置から誤つて除外され易い傾きのあることである。ここに一つの例をとれば、大島雅太郎氏藏傳爲氏筆大和物語を底本として、次のやうに校合がなされてゐたとする。

故源 大納言 宰相に おはし前・條・親・左・多・近・圓・實・九・西・桂・宮・川・活・木・抄・紺 おはし は し ま し け る と き

この場合は、前田家藏爲家自筆本・三條西家本親長筆本・蓬左文庫本・多和文庫本・近衛家本圖書寮藏本・實隆自筆本・九條家本・西順筆本・桂宮本圖書寮藏殘闕本・蓬左文庫藏一本・木活字本・盧靜抄本・抄本・紺

表紙本等が「おはし」となつてゐるのに對し、傳爲氏筆本のみが「おはしまし」となつてゐることを示すのであるが、往々この底本の獨自異文は、それが底本に存する異文であるといふ故をもつて、誤つて異文表の内部に沈潛し、表面に浮び出でずして、異文として取扱はれないこともあり得るのである。底本の書き方を媒介として、他の諸本のすべての書き方が、批判者の何等の推測や意見によつて歪められることなく、公平に、客觀的に、分解せられ、網羅せられ、記録せられた場合、この異文の一覽表は、我國では普通「校本」の名をもつてよばれてゐる。從來我國に於て示された學術的な意味に於ける本文批判的處置に關する諸業績は、おほむねこの段階に屬するものであつた。佐佐木博士その他諸氏編「校本萬葉集」、この小論筆者の「伊勢物語に就きての研究校本篇」、久曾神昇氏著「校本八雲御抄」とその研究等がこれである。校本は、あるがままの異文の集成であるから、この校本の過程内に於ては、絶対に推測批判を下すことを許されない。校本に於ては、如何なる些細な異文と雖も、検査される前に、除去せられたり、訂正せられたりしてはならないのである。

校本は、あらゆる文獻學的研究の最も基礎的なものであつて、一切の研究はその上に樹てられるべきものである。校本は、このやうに批判的研究に至る不可避的な過程であるが、しかし批判的研究、そのものではない。何となれば、この校本に於ては、異文は何の批判も受けず、従つて何等の價値も與へられず、單に原寫本の本文中から、機械的に分解され、羅列され、集成されてゐるにすぎないからである。この過程に於ては、異文がその作品の轉寫過程に於て、如何にして發生し、如何にして交錯して來たかとふことが、全く明かにされてゐないのである。このやうな問題の明かにされる

所に、批判の課題が存するのである。

註一 校本のこのやうな性質は、往々にして非學術的操作として輕蔑されることがある。しかし諸本の本文が一點一畫の誤もなく、そのまま底本に移されるといふことは、容易ならぬ仕事である。校本はもし可能であるならば、カメラのやうに嚴密に客觀的でありたい。校本に於ては、その輕蔑されてゐる性格そのものに徴することが何よりも必要なのである。換言すれば、純粹に機械的であり、客觀的であること以上に、學術的であることはない。文獻學的な訓練を受けた人は、そのやうな嚴密な校本を得たならば、恐らく本文批判の目的の過半が達せられたものと認め、るに相違ない。少くとも最も困難な基礎的工作が達成されたことを承認するに相違ない。そしてその見解は妥當である。

第十章 異文の統合とその検査

第一節 系譜建設のための異文の統合

異文が蒐集され、分解されて「校本」が成立すると、それ等の異文は、その依存する寫本と底本とから一旦解體せられて、獨自な異文の因數として取扱はれる事になる。即ち、一切の異文は、寫本及び底本の依存關係を斷ち切つて、それぞれ獨立したものととして考察される。「校本」から一步前進した批判的處置がここに生ずるのである。この方法の實際としては、異文の一つ一つが、先づその異文を含有する傳來本の略稱と共に、一旦カードに記入せられ、次いで、それ等のカードが異文を中心とする傳來本の一一致によつて統合せられるのである。ここに、本文の批判的處置として、校本の次に位置する所の総合的な異文の分類表が成立する。この分類表が校本と異なる點は、この表が異文を單位として諸本の依存關係を示してゐる點である。即ち校本のやうな底本を單位としての異文の羅列に止まるのではなくして、本文の變化の本質に對して一步肉迫してゐる點である。

敘述を出来るだけ簡單にするために、次のやうな例をとることにする。例へばここに A B C D E F の六種の傳來本があり、それ等の諸本の含有する異文が合計二百七十箇所あることが校本に

よつて示されたとする。これ等の異文は次のやうな手續によつて處置されるであらう。

一、異文の一つ一つをカードに記入する。

異文

二、異文の一つ一つに番號が附せられる。この番號は校本に現はれる順序によるのが便利である。この異文の番號は、當該異文の姓名として永久に固定し、常にその異文を代表する。

1 異文

270 異文

三、當該異文を含有する諸寫本の略稱が記入せられる。

1 異文	A	B	C	D
	E	F		

270 異文	F
--------	---

四、カードに記入された共通異文が分類せられる。例へば A B C D E の略稱の記入された異文の番號が次のやうに集められたとするならば、これ等が即ち共通異文を意味するのである。

五、統計とそれによる判断とを簡單にするために、これ等の番號を任意統括して、これに更に略稱を附する。今かりに異文十箇づつを一組として次のやうに統括する。

イ(1)	10	18	23	30	45	55	61	67	75	90	105	109	115	125	130	138	143	150	161	163	167	170	181	208	220	250	255	260	265	
ロ(90)	105	109	115	125	130	138	143	150	161																					
ハ(163)	167	170	181	208	220	250	255	260	265																					

六、右のやうにしてなされた統括の結果、二百七十箇の異文を、イロハニホヘトチリヌルヲワカヨタレソツネナラムウキノオの二十類にまとめられたとすれば、次にこれ等の異文を共通に含有する寫本による分類がなされる。

即ち、

一、A B C D E F の一致する異文

イロハ

二、B C D E F の一致する異文

イロハニホヘト

三、C D E F の一致する異文

イロハニホヘトチリヌルヲ

四、D E F の一致する異文

イロハニホヘトチリヌルヲワカヨタレ

五、E F の一致する異文

イロハニホヘトチリヌルヲワカヨタレソツネナラムウ

六、F の異文

イロハニホヘトチリヌルヲワカヨタレソツネナラムウキノオ

と分類されるであらう。この分類の成果は、現存寫本に於ける必然的に原始的なる又は原始的ならざる書き方の數を確めることが出来るであらう。即ち、各寫本の集群は、ここに於てはじめて數字的な敘述を受けるのである。右の異文の組合せによつて、現存寫本の異文の發生を見ると

A に於て	イロハ
B に於て	A の上にニホヘト
C に於て	B の上にチリヌルヲ
D に於て	C の上にワカヨタレ
E に於て	D の上にソツネナラムウ
F に於て	E の上にキノオ

と獨自異文を發生してゐるのである。かかる異文の分類自身の示唆してゐる所は、繼續的派生の現象である。即ち批判的訓練を経た學者の眼には、A B C D E F の六箇の寫本は、一見して明かに

血縁の系統線を有することが知られ、寫本間の階級を見透すことを可能にしてゐることが認められる。即ち右の異文の關係は、

原本 ↓ A(イロハ) ↓ B(A + ニホヘト) ↓ C(B + チリヌルヲ) ↓ D(C + ワカヨタレ) ↓ E
(D + ソツツネナラムウ) ↓ F(E + キノオ)

の如き系統と階級によつて整理され得るのである。

右のやうな寫本の血縁系列は、變化の持續の原則に従つて展開せしめられるのである。しかし、繼續的變化は血縁系列の最も單純な基本形式である。従つて、實際にはこのやうな單純なものはあり得ず、多くはこの形式の複合した形式即ち獨立變化の形式としてあらはれるのである。今、この場合について考へて見よう。

前記の如くイからオに至る二十七類の異文が、獨立變化による系統線を呈示してゐるのではなく、いかと豫測される場合には、例へば次のやうな結果が必ずカードによる分類の上にはあらはれるであらう。

一、A B C D E F の一致する異文

イロハ

二、B D E F の一致する異文

イロハニホ

三、C の異文

イロハヘトチリヌル

四、D の異文

イロハニホヲワカ

五、E の異文

イロハニホヨタレ

六、F の異文

イロハニホソツツネナラムウキノオ

右の異文の組合せによつて、各寫本の獨自異文は

A に於て イロハ

B に於て A の上にニホ

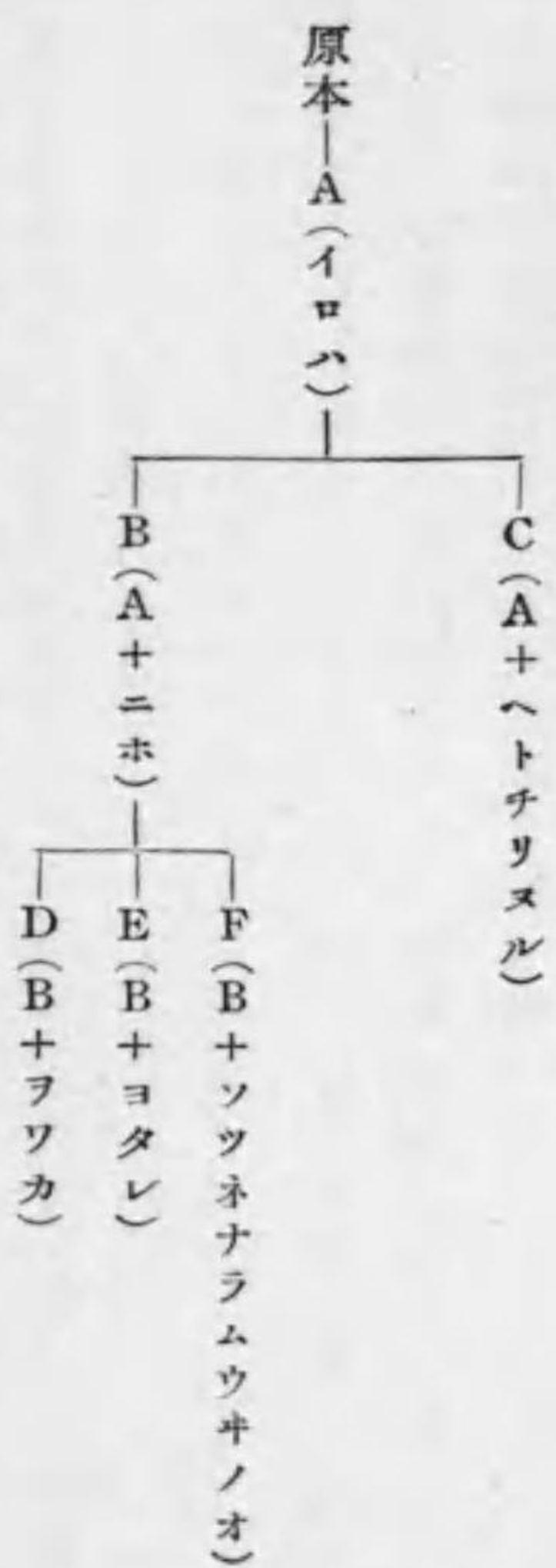
C に於て A の上にヘトチリヌル

D に於て B の上にヲワカ

E に於て B の上にヨタレ

F に於て B の上にソツツネナラムウキノオ

の如く發生してゐることが分るであらう。即ち B C D E F は A と血縁關係をもつてゐるが、C は B と他と無關係であり、D E F は B と血縁關係をもつてゐるが相互には無關係であることが分るのである。かくてこの六箇の寫本の血縁系列は



の如くなるであらう。即ち、この寫本群に於ては、Aに於てB Cの二つの獨立變化が派生し、Bに於てD E Fの三つの獨立變化が派生してゐるのである。

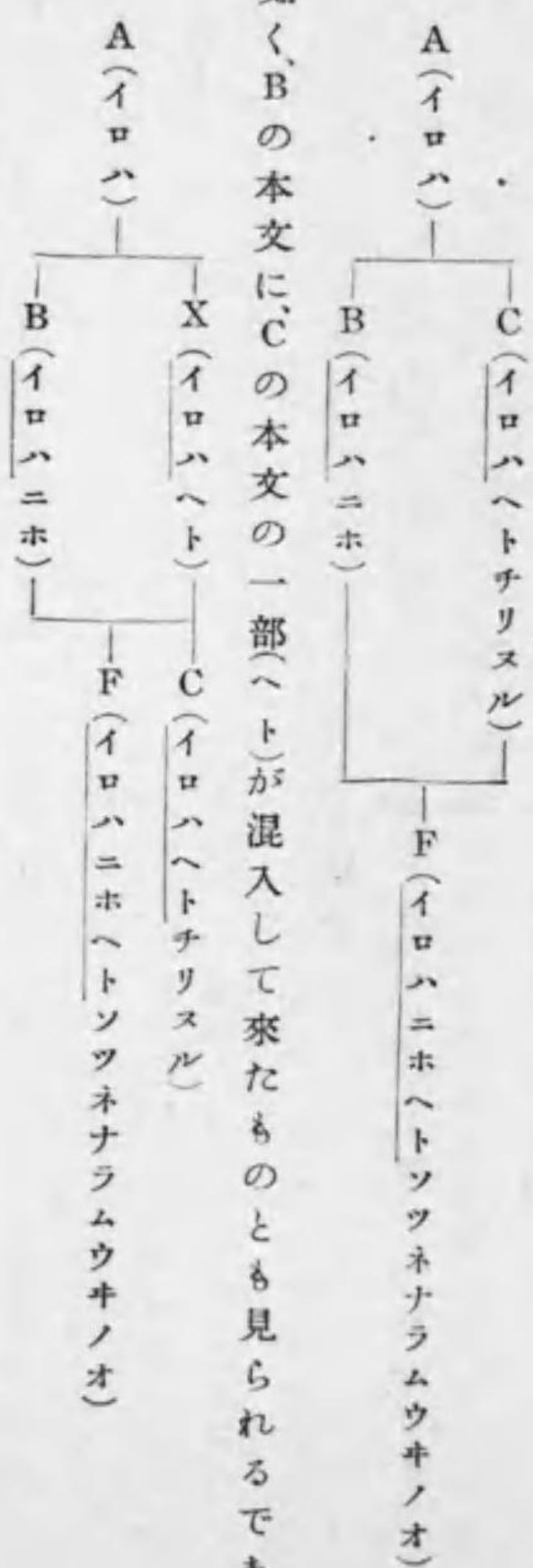
以上の二つの異文統合は、云ふまでもなく、異文の數によつて發散の程度を計ることが出來るといふ原則によつて可能である。一般に、一つの寫本は、それと「原文」又は「原型」との間に介在するあらゆる中間寫本のそれぞれの轉寫の際に作られた全異文の總計を保有する。異文は如何に複雑であつても、筆寫の箇々の行爲に於ける變化を通じてのみ生じたものである。即ち一つの轉寫行爲は、唯一つの變化のみを生じ、二つの變化を生ずることはない。即ち同一系統線内に於ては、異文の數は轉寫の回数と正比例し、異文の數量は直ちに寫本の年齢を指示するのである。

このやうな統制的な統合の行はれる場合は、矛盾がなく、その形式も亦基本的である。併し、實際には徹頭徹尾無統制とまでは行かなくても、矛盾した形が屢々生ずる場合がある。そのやうな場合は、複雑な變化によるのである。複雑な變化は前にも述べたやうに

- 一、異文が本文の混成現象によつて生ずる場合。
- 二、異文が更に變化して第三の異文を生ずる場合。
- 三、異文が成功せる推測によつて、祖先の保有した文句に復歸する場合。
- 四、書寫者が全く偶然に一致せる誤謬を犯す場合。

これ等の場合は、異文の數量的敘述が寫本の年齢を指示しない場合である。批判家の眼は、往々にして瞞され、正當な判断が曇らされるのである。例へば前記A B C D E Fの傳來本に於て、もしFの含有する異文が

イロハニホヘトツツネナラムウキノオ
であるとすれば、



の如く、Bの本文に、Cの本文の一部(ヘト)が混入して來たものとも見られるであらう。又

の如くXといふ寫本の存在が推定せられ、FはそのXとBとの混合形態として生じたものとも見られるであらう。

次にEがもしかりに

イロハニクヨタレ

となつてゐる場合即ち「ホ」が「ク」となつてゐる場合はどう考へたらよいであらうか。「ク」は他の傳本には全く存しない獨自異文である。そこで「ク」がもし「ホ」の單なる變化であるか、又は別の血縁系列の上に立つか明かでないのである。即ち

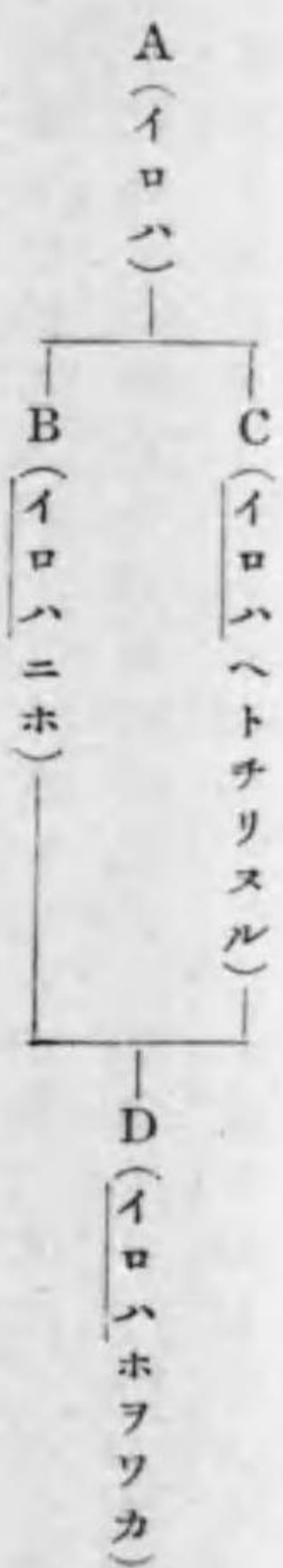


の如き血縁系列にあるかも知れないのである。

次に寫本Dがもしかりに

イロハホヲソカ

なる異文を有してゐたとすれば



の如くCとの校合によつて異文「ニ」が除去されたのかも知れない。或ひは單に推測批判によつて異文「ニ」が誤謬なりと認められて、書寫者によつて訂正されたのであると見ることが出来るかも知れない。又



の如く「ホ」を偶然的誤謬の一致と見ることが出来るかも知れない。

これ等の場合には、他の異文の複合状態を吟味したり、又は他の種々なる規準に照合したりして、いづれが最も妥當であるかについて吟味されなければならぬ。ここに、各異文(番號によつて特性づけられたる)の一つ一つについての吟味、即ち箇々の異文の「検査」の手續がはじめられなければならないのである。

第二節 異文の検査

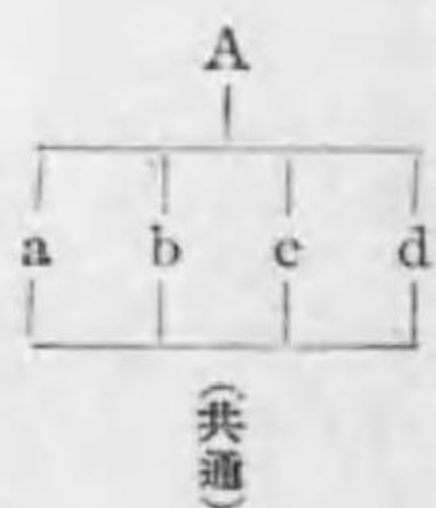
異文は相互に對立する本文であるから、その中の一つが「純粹」であれば、他はすべて「純粹でない」に相違ない。しかし、その中の一つは必ず「純粹」であるとは、斷言の出來ないことであるから、従つて全部が「純粹でない」こともあり得るのである。このやうに、異文には「純粹なもの」と「不純なもの」と「雜居してゐるのであるから、異文の統合に於ては、純粹なもの」と「不純なもの」と「検査されなければならぬ」。この検査によつて、いづれの異文が最も「純粹なもの」として考へられるか、同價値のものとして考へられるか、他よりも「不純なもの」として考へられるか等が明かにされるのである。

異文は、如何なるものと雖も検査なくして否認されることはない。異文は、或る一つの書き方の二様又はそれ以上の變化に外ならないのであるから、検査に於ては、その異文を含む本の書本（直接の祖本）のもつ根幹的な書き方との直接的な比較以上に確實な方法はあり得ない。しかるに、そのやうな書本は殆ど傳來してゐないのが普通である。そこで、先づ現存諸本に含まれてゐる異文の統合を試み、その統合の過程内に生ずる困難を一つ一つ克服し、統合を完成することによつて、失はれた本文を再建するといふ順序がとられなければならない。このやうな統合の手續内に見出さ

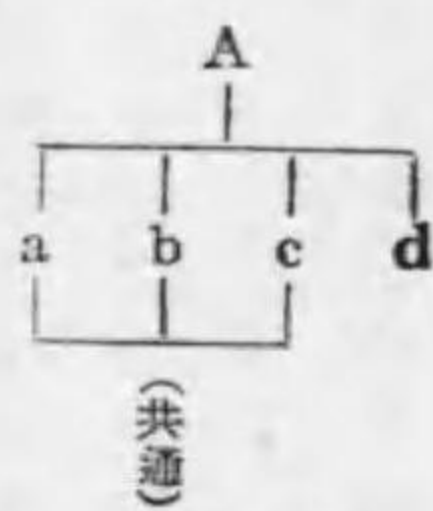
れる困難とは、多くの異文の中に存在する、疑問ある孤立異文の發見と批判とである。これ等の孤立異文は、それ等の位置する系統線の支脈（branch）に應じて、自ら自己の種性を告白することがある。この系統線の支脈には二つの基本的な様式がある。多支脈と二支脈とがこれである。

一、多支脈（三支脈又はそれ以上の場合）

1. 傳來本 a b c d が、他の異文統合及び他の諸々なる規準によつて、三支脈又はそれ以上の系統線上にそれぞれ位置することが明かである場合、a b c d の書き方の一致は、原型 A の書き方を決定するであらう。

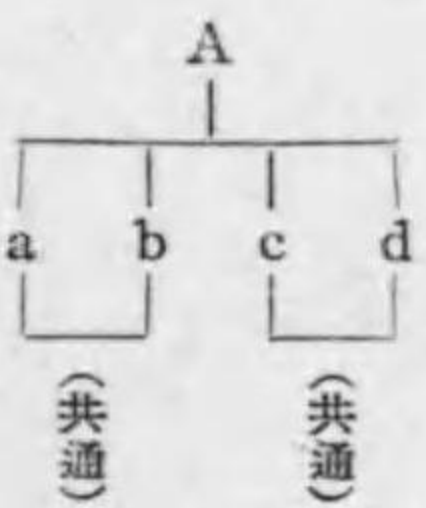


2. a b c が共通し、dのみ孤立する場合、原型に書寫者を惑はしめるやうな陷穽の存しないかぎり、dは不純である。

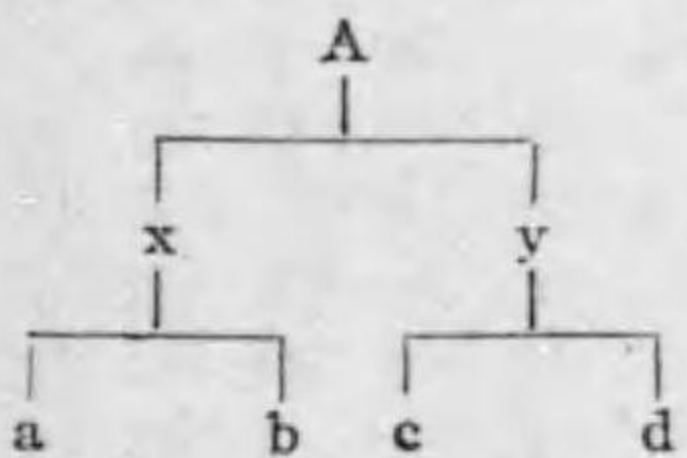


この際多數を占める所の一致せる異文が、純粹なものとして選擇される。文獻批判に於て、科學以前の方法として排斥された多數決の方法の適用の可能なる場合は、ただこの場合にかぎるのである。

3. a bが共通し、c dが共通して、しかもこの二組が相互に對立してゐる場合は、二組の中のいづれが純粹であるか不純であるか不明である。

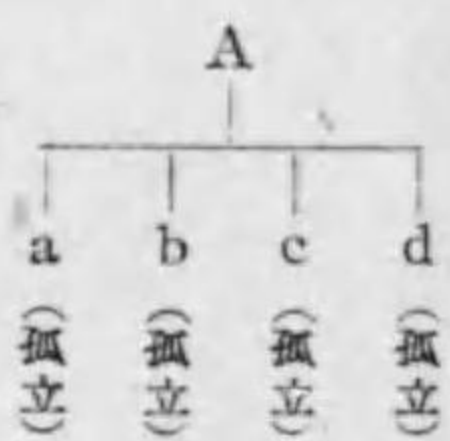


この統合は、或ひは二支脈の複合形式に細分することが出来るかも知れない。即ち



の如き系譜に置き換へ得るものかも知れない。

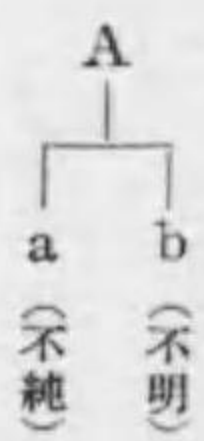
4. a b c dのすべてが孤立する場合は、他の異文の統合や他の諸々なる規準を導入しない限り、Aの再建は不可能であり、従つて四者の中いづれが純粹であるか不明である。



二、二支脈の場合

傳來本 a b が、二支脈の系統線上に位置する場合には、検査は困難である。

1. 異文中一方が不純たることの明白な場合



異文の中の a が、書本 A の書き方を傳へない不純な異文であることの明かである場合、b は純粹か不純か不明である。常に b から A が再建されるとは限らない。

2. 異文の二つとも不純たることの明白な場合

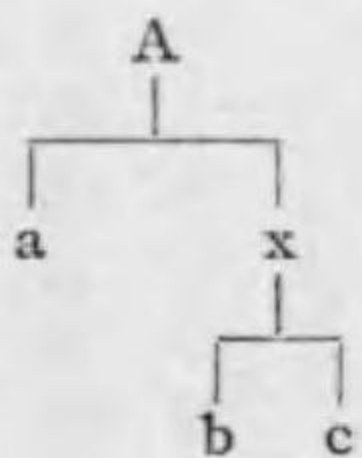
異文 a b ともに書本 A の書き方を傳へない不純な異文であることの明かな場合、A を再建することは不可能である。

3. 異文の二つとも純不純の不明な場合

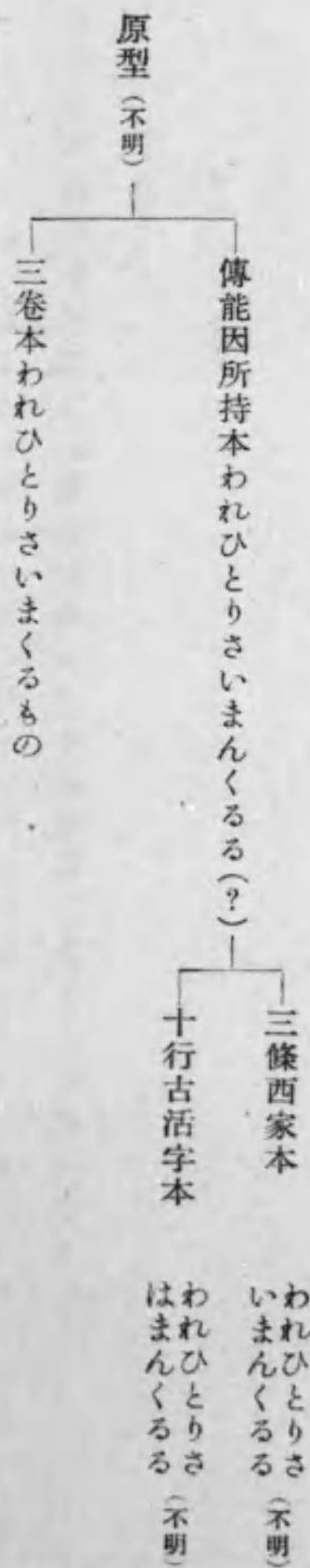
異文 a b が二つとも純粹とも不純とも、如何なる方法をもつてしても説明し得られない場合、A の書き方の推定は不可能である。例へば、枕草子一〇四段中の異文について見ると

原型(不明) | 三卷本 ここにかうさふらふ(不明)
| 傳能因本 ここにかうさふらふ(不明)

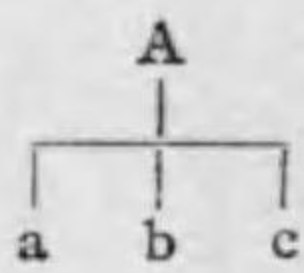
4. 一つの異文に加へて更に二箇の下位異文の加はる場合
この場合 a b c が現存し、b c が失はれた x から派生した場合、a b c が比較されるのではなく、b c の比較によつて推定された x と a とが比較されるのである。



例へば枕草子「にくきもの」の中の異文について見ると



能因本は恐らく「われひとりさいまくるもの」であらうが、三卷本はその推定本文と比較されるべきである。萬一 b c からの x の再建が不可能であるならば、x b c の變化を總括して a とあらはして處置すべきであり、決してこれを



といふ三支脈の形式に改めて處置してはならない。このことは自明なことであるが、批判家の屢々陥る方法上の誤謬である。

前節に於て述べたやうな異文の統合が、公式的に何等の矛盾もなく行はれるといふことは、實際には殆どないと云つてもよい。異文の中には公式的に單純に解決することの出来ない幾つかの疑問が必ず現はれて来る。このやうな本文上の疑問に對しては、常に慎重な検査がなされなければならぬ。

注一 「純粹」といふ術語は、文獻學上に於ては特殊な意味を含有するものである。本書第四章第一節参照。
注二 本書第八章第二節及び第十一章第三節参照。

前項で述べたのは、異文の統合の際にあらはれる特殊な異文が、果して純粹であるか否かの審問をうける場合の基本的な形式についてであつた。カードによる統合は、全然異文の形態と數量云はば異文それ自身の本質的な性格を根柢として考察され、寫本の派生に關する他の如何なる假定をも根柢としてはゐなかつたのである。従つて統合に於て特殊な孤立性を呈示する異文の由つて來る所は、單なる異文に即しての統合の過程それ自身では明かにすることの出來ないものであつて、異文發生に關聯のあるあらゆる可能な假定の下に再吟味せられなければならないものである。即ちその異文を含む寫本が、他の多くの異文に於ては、一定の組合せによつて、他の三箇以上の寫本と共通してゐながら、その異文にかぎり孤立して、しかも不可解な特異性をあらはす場合である。寫本 a b c d に於てあらはれる異文の特異性には次のやうな場合がある。

一、當該文句の他の共通の異文は非合理的例へば意味不通の如きであるにかかはらず、この孤立せる異文のみ合理的である場合。



a b c d が、共通祖先 A から派生したものであることが、他の異文の統合ならびに傳來事情その他の根據から明示せられてをり、a c d が非合理的な共通異文を有する點で一致してゐな

がら、ひとり b のみが孤立して合理的な異文を提示する場合、b の書寫者は何處からその書き方を求めてきたのであるか。その源泉が、傳來本の現存及び推定の如何なる本文からも證明され得ない場合には、b の異文は、書寫者の推測批判による改正と目すべきであらう。

二、當該文句の他の共通の書き方は非合理的であり、その孤立せる異文も亦同様に非合理的である場合。

もし、他の系統線内の諸寫本の異文中から校合したとの明證がないならば、この場合は恐らく b の書寫者が、誤謬を重ねたのであらう。何となれば彼が故意に意味不通な非合理的な改正をなすことはあり得ないからである。

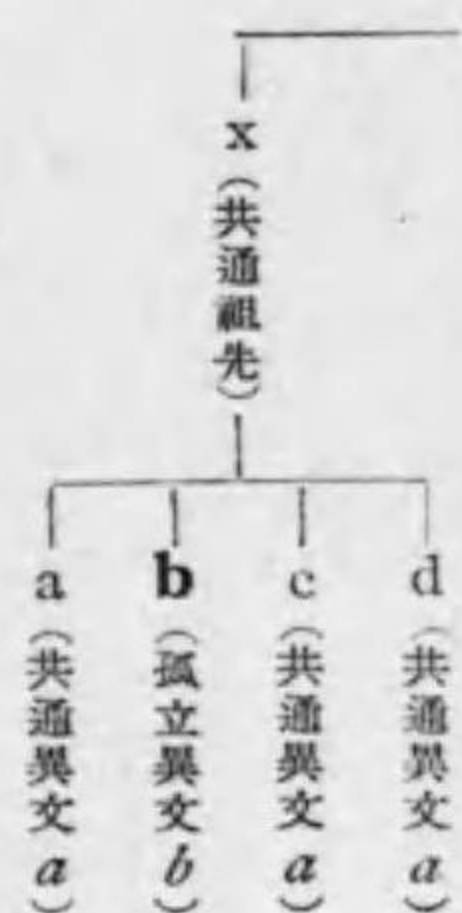
三、當該文句の孤立せる書き方が合理的であるにせよ、非合理的であるにせよ、他の共通の書き方は合理的である場合。

もし、その孤立異文が、他の系統線内の諸寫本の異文中から校合したとの明證がないならば、右の場合には b の獨自誤謬となすべきである。

四、當該文句の共通の書き方と一致せず、他の系統線に屬する寫本中の異文と一致する場合。



第十章 異文の統合とその検査



bは當然祖本xの特色たる異文aを有すべきであるにかかはらず、他の血縁系列上の諸本と共通の異文bを保有することによつて孤立してゐるならば、bは恐らくyか或ひはefghのいづれかとの混成によつて異文bを得たものであらう。

右のやうに、異文の統合を不規則ならしめる違例、即ち孤立異文の現れるのは、四つの場合に限られるのである。しかしして第二及び第三は獨自誤謬と目すべきものであり、その検査は容易であり、次のやうな二箇の新しい族を生み出す可能性を有するものである。



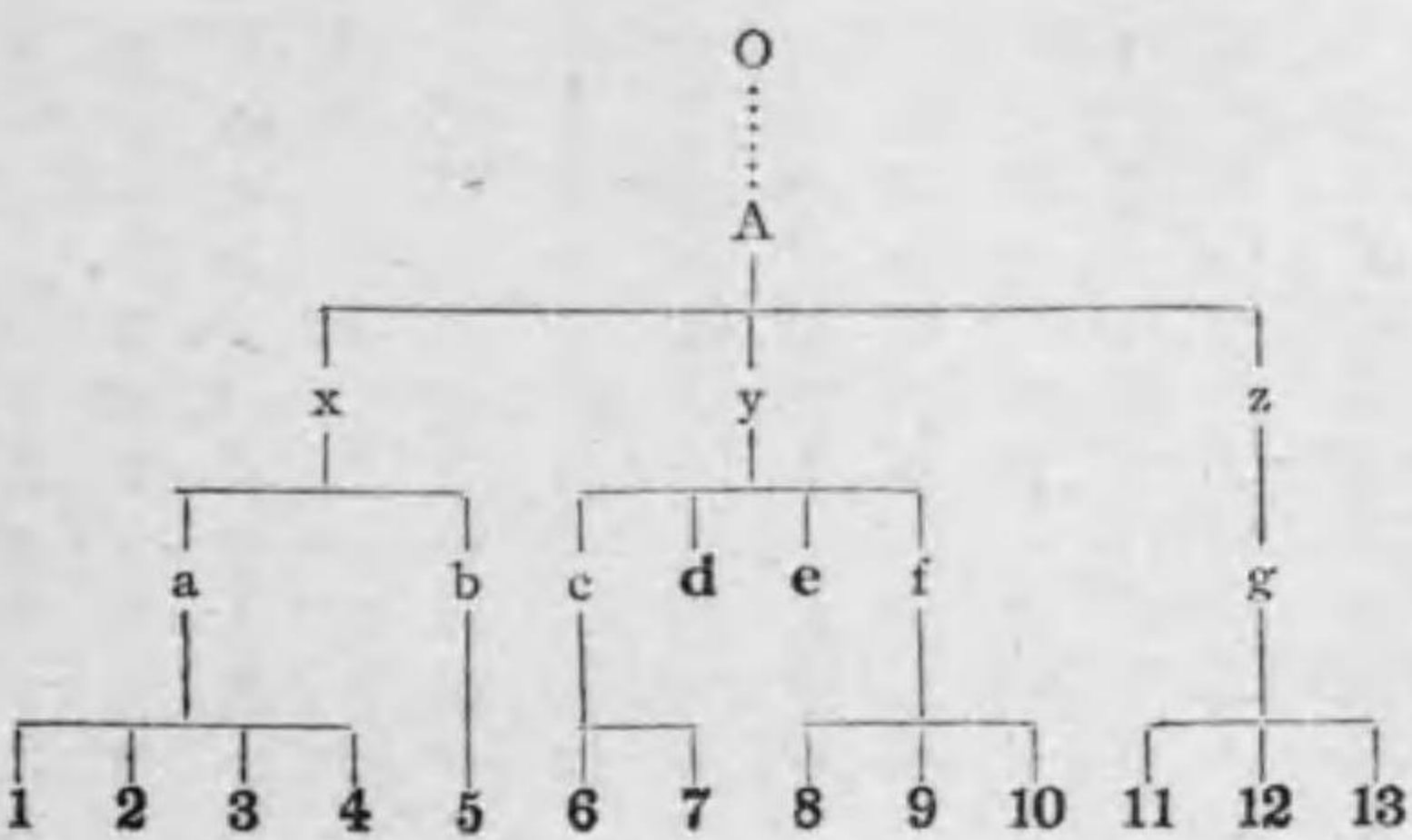
右の中の2は、dの代りにacのいづれでもあり得る。これ等のいづれであるかは、恐らく他の異文の統合の結果が決定するであらう。

統合に於て、最も多くの紛糾を導き來るものは、第一と第四である。書寫者の私意による改訂、特にそれが成功せる改修である場合には、批判家は、その擬裝的な正當性に瞞されて、全體的に系譜の建設を誤ることがある。又他系統の寫本との校合による混態も、往々にして系譜建設を絶望に陥れることがあるのである。

しかしながら、右のやうに共通異文中から孤立する不可思議な異文は、原始の様相について、何等かの意見を形成せしめるやうな特異性を展開するのが普通である。その何等かの特異性を把握して、孤立異文のもつ系譜上の意義を闡明することが、異文の検査に外ならないのである。しかしして、異文の検査に於ては、多方面の知識が総合的に作用しなければならぬのであるが、それ等の知識と判断とは、第五章に述べた文獻批判の三つの規準の正しい適用に外ならない。即ち一つの疑問ある異文に對して、

- 一、傳來寫本としての内部的、外部的な事情に矛盾は生じないか。
- 二、異文成立(誤寫)の心理學的説明は可能であらうか。
- 三、歴史的諸條件に矛盾はないか。

の三方面から慎重に吟味せられなければならないのである。右に述べた基本的な事柄をもとにして、かりに左のやうな本文系譜を構成した作品があるとして、現在ゴチャクであらしたものは、何か寫本を傳へてゐないといふ場合、失はれた本文は果して再建可能であらうか。検査の原則は如何なる事實を教へるであらうか。



- 一、aの再建は可能である。
- 二、bの再建は不可能であるが、5からaを設定することが出来る。
- 三、cの再建は可能である。
- 四、fの再建は可能である。

- 五、gの再建は可能である。
- 六、xの再建はほぼ可能である。
- 七、yの再建は可能である。
- 八、zの再建は不可能であるが、gからβを設定することが出来る。
- 九、Aの再建はほぼ可能である。

右は混成現象の生じてゐない場合であるが、もしかりに數箇の寫本に於てそれが生じてゐるとしても、その證據は必ず何かの形で統合の上にはあらはれてくるものである。異文の數量と組合せとが、そのやうな汚された血縁に對する疑惑を指摘するに相違ないのである。なほこの混成の現象と、その批判については別に考察することにした。

あらゆる本文の發散は、箇々の寫本の變化を通して歩一歩發生するといふ事實から、その正當性や可能性が生ずる。異文は突如として生じたものではなく、書寫による絶えざる變化によつて生じたものである。異文の検査を不可能にするものは、單に證據の缺如であつて、決して派生の性質ではない。ここに、證據としての奥書傳説註記傳來の事情、書風、紙質、裝幀等の事項をはじめとし、書籍の外部的損傷による脱文等の明かな證明による類推が必要となつて來るのである。

検査は常に必要である。検査は統合の前提であり、統合も亦検査の前提をなす。統合と検査とは相對概念である。検査は異文の變則な統合を許さない。變則な統合は系統關係に關する推理を無効にする。寫本を統合し、寫本の等級を決定するために、寫本は常に検査されなければならない。

いのである。

- 註一 本書第十三章参照。
- 註二 本書第十二章参照。

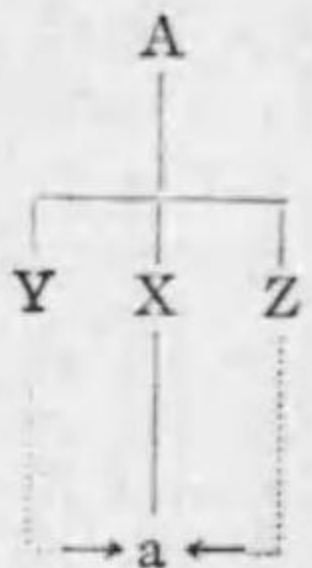
第十一章 異文による傳來寫本群の統合

第一節 寫本統合の意味とその基本形式

異文の統合に關聯して考へて見なければならぬことは、異文を含有してゐる寫本の統合についてである。ここで統合と云ふのは、グレッグ W. W. Greg の所謂 grouping⁽¹⁾ とか、アンタン Dom Henri Quentin の所謂 classement⁽¹⁾ とほぼ同じ意味のものである。「異文」と「異本」とが區別すべき概念であるが如く「異文の統合」と「寫本の統合」とも同様に區別すべき概念である。例へば、寫本 a と b とが、

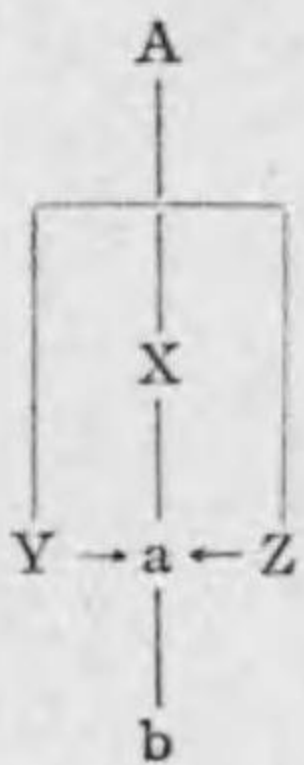
A — X — a — b

しかるに、a の本文の上に他の系統線例へば Y Z の系列の上に位する二つの寫本の異文が校合せられたとする。即ち



第十一章 異文による傳來寫本群の統合

次にbが任意それ等の校合の異文を取捨しつつaを書寫したとすれば、ここに混態が生じて、



の如き關係となるのである。aの中にYやZを導き入れたものは、寫本の總體ではなくして、箇々の異文なのである。異文が二つ又はそれ以上の寫本を結びつけたのである。

しかしながら、右の例でも明かなやうに、異文は必ず寫本に依存し、それ自身單獨には決して存在することの出来ないものである。従つて、異文の統合は、たとひ一旦因數に分解せられるとしても、必ず再び寫本に復し、寫本を單位として處置されなければならない。しかし、又同様に寫本の統合は、その包含する箇々の異文の統合の指示する所のものによつてなされなければならない。二者は互に相倚り相輔けて、自己を完成すべきものである。實際の操作としては、異文統合からはじめられ、寫本統合に至つて完成するのであるが、併し、細部の箇々の異文は、自ら無限に細部を淨化せんとする志向を有するのであつて、一旦本文系譜が成立した後、に於ても、再び疑問ある箇々の異文が吟味せられ、その新しい結論によつて、一旦定められた該寫本の系譜上に占める位置の變更が要求せられることがあるのである。系譜上の地位を決定的にするものは、奥書でも傳説でもなく、異文自身である。ここに、異文の統合と寫本の統合との密接不離な依存關係が存するのである。

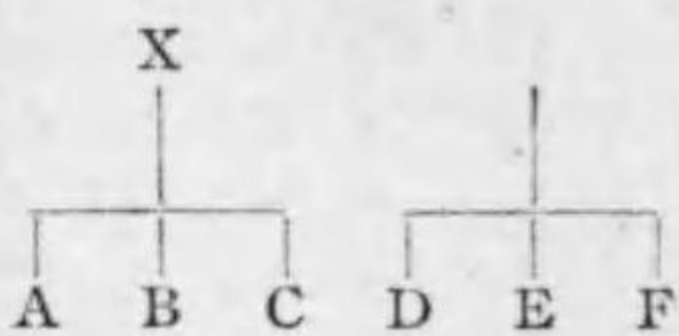
さて本書第四章第二節に於て述べた異文の水平的變化は、傍系との間に、統合の關係を生ずる。

この寫本の統合には二つの方面がある。即ち

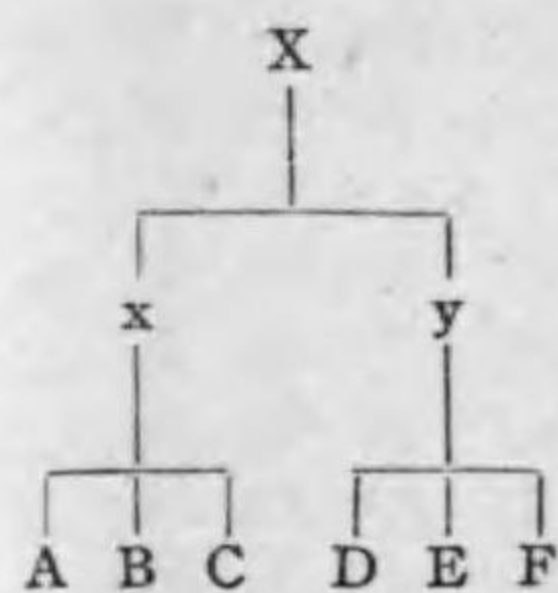
- 一、特別の書き方に關して、それ等が一致してゐるか一致してゐないかによる場合。
- 二、若干又は全部の異文の一致不一致による場合。

がこれである。文獻批判は、必ず餘す所のない全部の異文の完全な統合總括にまで至るべきである。しかし、大體の系統的關係は、特別な書き方の一致不一致によつても、ほぼ確めることが出来るであらう。細部の特別な異文の吟味のはじまる前に、先づその寫本の全體としての統合的處置がなされ、一應全系譜が建設される必要がある。この統合は、それ自身重大な考察を暗示するものである。即ちこの統合によつて、はじめて現存寫本の全部のリストが理解されるからである。

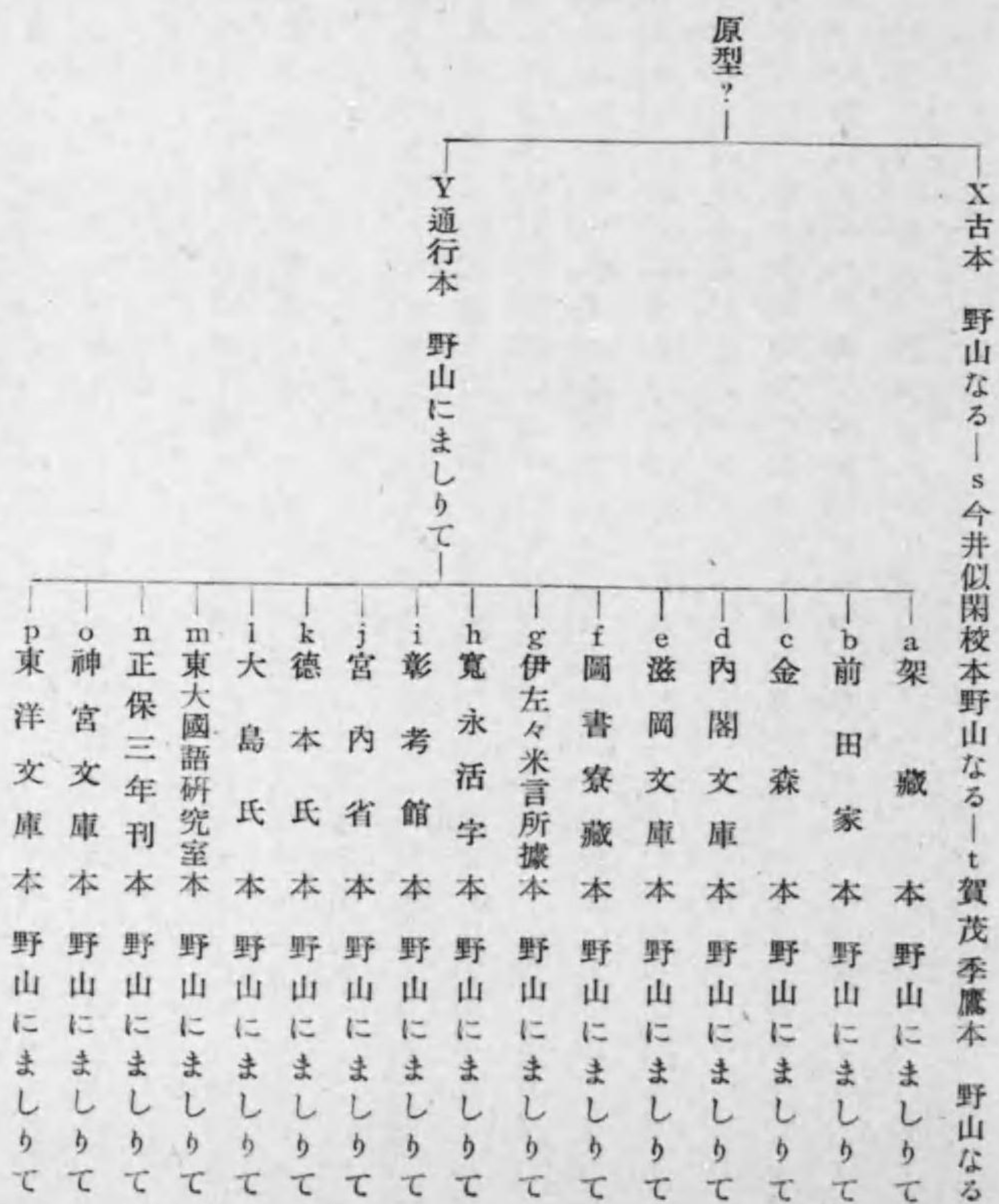
グレッグは「集群」groupといふ術語に對して二つの異なる意味を規定してゐるが、この集群といふ概念は、統合の中に族を發見する方法に於ては、かなり重要な概念である。一は單なる變化的集群 variational group であり、他は發生的集群 genetic group である。前者は共通して或る書き方即ち異文をもつ寫本の單なる集群であるが、後者は所謂排除的共通祖先 exclusive common ancestor をもつことによつて特性づけられてゐる系譜の支脈である。排除的共通祖先とは、後に述べるやうに、或る集群に對しては共通にして、他の殘存寫本の集群に對しては然らざる最後の祖先をさすのである。例へば現存又は推定寫本Xが、A B C D E Fの六箇の寫本の中A B Cに共通して、C D Eに對して然らざる場合、即ち



の如き關係にある寫本Xをさすのである。かくの如く、寫本A B C D E Fの中、A B Cが發生的集群を組織するならば、當然D E Fに對して異文を含有しなければならぬ。逆に異文が常に寫本をA B CとD E Fなる二群に分つことが明かであるなら、その時はこれ等の二群には發生的關係があるといふことが出来るのである。かくて寫本の關係を決定する過程は、云ふまでもなく變化的集群から、それに対応する發生的集群を推測することに存するのである。かうして、前掲の不連続系譜は、次のやうな連続系譜に構成しなほされるであらう。



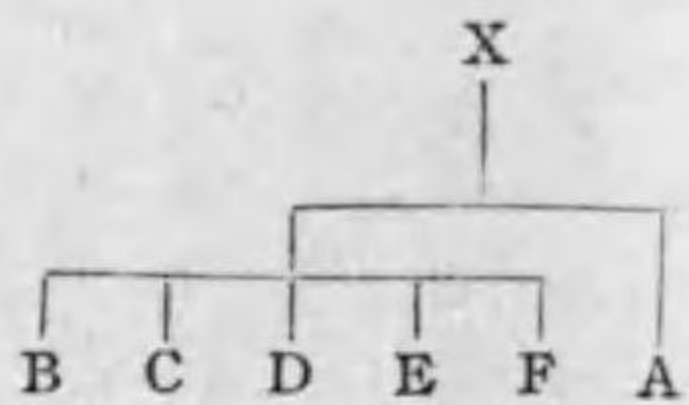
今例へば竹取物語の巻頭の一つの異文について見るに



右の場合通行本たる a...f の十六の寫本は、その水平的な相互關係はしばらくおき、全體的總括的に見て大きな集群を形成し、s t に對して排除的共通祖先 X (通行本の共通祖先) を有してゐるのである。

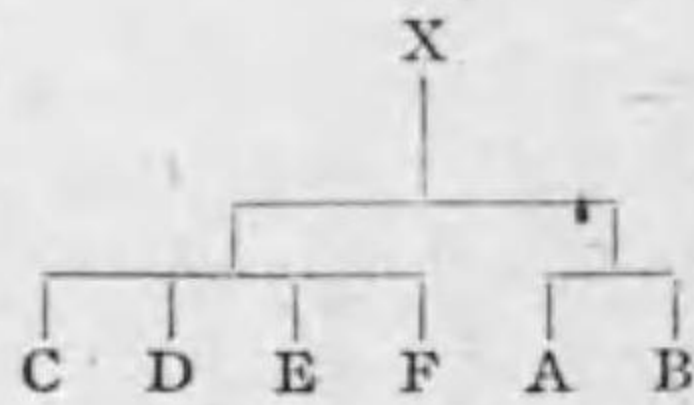
我々は前章第二節に於て、異文が原型推定の際にもつ效果は、それ等の異文の位置する系統線の支脈によつて一様でないことを述べ、二支脈と三又はそれ以上の支脈のもつ系譜學的意義にふれておいたが、このことを、異文の側から見て、二つの異文の類型を示し、これについての系譜學的意義を論じたのは、グレッグ W. W. Greg である。グレッグは、異文を單純異文 simple variant と複合異文 complex variant とに區別したが、前者は異文が二つの集群によつて支持されてゐる場合であり、後者は異文が三つ以上の集群によつて支持されてゐる場合である。前者は、二つの異文のいづれかにあらゆる寫本が分屬する場合であつて、二支脈の系統線上にあらゆる寫本が統括される。後者は、三つ又はそれ以上の異文のいづれかにあらゆる寫本が分屬する場合であつて、三支脈の系統線上にすべての寫本が統括されるのである。

如上の二つの異文類型の中、前者即ち單純異文は、これを二つの形式に分けることが出来る。その第一の形式は、一つの異文の集群が唯一の寫本によつて成立つものである。例へば寫本 A B C D E F の六箇の寫本の關係について云へば、



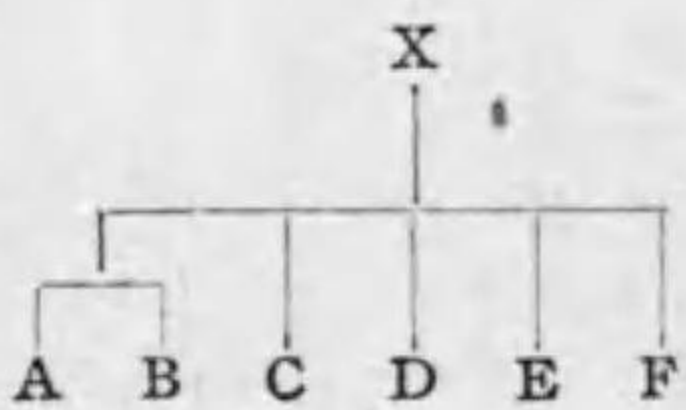
の如きものである。

次に第二の形式は、各集群が二つ以上の寫本から成立つものであつて、例へば、



の如きものである。

後者即ち複合異文は、三・四・五・六の集群があるに従つて、それぞれ三・四・五・六の形式を包括するものであつて、例へば第五形式ならば、



の如きである。

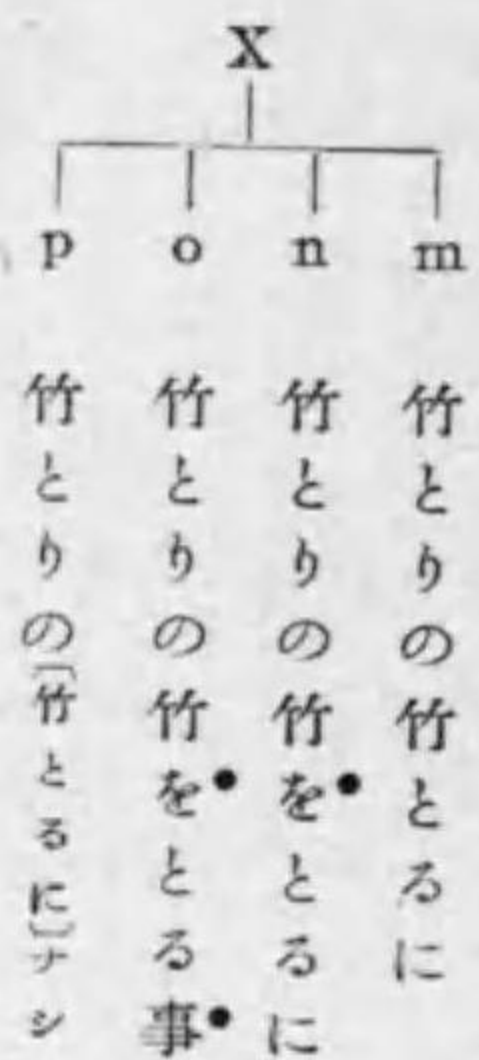
グレッグは、氏自らも云つてゐる、その「やや氣取つた標題」の著書たる「異文の微分學」The Calculus of Variants, 1927. に於て、過去の原典批判學が適用して來た所の論理的規則をば、可及的に定式化することによつて、嘗て屢々驚くべき不注意と散漫さをもつて用ゐられて來た推理の條件や形式に確實性を與へようと努力してゐるが、このA B C D E F六箇の寫本の如上の關係についても、次のやうな定式を與へてゐる。このやうな試みは、過去の文献學が、傳統的な方法によつて得ることの出來なかつた如何なる新しい成果をも産み出しはしないが、しかし比較的勞少く、且つ比較的に以上の確實さをもつて、それ等に到達せしめる點は認められるべきである。

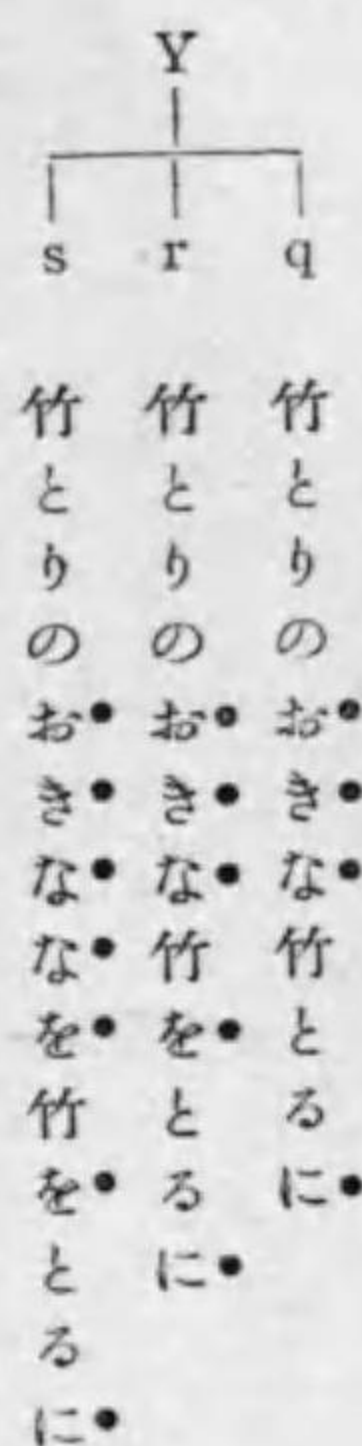
- 單一
一形式 N:A. N:F 等
二形式 N:AB. N:EF. ABC:DEF 等

- 複合
三形式 N:A:F. N:DE:F. AB:CD:EF 等
四形式 N:A:E:F. AB:CD:EF 等
五形式 AB:C:D:E:F 等
六形式 A:B:C:D:E:F

右の中、各集群が二つ以上の寫本によつて成立する場合には、排除的共通祖先を有するものであり、その書き方が固有のものであることを示すが故に、これ等の寫本は發生的關係を有する。これに對して集群が唯一つの寫本のみによつて成る場合には、發生的關係を認めることは出來ない。それ故に排除的共通祖先の發見は、血族關係設定のための寫本統合の基本的形式であるといふことが出来る。

以上の集群と統合の形式とを、實例について見ると、例へば前にあげた竹取物語の異文の集群關係の如きは、二つの異文の集群から成るものであつて、單一異文の第一の形式に該當するのである。同じく竹取物語の異文の次のやうな集群關係は、複合異文の形式を示すものである。





右の中には明かな誤謬又は混成となすべきものもあるが、これ等の統合が可能である場合、族の構成は必ず可能である。我々はここにかりに推測校訂及び混成の現象を豫想しなすれば、おきな²の三字の有無によつて、一先づ、m n o p を包括する X と、q r s を包括する Y との二部門に統合することが出来る。しかして、おきな²の存在が、推測批判の結果生じたものであるか、混成現象によつて生じたものであるかは、他の異文の統合の示唆する總括的意見によつて、自ら説明可能な状態に導かれるであらう。

註一 W. W. Greg, *The Calculus of Variants*, 1927.

註二 Dom Henri Quentin, *Essais de critique textuelle*, 1926.

註三 註一と同書参照。

註四 同上。

第二節 寫本の相互關係より族の形成へ

一

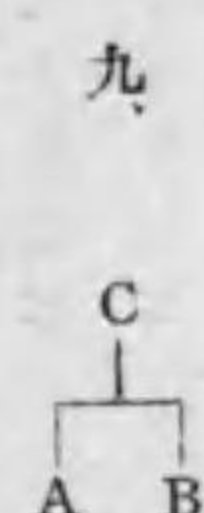
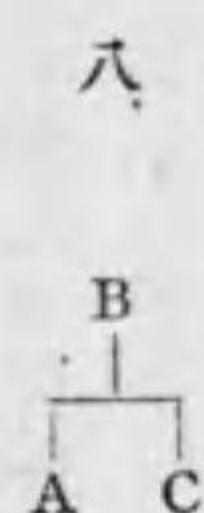
我々は、寫本の統合による系譜設定に於て、最も原始的な族形式は寫本群の中に排除的共通祖先を發見することによつて把へることが出来るであらうといふことを前節に於て述べて來た。更に寫本相互の關係の最も根源的な形態を考へて見たい。ここにグレッグ W. W. Greg の所謂發散 divergence の觀念と、クアンタン Dom Henri Quentin の三箇の寫本の處置に關する一般概念とを導入することは、敘述を簡明にするために役立つであらう。クアンタンの指摘したやうに、書寫の傳來 tradition manuscripte の姿態は、一律のものではない。三箇の寫本 A B C が、もし相互に直接の依存關係を有するとすれば、必ずこの前提がなければならぬ(この關係は常に本質的に次の六つの圖形の一に翻譯し得られるであらう。

- 一、 A—B—C
- 二、 B—C—A
- 三、 C—A—B

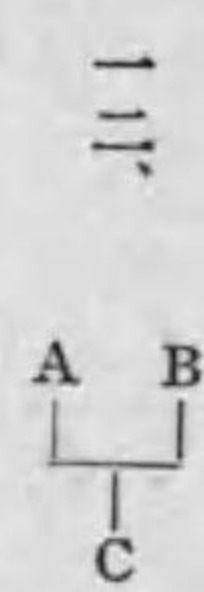
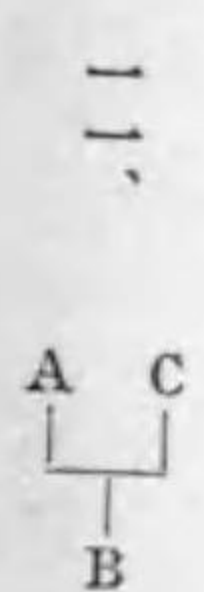
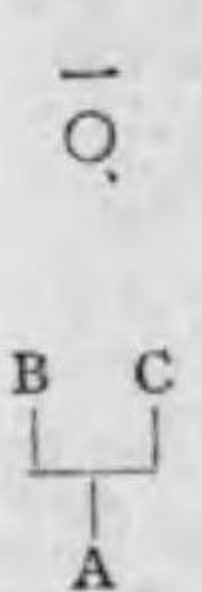
及びその逆の場合

- 四、 C—B—A
- 五、 A—C—B
- 六、 B—A—C

これ等はグレッグの所謂原典的發散 textual divergence の場合であつて、各々の寫本は、必ず兩極限の中の一つの位置、又は中間の位置を占める。又これ等の三箇の寫本は、次のやうな關係を示す場合もある。



七から九までは、グレッグの所謂派生的發散 derivational divergence の場合である。又一から九までは單性生殖であるが、次のやうな場合もあり得るのである。即ち



一〇から一二は、所謂本文の混態 contamination の場合である。

さて、A B C の三箇の寫本に、何等かの依存關係がある、とすれば、(ない場合は自ら別である)必ず右のやうな發生的關係が存するに相違ない。これ等の發生的關係は、即ち族關係を示唆するであらう。しかし、このやうな族の形成の發見のために重要なことは、與へられた三箇の寫本中に、中間的な寫本が見出されることである。中間者によつてつながる三箇の寫本の關係の基本的形式は、族關係の最も根源的なものである。ことに、中間者の發見は本文批判に最も困難視されてゐる混態の謎を解くであらう。或る作品を傳へてゐる現存及び推定の全寫本の系譜學的組織といふものは、これ等の基本的な關係を有する箇々の寫本の前後左右に廣がる全體系に外ならないのであつて、これ等の關係以外のものでは決してないのである。

寫本のすべての集群には、それ故に、必ず共通祖先があるべき筈である。もし、そのやうな共通祖先が認められないのであれば、集群は同一の作品を保持することは出来ないであらう。前節で述べたやうに、グレッグが、或る集群に對して共通し、他の殘存寫本の集群に對して然らざる最後の祖先を排除的共通祖先とよび、A B C D 四箇の寫本につき共通祖先を $\overline{A, B, C, D}$ とあらはし、排除的共

通祖先を $X^A, ABCD$ とあらはしてゐるのは、共通祖先の概念を明確にして、その概念の不確實に起因する一切の誤解を避けしめるのに有用であらう。

註一 W. W. Greg, *The Calculus of Variants*, 1927.

註二 Dom Henri Quentin, *Essais de critique textuelle*, 1926.

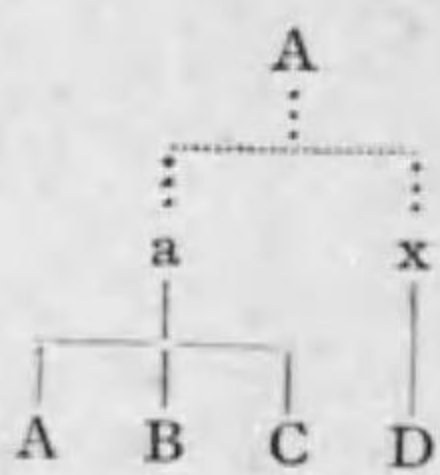
二

前にも述べたやうに、寫本の統合は直ちに寫本族の構成に結合する。族とは相互に依存し合ふ祖本と後裔本との特別な血縁關係を意味する。族は他の族と同様に系譜樹 *genealogical tree* をもつてゐるが、その系譜樹は云ふまでもなく種々の寫本の系統又は轉化 *descent* を示す線の總和である。系統線 *line of descent* は一つの系列であり、その連續的の問柄は親子關係によつて結ばれる。あらゆる寫本は必ず族の中に生れて來たものである。存在するといふこと自體が傳統を意味し、血縁系列の存在を證明してゐるのである。現存寫本の多くは系譜を忘れて孤立したものが多く、しかしそれは彼等の本來の相ではない。彼等はずもともと傳統と系譜をもたなければ存在し得ないものなのである。

族は單なる外部的な關係だけではなく、内部的な發生的關係を含むことは云ふまでもない。寫本の族は、人間の族と類似してゐるが併し全然同一ではないことは云ふまでもない。即ち前者は

一對一又は一對多を以て原則とするが、後者は多對一又は多對多を以つて原則とするのである。但し本文の混成の場合には、寫本の族に於ても、人間の族の如き關係を呈示することのあるのは勿論である。

前節に述べた寫本の統合による變化的集群からの發生的集群の發見は、系譜(シユテムマ)の建設のためにきはめて重要な段階である。この關係を更に具體的に云へば或る寫本 D が原始的な書き方を保持し、他の寫本 A B C が原始的なものでない所の同じ書き方をもつてゐることによつて一致すれば、その場合には、これ等の寫本は發生的な一對を形成し、その變化の生じた他の寫本 a から共通的に派生したことになるのである。かうして、我々は、異文表の中から、血縁關係の可能な一聯の系列を發見し得るのである。



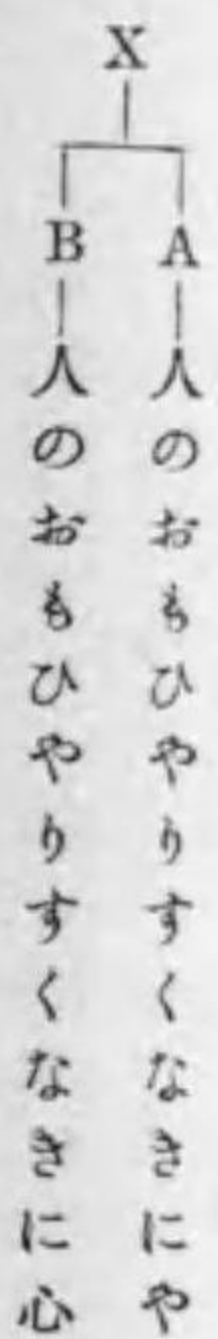
例へば堤中納言物語花櫻折る少將の「人のおもひやりすくなきにや」といふ本文に對して A B C の三つの異文があり、それぞれに所屬する傳來本が、

A 人のおもひやりすくなきにや

a 林崎文庫舊藏本 b 松井文庫本

第十一章 異文による傳來寫本群の統合

- e 島原本
 - d 三手文庫本
 - e 神宮文庫本
 - f 帝國圖書館本
 - g 尊經閣元祿本
 - h 尊經閣天和本
 - i 阿波文庫舊藏本
 - j 尙古文庫舊藏本
 - k 富士谷御杖本
 - l 横山由清舊藏本
 - m 架藏本
 - n 村上文庫舊藏本
 - o 李花亭文庫舊藏本
 - B 人のおもひやりすくなきに心
 - p 南葵文庫本
 - q 函崎文庫舊藏本
 - r 狩野文庫本
 - s 清水濱臣舊藏本
 - t 井上頼因舊藏本
 - u 帝國圖書館本
 - v 大野廣城標註本
 - w 大野廣城自筆本
 - x 靜嘉堂文庫本
 - C 人のおもひやりすくなきに
 - y 伴信友校本
- の如くであるとすれば、CはBを推測校訂したあとが明白であるから、自らBの中に包含されるべきであり、結局



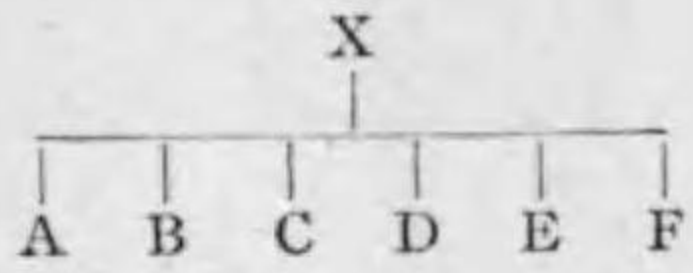
との二つの異文の對立となり、それぞれの傳來本が兩方に分れて所屬することになる。この諸本の二分は、たとひ「心」が「や」の誤寫であるにせよ、否その誤寫の相傳のあることによつて、兩者は完全に族を構成してゐるのである。

しかしながら、ここで深く注意を要することは、發生的統合に關する推論のきはめて困難なことである。何となれば、この場合純粹性に關して確立され得るものは蓋然性にすぎないからである。それ故に、その推論は十分に批判的であり、かつ重大な欺瞞を排除するだけの廣い検討を基礎としてゐなければならぬのである。その欺瞞とは、一方に於ては偶然的誤謬の一致であり、他方に於ては尤もらしき交代物即ち純粹にあらざる改訂者の修正である。

このやうにして、Aに對するBCDEFの五箇の寫本が同じ書き方をもつことに於て一致してゐるならば、決定される族の關係には左の三つの基本形式が認められる。今BCDEFをβであらはすと

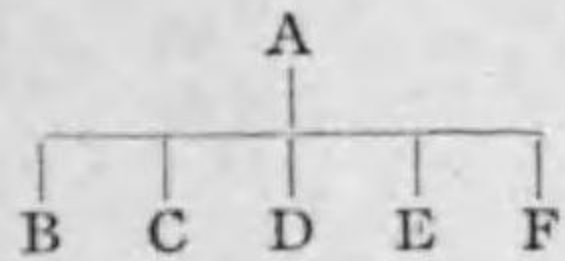
一、Aがβと一致する場合

この場合の關係は姉妹關係である。よつてAはβの族に入り來り、M:βは生じない。即ち



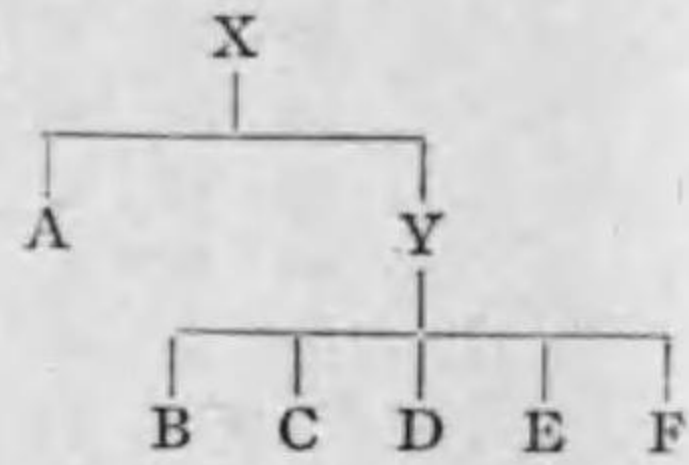
二、βがAから派生する場合

この場合は親子関係である。Aはβの共通祖先であるから、M:Vに於てAの書き方は純粹である。



三、Aとβとが傍系の関係にある場合

この場合にはM:Vに於て時としてAが、又時としてはβが純粹な書き方を保持する。



族關係が大體決定された後、各寫本に散在する變則的な異文の吟味が必要である。それ等が前掲の堤中納言物語伴信友校本の異文の如く、收斂的に復原可能の誤寫か、推測による修正かの如く、説明が容易に出来る場合には好都合であつて、直ちに普通の統合に轉換することが出来るが、これに反してそれ等が單純なものでなく、寫本關係の一切の證據が何等の解決をも暗示しないならば、ここに本文の混成の生じたことを認めなければならぬ。なほこの混成に於ける批判的處置に關しては、改めて章を設けて考察することにした。

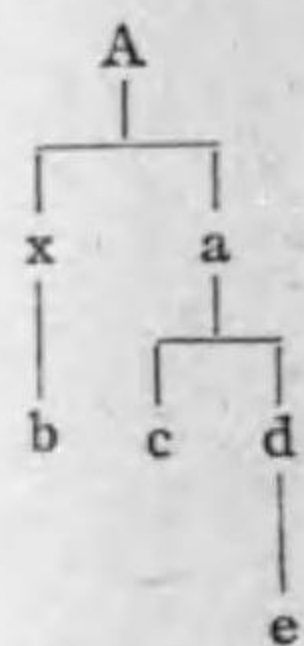
第三節 「原型」再建のための諸寫本の選擇

第九章以下に述べた異文の蒐集分解組合せによつて、寫本の統合がなされ、一通りの系譜が假設的に設定せられたならば、それにつづいて、更に詳細な異文の吟味がはじめられ、疑問のある孤立異

文が精査せられ、特に推測批判による改訂、他本との校合による混態等が確實に指摘せられて、ここに系譜の全面的改修がなされることになるであらう。混態と改竄とは、系譜の上に豫想し得ぬ番狂はせをもたらすものである。系譜建設に於ては、このやうにして、全體と部分と、綜合と分析とが、常に前提となりあひ、交互に連續して行はれることになるであらう。特に新しい資料の發見は、このやうな系譜構成の部分的な場合によつては、全面的な改修を要求するものである。

このやうな系譜の建設によつて、原型(アルヘイブス)の本文が再建せられるためには、如何なる寫本が選擇せられたらよいであらうか。更に一般的に云つて、上位異文の建設のために、末流諸本は如何に處置せられるべきであらうか。すべてが同等の價値によつて處置せられるべきものは思はれない。むしろ上位異文建設のためには、無用の下位異文は整理除去せられるべきである。何となれば無用の下位異文は單に無用であるばかりでなく、往々本文構成の過程を混亂に導いたり、その推理を歪曲せしめたりすることがあるからである。

現存寫本は唯一つあるか、或ひは多數あるかのいづれかであり、如何なる現存寫本も、現存の原據か、或ひは散佚せる原據かに基くものであることは云ふまでもない。もし現存寫本 a b c d e の系譜が、次のやうであるとすれば、



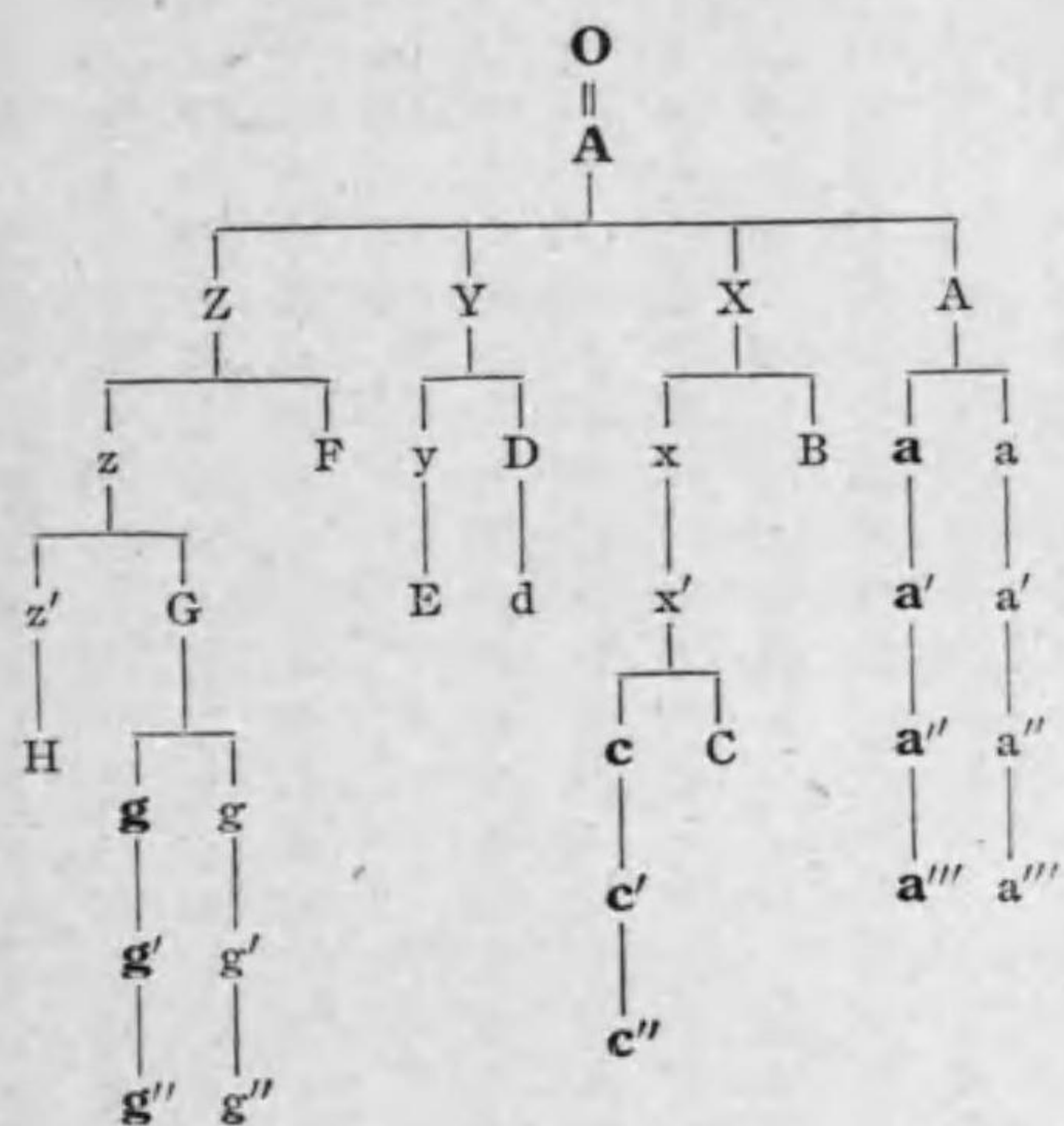
b は失はれた寫本 x に發し、e は現存寫本 d に、d 及び c は現存寫本 a に發することになる。このやうな場合、A の建設のためには b と a とのみが必要であり、c d e は無用である。b は失はれた x を傳へるといふ點で必要であるが、c d e は單に a の系譜的地位を證明するといふ點のみに存在の意義のあるものである。従つてこれ等は本文の證人として直接的價値のないものであるから、マス Paul Maas が古典的な表現をしたやうに除去(eliminatio)されなければならない。「原型」アルヘイブスは、傳統線上の龜裂の最初に生じた原據であり、龜裂後に生じたあらゆる誤謬から免れるものである。

第九章以下、今までの間に述べてきた異文の蒐集分解組合せの方法によつて、寫本の統合がなされ、一通りの系譜が再建せられたとする。その時失はれた上位本文は當然發見せられてゐるのであるが、その可能を實例に即して考へて見たいと思ふ。

今試みに土左日記本文の系譜によつて見よう。但し敘述を單純にするために、かりに末流寫本に於ける中間寫本を除外する。今現存寫本中 A B C D E F G H a' a'' a''' a' a' a' a' c' c' d g' g' g' g' 二十六本が、我々の前に示されてゐるとする。

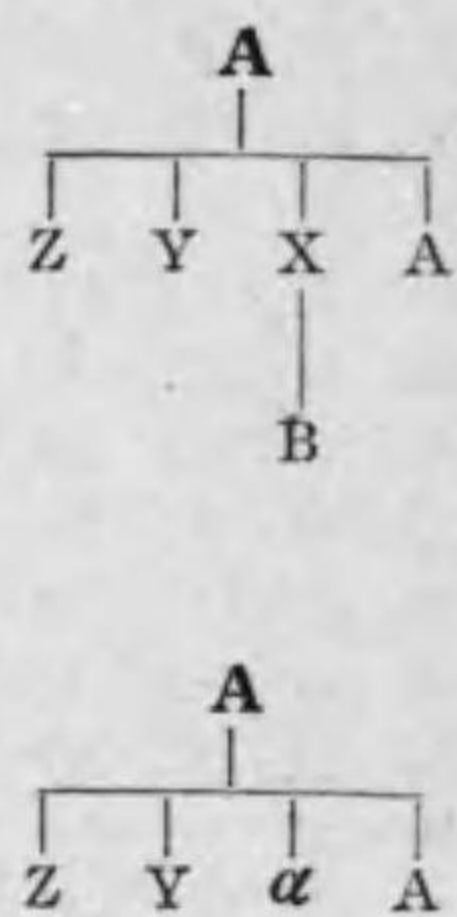
これ等の多數の寫本の中 a' a'' a''' a' a' a' の八本は、現存せる A (定家自筆本) から派生した系統線上の末流寫本群であるから、先づ除外せられるべきである。次に失はれたる寫本 x (鳥丸光廣自筆改竄本) に依存する C (架藏爲相本) c (附註本) c' (色川三中舊藏本) c'' (大阪府立圖書館本) の四本の中、c'' は附註本の轉寫本であるから除外せられるべきである。次に d (近衛家藏宗綱自筆轉寫再寫本)

は單にD(同家藏宗綱自筆轉寫本)を轉寫したものであるから除外され、g、g'、g''、g'''の六本はG(大島氏藏文祿本)の系統線上にある限り除外されるべきである。結局溯上の意味での本文批判に參與する資格のある現存寫本は、A、B、C、c、D、E、F、G、Hの九本を残すのみとなるのである。



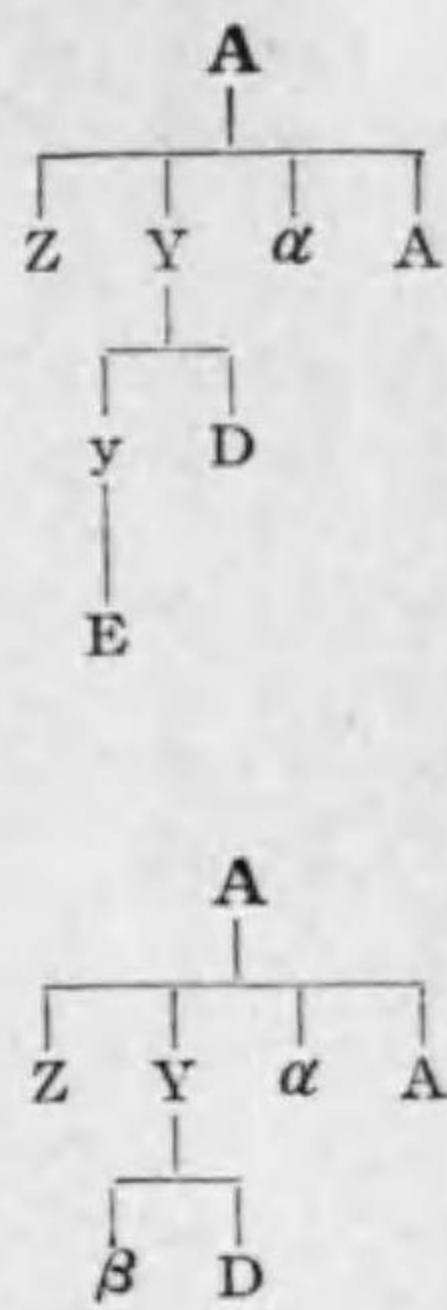
四つの龜裂の系統線のそれぞれについて見るに、A(定家自筆本)は原本が存在する以上問題は無い。次に失はれたる寫本X(爲家自筆本)の系統は、わづかにB(青谿書屋本)を存するのみで、他はC(爲

相本、光廣の改竄を加へた本xの寫しc(xの不純なる末流附註本)だけである。C及びcは已にxを経てゐるから、殆どXの再生のためには無力である。しかれば、B一本を以てXを再生せしむることは、可能か否かといふことになるが、一般にはXの再生は不可能である。



Xは、A、Y、Zと共に直接Oを轉寫したものであるから、本來ならば、この四本の本文は、當然合致すべき筈である。然るに、Bが或る本文箇所にて、A、Y、Zのいづれとも異なる本文を保持するとせば、これは、A、Y、Zの誤謬でないかぎり、Bのみの獨自誤謬であるか、或ひはXに於て誤れるものの遺傳であるかのいづれかでなければならぬ。しかるに、二者の中のいづれにも決定すべき證據は、他に全くないのである。よつて、我々は、Xの本文の再建は不可能とし、しばらくXからBに至る變化を總括してαであらはすことにする。αは爲家の自筆書寫から青谿書屋本書寫に至るまでの本文變化の總和を意味するのである。即ち、爲家の誤寫であるか、青谿書屋本書寫の誤寫であるかは、問ふ所ではなく、ただこの兩者を含む總和、更に嚴密に云へばこの系統線上に起つた變化の全體として考へるのである。

次に失はれたる寫本Y(松本宗綱自筆本)の再建は可能であらうか。



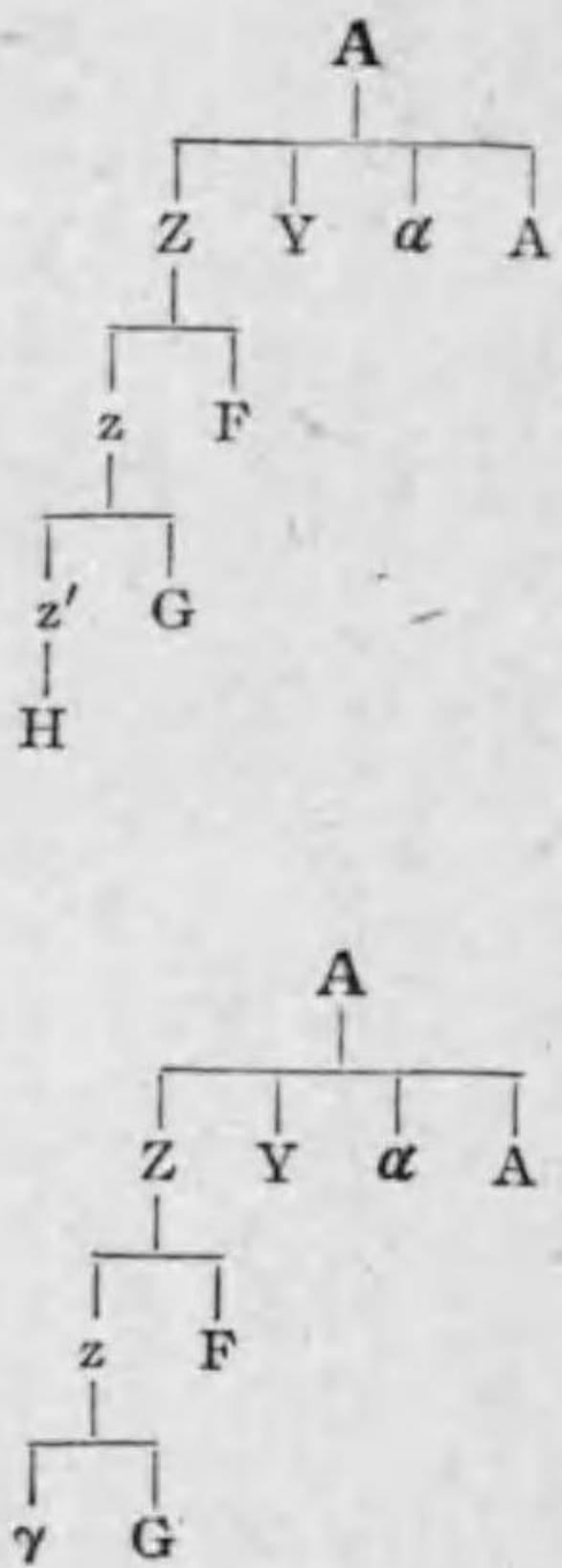
Yの建設に於ては現存資料D(近衛家本)とE(宮内省圖書寮本)とから、先づ失はれたるY(八條宮御本の再建が企てられなければならないが、これは前記Xの建設と同條件であるから不可能である。よつて、yEの變化の總和をβであらはず。本文證據にはDBの外にAαZがあり、その關係は次のやうである。

- 一、βDが一致し、更にAαZとも一致すれば、yYの本文は諸本のそれに一致する。
- 二、βDが一致し、かつAαZがそれぞれ相互に一致せざる場合、もしA(又はαZ)がβDに一致すれば、YはβDの本文に一致する。
- 三、βDが一致し、かつAαZがそれぞれ相互に一致せざる場合、AαZのいづれも、βDに一致せざれば、YはβDに一致する。
- 四、βDが一致せずして對立し、AαZが一致してβ(又はD)に合致すれば、Yはβ(又はD)に一致す。
- 五、βDが一致せずして對立し、AαZも亦それぞれ一致せずして對立する場合、もしAαZの中間のいづれかがβDのいづれかと一致すれば、そのことによつてYの本文は自ら決定する。と同時にAαZの本文の純粹性も決定されるであらう。但しこの場合はβDがAαZとの混

態でないことを證明される時にかざられる。

- 六、βDが一致せずして對立し、AαZも亦それぞれ一致せずして對立する場合、もしβDがAαZのいづれとも一致しないならば、——換言すれば、すべての本文證據が不一致ならば、Yの本文の再建は不可能である。

次に失はれたる寫本Z(三條西實隆自筆本)の再建は可能であらうか。



先づz'(西室公順筆本)の再建は不可能であるから、H(宮内省圖書寮本)に至るまでの本文變化の總和をγであらはず。γとG(大島氏藏文祿本)とから、その共通祖先たるzを再建することは、Gとzとが、zに對してそれぞれ母子關係であるか、又は孫若しくは曾孫の關係であるか不明であるから、未だ確實であるとは云ひ難いが、大體に於て可能であると云つてよいであらう。zとF(三條西家藏天文本)とから、Zを再建する手續と可能性とは、Yの再建の場合と同様である。

次にAは根幹手記(原型)である。普通原作者の原手記(原文)は、この上位に位置するのが常であるが、土左日記の場合に限り、この二者は完全に一致する。失はれたるYZが再建せられるならば、A

と α との四つの本文證據から、左の如き特殊な場合の外はその根幹手記たるAは再建せられるであらう。

一、A α YZが全部一致せざる場合

二、A α YZが二つづつグループをなして對立する場合

右は殆ど稀有の場合であるが、萬一そのやうな場合があるとするれば、本文以外の別の規準が適用されなければ不可能である。又前述の本文整理は、混成なき系譜的假定を前提とするものであることは云ふまでもない。又土左日記に關するかぎり、AXYZBCDEFG等の高部に位置する寫本間には、混成の事實は先づ無かつたと信せられ、又さう信するより外はないのである。

註一 Paul Maas, *Textkritik*, 1927.

註二 本書第一部、土左日記原典の批判的研究第三章参照。

第十二章 異文以外の諸事實による系譜の建設

第一節 本文以外の諸事實に根據を置く方法

前數章に互つて述べてきたのは、「異文」を統合することによつて、その異文を含有する現存及び推定寫本の系譜を建設せんとする方法であつた。異文即ち本文自體による系譜の建設は、確實な從つて有力な方法であるが、しかしこれだけでは十分とは云ひ難い。この方法と併せて、その足りない點を補ふべき他の方法があるならば、採用せられるべきである。我々は、異文統合外の方法として、本文以外の諸事實によつて系譜を建設せんとする方法をあげることが出来る。

クアンタンはベルジエS. BergerがVulgateの多くの寫本について敘述し、その寫本を幾つかの要素に分類し、幾つかの系統に建設したことについて述べてゐる。^(一)これはコロムも指摘したやうに、^(二)系譜建設のための一つの方法である。寫本に於ける本文以外の諸事實とは、例へば裝幀形狀料紙裝飾等の書籍學的事項は云ふに及ばず、序文跋文、奥書、挿繪註の書入等を含むのである。これ等の諸事實によつて系譜が建設されるのは、複製本的性質を有する書寫に於て、最もその可能性が著しいのである。例へば定家自筆土左日記は、東山御文庫御藏のやうな裝幀形式と、高松宮家御藏の

やうな装幀形式との二つに分れて傳來してゐるが、その装幀様式の區別が、自ら本文自身の二大系統の分別と一致してゐるのである。このやうな場合には、想像以上の正確さによつて、直ちに装幀様式自身を寫本分類の根據とすることが出来るのである。

序文跋文特に奥書は、前にも述べたやうに、寫本の系統的關係を告白する證據として注意すべきものである。書寫者はこのやうな奥書に於ては、「書本云」「本云」と標記して、書本にあつた奥書を轉寫すると同時に、自らも亦更に奥書を追記する場合が多いのである。ここに一つの例として前田家藏河海抄の奥書をあげて見よう。

一、右抄借請洞院亞相公數卿 本終寫功了此外又以春日局本將軍家紙候 同加校合了洞院本漏脱之分以件本書加之稱或本書入之者春日局本也以朱指摩ハ洞本也丸長等點ハ、如此春本也

寛正五年三月十八日校合了夜前終寫功去十二月立筆者也

以自他本度々校合了

二、本云文明四年壬辰夏之比借請彼本源亞相自筆 卒馳短毫了云疎紙云惡筆旁以後見多其憚早可令清書者也努々

于時鳥路含梅雨蟬聲送麥秋候向竹窓之下終土木之功而已矣

左少將藤臣判 道蓬院也

同朱了

三、件本借請三條新黃門實條卿 此卷手自書寫了猶以諸本書寫之謂加奥書也抑源亞相八十輪

院殿也左少將ハ道蓬院也

慶長十一年八月八日記之

四、申出禁裏御本兩本内一本云

也足子

文明四年三月上滑以或本加書寫但彼本有誤事等以推量雖改直猶不審字等遂以證本可令校勘者也

桃華野人判

五、御本以右奥書本寫之歟御本筆者奥書等無之僻字等少々在之又申出一本云

右抄借請洞院亞相公數卿 以下……三本奥書ニ同シ

六、左少將藤臣判マテ一事無遺失 永正九年夏比以右本一本雖書寫後日作者中書本不慮一見相違所々繁多之間一向令清書者也

永正十年癸酉十月十八日 諫議大夫濟繼幼小路宰相權中納言基綱卿息

此御本亦無奥書筆者等也

七、此抄以三條新黃門本(五)欲書寫之處以外漏脱事繁多見濟繼卿奥書而或書入或以押紙註加之以皆濟繼卿筆跡也 然而押紙等少々脱落了仍申出 官庫御本二通被借下了 則以兩三本書寫了朱點聲句等以三條本付之御本一本無之又一本少々無之 又三條本漏脱之處押番書入等註付了又押番脱落又無押番處以官

第十二章 異文以外の諸事實による系譜の建設

本書入了點等は又兩三本少々付之處寫之人名所名書名朱引句切等校合之時以愚案少々付之尙連々一覽之次可加修補改正耳矣

慶長十一年^{丙午}仲秋八日書寫之畢同日以兩三本見合^{于時未下刻也}

也足叟素然

右の奥書によつて知られることは

一、十輪院即ち中院通秀長享二年薨は、洞院公數の所持本を書寫し、春日局本其の他の本を以て度度校合し、寛正五年三月十八日そのことを了つた。

二、三條西實隆は、その通秀自筆本を借覽し、文明四年の夏頃書寫した。

三、通勝は慶長十一年八月八日までに、三條西實條所持の本實隆自筆本によつて書寫した。

四、通勝は慶長十一年八月八日までに、三條西本には漏脱が多いから、禁裏の御本二本を拜借して校合修補を加へた。

五、禁裏御本兩本の中の一には、文明四年三月、一條兼良が或る本を以て書寫した由の奥書があつた。(但しこの御本は兼良自筆でなくてその轉寫本である。)

六、禁裏御本の他の一本には、前記一二の奥書の外に、姉小路濟繼が永正九年夏から同十年冬にかけて三條西本を書寫した由の奥書があつた。(但しその御本は濟繼自筆本ではなくてその轉寫本である。)

しかして、この本の源流となつた公數御本とは、三條西家實隆自筆本及び第二高等學校藏本架藏

本等によつて、覆勘の本であり、春日局本は中書の本であることが知られる。これ等の奥書による知識に基き、現存河海抄の數本をえらんで、その血縁系列を推定すれば別項(二六〇・二六一頁)のやうになる。但し煩雜を避けるために、現存寫本の大部分はここでは省略した。

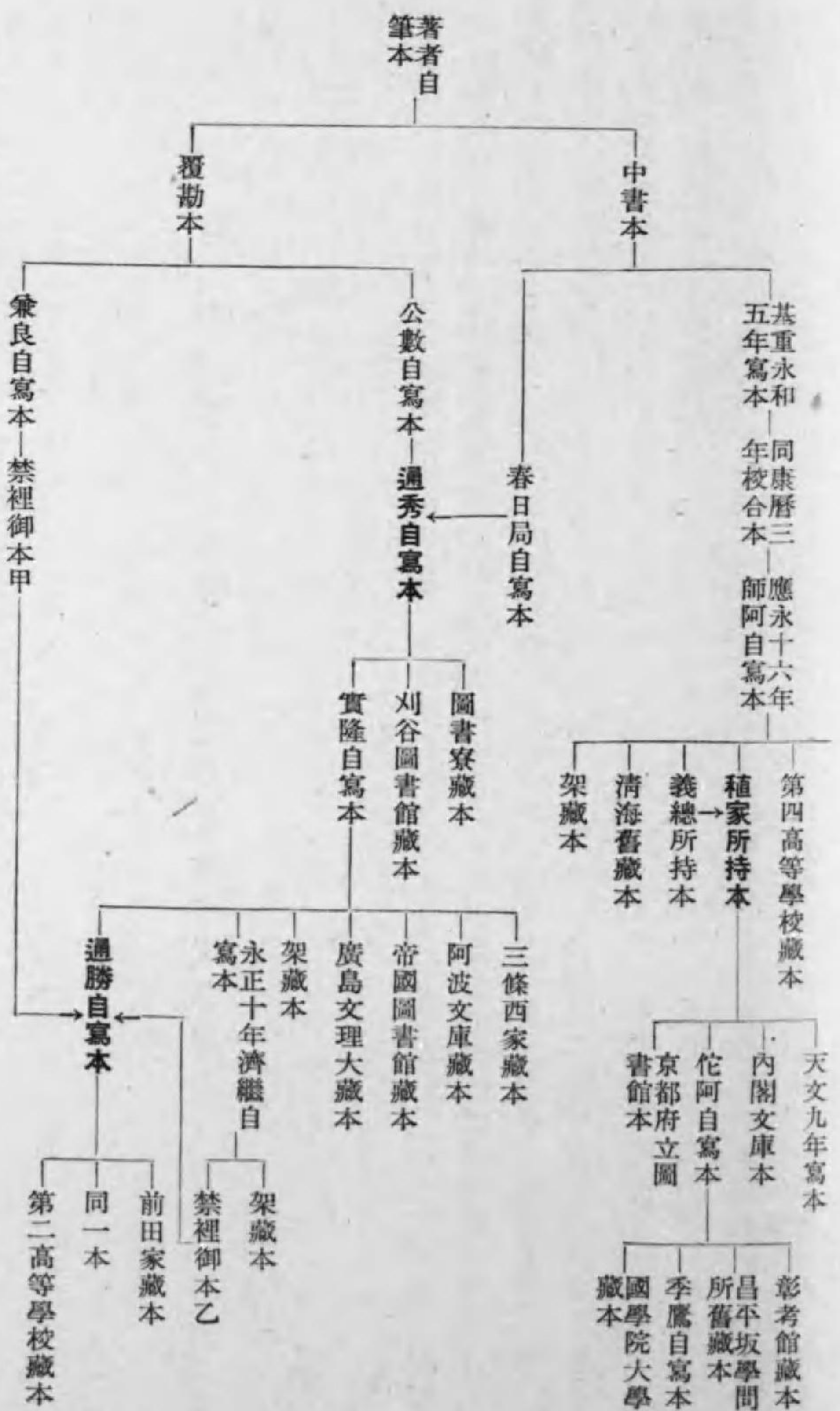
別項のやうに、奥書は失はれた中間寫本の地位を規定し、それ等と現存寫本とを結びつけ、血縁關係を設定するのである。しかし、この系譜は直接的な關係であるか、間接的な關係であるかを示すものではない。奥書の知識だけでは、これ以上の系統樹の設立は不可能である。ここに奥書の弱點が存する。奥書による系譜の建設は、このやうに大まかではあるが、しかし、なほ我々は、何等複雑な手續に煩はされることなく、奥書による系譜の建設のみで、直ちに河海抄傳承史上に三つの大きな混成現象の存することを知り得たのである。即ち一は中院通秀による校合であり、二は近衛種家による校合であり、三は中院通勝による校合である。異文の比較によるだけでは、單に混成の事實のあることが發見されるだけで、如何なる本が如何なる本と何時混合したかは知ることは出来ない。ここに奥書のもつ資料としての優越性があるのである。奥書による系譜設定の効果とその危険については、已に第五章に於て述べた所であるが、右の實例によつて、この事は一層明瞭にされたことと思はれるのである。

次に挿繪について見よう。二つの寫本が同一又は近似せる挿繪の連續を示す場合には、この二つの寫本には、血族關係があるに相違なく、恐らく本文にも血族關係を認めて然るべきであらう。

例へば奈良繪本の類、類似せる構圖をもつ伊勢物語諸板本の類がこれである。又聖書のやうな

世界的作品にあつては、寫本の製作された土地の性格そのものが、寫本の分類の物質的指標となり得ることがある。クアンタンはトゥール(Tours)の「モーゼ五書」の出所を、その挿繪のスタイルによつてアフリカに歸したのである。この外註釋や、文字などの國民的特色をも利用することが出来るであらう。しかし、それ等は、今國文學の方法としての文獻批判の方法論を考へてゐる我々にとつては、勿論關心の外にあるものである。

以上述べてきた事柄は、全然異文即ち本文とは關係のないものであるが、しかし、分類のためには必要な種々の根據たらしめ得るものである。しかしながら、それ等は、已にコロムが指摘してゐるやうに、普通は完全なものでも、正確なものでも、決定的なものでもあり得ない。單に傍證的な價值以上のものではないのである。もし、異文の分解や統合を試みることなく、直ちに、奥書のみによつて、思惟的な粗雑な本文系譜が建設されるならば、それは甚だ危険である。しかしながら、奥書は寫本の傳來する過程を最も直接的に記録したものであるから、もし奥書が確かなものであるならば、轉寫の系統、特に失はれた中間寫本についての知識が之によつて與へられ、從つて、系譜建設の上に傍證的な意味に於て寄與する所は甚だ少くないものがあるのである。



註 I D. H. Quentin, Mémoire sur l'établissement du texte de la Vulgate, 1922.
註 II P. Colomp, La critique des textes, 1931.

第十二章 異文以外の諸事實による系譜の建設

- 註三 本書第一部第七章、第一節参照。
- 註四 本書第五章、第一節参照。
- 註五 前田家本に本の一字を脱す。今第二高等學校藏本を以て補ふ。
- 註六 書約全書の初めの五卷。

第二節 本文に影響を及ぼす文獻的諸事實

—

本文はそれをもたらず材料に依存する。書籍のない所に本文は存しない。従つて書籍に作用する外部的條件例へば、蟲鼠水火摩滅脱葉破損等による本文の損傷、製本又は修理の際の過失による本文の損傷がこれである。これ等の外部的條件は大別して次のやうな二つの類型を生ずる。

- 一、本文の脱字・脱文
- 二、本文の錯簡

先づ脱字・脱文について見よう。

今かりに幾つかの寫本に、すべて同一の脱漏 lacune があるとすると、このやうな脱字・脱文には、たとへば書本自身に同一のものへの目うつりによる中間物の逸脱の如き事實の可能性が存すると

しても、そのやうな逸脱は、書寫者にとつて少しも必要なものではないにもかかはらず、多數の例へば a b c d の書寫者が、共通して箇々別々に單獨に、その同一の陥穽に陥るといふことは、あり得ることであらうか。陥穽が非常に大きなものであれば、共通の誤謬の原因と考へられることもあり得るが、同一のものへの目うつりなどといふやうな小さなものであれば、共通の誤謬の侵犯といふやうなことは、恐らく起り得ないであらう。そのやうな場合には、次の二つの假定以外には、可能性はあり得ないと思はれるのである。即ち寫本 a b c d が、共通の脱文を有する場合は



二、原型が外部的原因例へば、蟲鼠水火摩滅脱葉破損等によつて脱文を生じ、それを第一の書寫者 A' が書寫し、更に第二の多數の書寫者が繼續して書寫したか。



のいづれかであらう。

この場合ヨロム P. Collomp の云ふやうに⁽¹⁾もしそれ等の脱字及び脱文が本文の如何なる特殊性によつても證明されず、しかも一方に於て、その脱漏のある箇所脱字脱文の長さだけにはつきり見えなくしてゐる或る汚點、摩滅、破損等の存するより古い寫本が發見されるならば、それまで偶然の暗合とされてゐたあらゆる不審が解明せられ、その損傷ある本こそ原型に相違ないと證明せられるに至るであらう。ただ問題はそれ等のすべてが直接の書寫であるか否かといふ點だけである。

例へば金子元臣氏藏及び架藏の原中最秘抄には所々脱字があるが、その脱字の箇所を前田家藏本に比較して見ると、前田家本に於ては、悉く當該文字の箇所、その文字を不明にするだけの大きさの蟲損があるのである。この點から金子氏藏及び架藏の二本は、明かに前田家本を轉寫したものであることが知られるのである。何となれば、金子氏本及び架藏本の脱漏の暗合及び連續の箇所については無論、その全體については、他の如何なる理由を以てしても説明することは出来ないからである。但し、この兩者が直接的に前田家本を寫したものであるか、或ひは間接的に寫したものであるかは、他の異文の精査を俟たなければ不明である。

辨内侍日記卷末の脱文は、小幡文庫舊藏本の如き形式の損傷に由來するものであるが、もし書寫者 a はその損傷のあることを示し、他の書寫者 b はそれを示すことをしなかつたならば、ここに收拾不可能な状態が生ずることになる。このやうな損傷又は脱漏は、蟲損以外のものは、冊子本に於ても、卷子本に於ても、多くは巻頭か巻尾かに近く生ずるのであつて、例へば、日本靈異記や中外抄や

雅亮装束抄の如きである。紫式部日記の現存諸本は、もと巻頭に位置してゐたと信せられる寛弘五年五月五日の記事を悉く缺いてゐるが、これも右のやうな原因によるのではなからうか。彰考館文庫藏の南都巡禮記は久原文庫本を轉寫したものの如くであるが、久原本は現在に於ては、彰考館本の轉寫された以後に於て巻頭の數行を更に逸脱してゐる。鳳來寺藏源氏物語は、同寺火災の際、類焼にかかり、本文の周圍の大部分を焼失してゐるが、このやうな損傷本が不完全に轉寫される場合には、恐らく非常に多くの脱字脱文を生ずるに相違ないのである。又製本又は修理の際、料紙の上下をあまりに截斷しすぎた場合、製本の際に頁が綴ちこまれすぎた場合、又は剝ぎとられすぎた場合等にも、亦脱字脱文を生じ易いのである。

次に本文の錯簡即ち顛倒 *interversion* について見よう。本文の或る部分を置きかへてゐる寫本は、確實にこの部分が別の紙に書かれてゐる他の寫本に由來するものである。製本の時、料紙の順序を誤つて綴じた場合⁽²⁾、綴り日記刊本、綴本を卷子本に改装する時に料紙が誤つた序列において配置された場合⁽³⁾、大島氏藏傳寫家筆夕暮卷等は簡單である。袋綴冊子では、料紙の一枚が表と裏と順序を追うて綴ち合はされる。それ故たとひ綴糸が切れて、他の箇所を誤つて綴ち合はされても、一枚(二面)以上の錯簡を生ずることはない。粘葉装はもし半分に截られることがないならば、一枚(四面)單位であるから、錯簡も四面以上にわたることはない。同時に裏返して折り合されなにかぎり面の順位に誤の生ずることはない。前田家藏齋宮女御集(小島惣)の如きはそのよき實例であらう。しかるに胡蝶装の場合には、數枚の紙が二つ折りにして重ねられるのであるから、粘葉装と同様に一枚

第十二章 異文以外の諸事實による系譜の建設

の紙を四面とするわけであるが、その面の順位は同一ではない。即ち一面・二面は連続して綴糸の右側に位置し、三面・四面は左側に位置することになるから、重ねる場合に順序を誤つたり、裏返しに重ねたりすると、收拾のつかない錯簡が生ずる。御物定家自筆更級日記は、周知のやうに、胡蝶装の原型が過去の或る時代において綴糸がきれ、その五六の二ククリ（現在の三のククリ）の中から、内部の紙二枚がぬけ出したのを、誤つて外部に重ね、且つ、五六のククリの順を顛倒して、そのまま二のククリの次に挿し入れられたために、七箇所の錯簡を生じたのである。現存諸本の本文が、この綴糸誤りによつて錯亂した御物本の順序と等しいのは、決して偶然的暗合ではなく、これ等の諸本が、この御物本を共通祖先として派生した家族中の諸寫本であるからである。

枕草子三卷本乙類第三十二段即ち小白河結縁八講の段には、前田家本（鎌倉中期書寫にして約一枚二面（一行約二十三・四文字、十七行分）の脱漏があり、それが次の三十三段の中程に竄入してゐる。



これは三卷本の原本から傳承せられた性格的なものであるか、又は毫及愚翁書寫後の偶發的な錯簡であるか不明である。又この冊は、甲類が傳へられてゐないために、甲乙兩類共通の錯簡か、乙類のみの錯簡か不明である。しかし、このやうな場合には、恐らく毫及愚翁の何等かの註記がある

筈であるが、これがない點から推察すると、多分三卷本本来のものではなく、毫及愚翁の書寫以後、原型の綴糸が切れて、それを再整理する時に誤つたものであり、しかもその原型は、粘葉装でも、胡蝶装でも、卷子本でもなく、普通の袋綴であつたであらうと察せられる。何となれば、一枚二面の長さの脱文は、粘葉装や胡蝶装に於ては稀有な事であるからである。而して平安時代のこの種の草子の装幀形式は、多くは粘葉装又は胡蝶装であり、鎌倉時代は主として胡蝶装であつたであらうと思はれるから、恐らくこの錯簡は袋綴の最も多く行はれた室町時代に至つてから生じたのではないであらうか。このやうに錯簡の箇所の文字の數は錯簡の生じた原の本の装幀様式に密接の關係があり、その装幀様式は或る程度まで寫本の成立した時代を規定するに役立つのである。

又もとの本に附箋が押してあつたとする。その本を祖本として轉寫した寫本 a は、その附箋の文句を本文中に取り入れ、又寫本 b はそれを除去したとする。その時寫本 b は、a に比して一見脱文のあるかの如き様相を呈示するのである。例へば源氏物語奥入について見ると、紅葉賀の卷の卷初の「わかやとにまきしなしてしこ云々」の歌の前に、別項（二六八頁）にあげたやうな一文があるが、この一文が載つてゐる本と、載つてゐない本とがある。即ち

一、所載諸本

a 類 前田家藏公條自筆本

類從本

架藏本

- b 類 内閣文庫本
神宮文庫本
- c 類 大島氏藏青表紙本
- d 類 平瀬家藏源氏物語祕傳抄
神宮文庫藏源語古鈔

二、載せざる諸本

- a 類 高野氏藏兼冬自筆本
- b 類 八雲軒舊藏本

青海波詠之

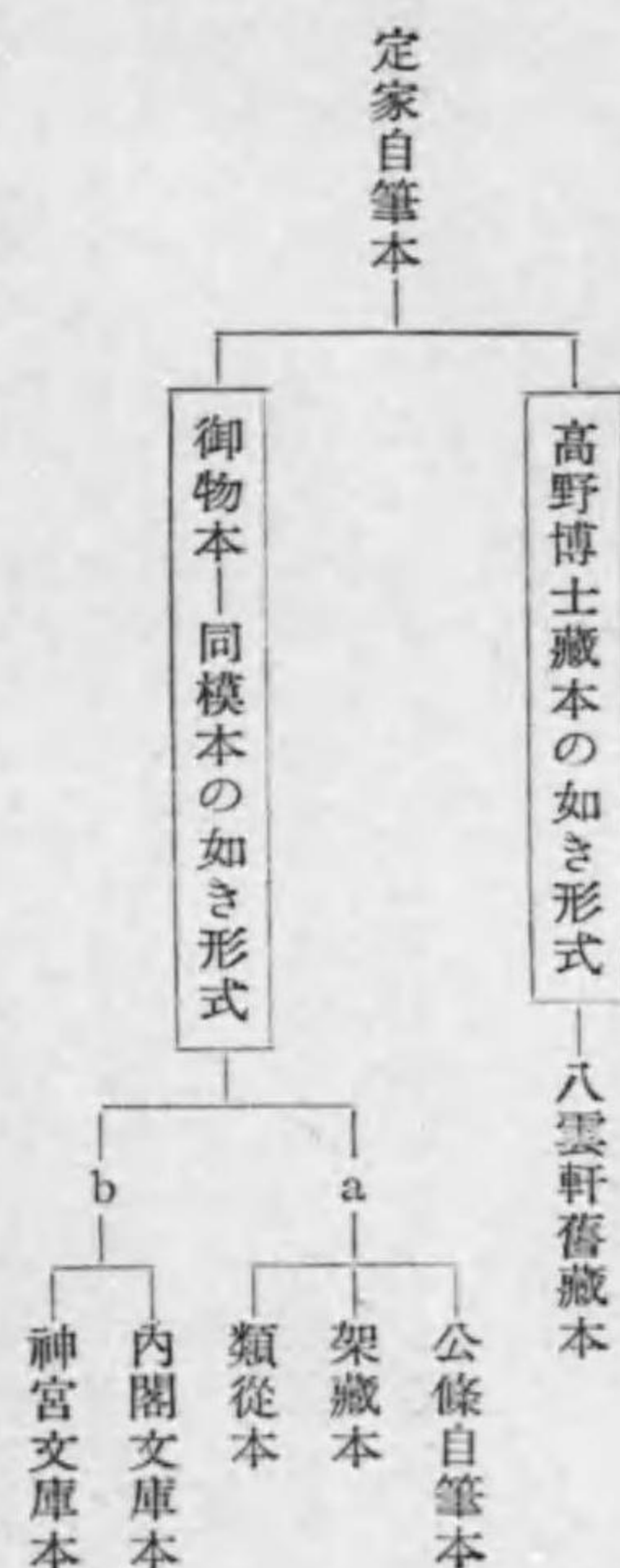
多久行説
小野篁作

桂殿迎初歲
桐樓媚早年
剪花梅樹下
蝶燕畫梁邊

此樂さかのてんわうの御時
もとひやうてうなりし

おはんしきてうになさる

今ここでは、奥入の系統論を敘述しようとするのではない。ただ之によつて、脱文の發生し來る過程の一例を示さうとするのである。右の諸本中、一のc類及びd類は、成立事情を異にするためこれを除外し、一のa類・b類、二のa類・b類とのみについて見よう。最初に結論を云へば、この部分の原型の真面目は、東山御文庫御藏の定家自筆本模寫の奥入二部の形式に示される所のものである。さて御物本の一は、袋綴一冊本であり、他は胡蝶装一冊の淨書らしき御本である。この二部の關係は、一方より他方を轉寫せしめ給うた直接關係のある寫本ではなからうかと察せられる。内容形式とも定家自筆本の忠實なる臨摹の御本である。しかして、この兩御本には、前記の青海波云云の一文が附箋として貼られてゐるのであるが、御物本と全く依存關係なく別箇に模寫せられた高野博士藏本では、この貼紙が早くから剝落してゐるのである。しかして八雲軒舊藏本が、高野博士本同様にこの部分を脱してゐるのは系統的關係の存在を示唆するものとして注意せられるのである。そこで、少くともこの部分の異文に關するかぎり、次のやうな關係の設定が可能である。但し、この關係は寫本の系譜的關係ではなく、異文の類似的關係を示すものである。従つて、このみをもつて寫本の系統を示すことは不可能であるが、異文の系統は之を示すことが可能である。



右の如く奥入に於けるこの部分の文章は、もと附箋に書かれてゐた文が本文中へ混入したものであり、又脱文はその附箋の脱落に原因するものであることが明かにされたのである。

周知の如く、孟津抄は、九條植通が稱名院公條の聞書をもととして執筆し、天正三年にその功を終へたものであるが、その後に至つても更に増補訂正せられたことは、九條家舊藏本の第一冊に

右一冊之内爲 御意書入處、付紙大小九枚 御講尺之聞書、御了簡大事之口切、秘説之清濁、未書加、又此抄之内誤等、未有御改、悉皆有口授云々、跡之諸卷皆如此

とあるによつて明かである。孟津抄に廣略二本があり、その略本がもとの形を示し、廣本が、この九條家舊藏本に發するものであることは、殆ど疑ふ餘地のない所である。多數の書入附箋が本文中に混入する所に異文が生じたのであつて、略本は決して脱文ではないことがこれによつて明かにされるのである。

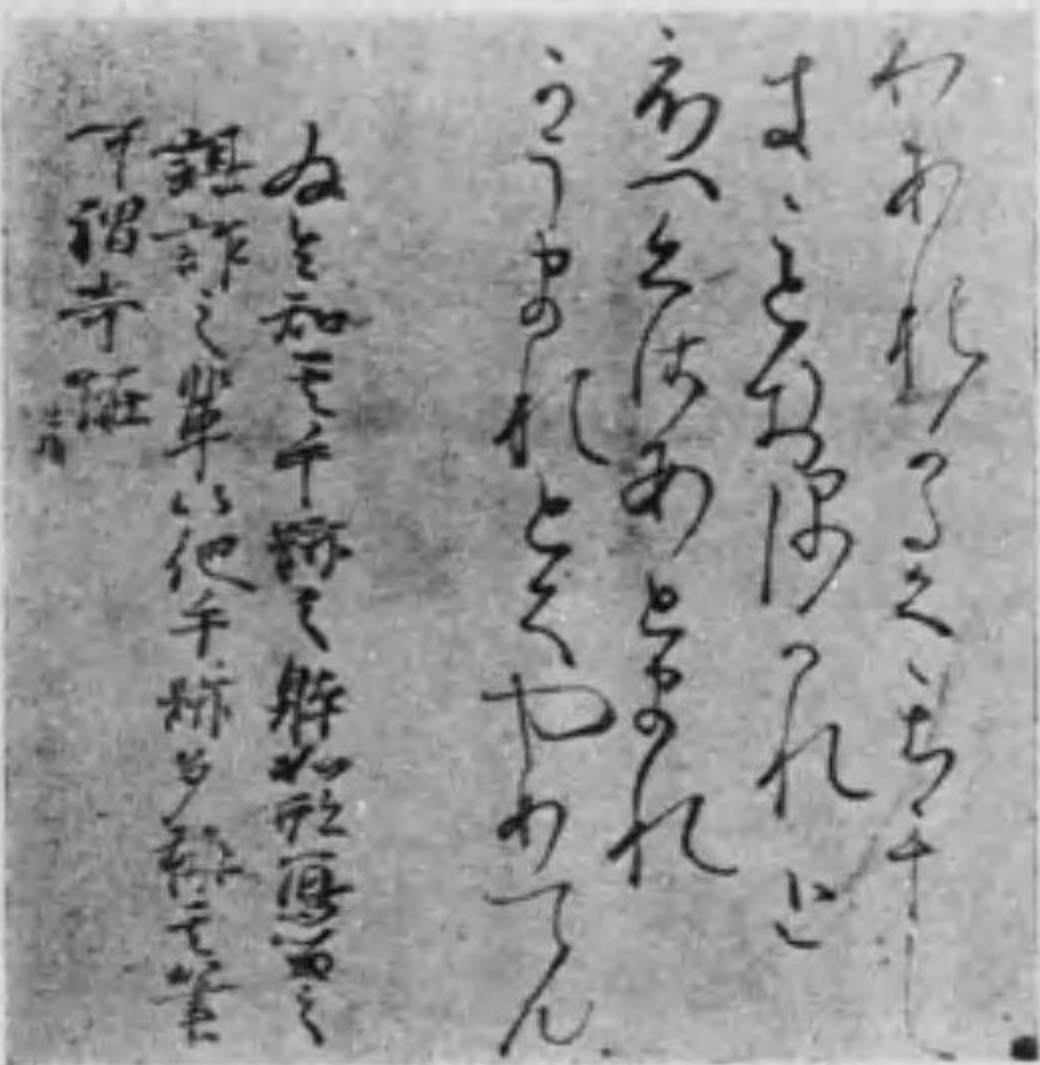
已に多くの學者によつて云はれてゐるやうに、外部的事件に根據を置く推論は、從屬關係を確める上には十分有力であるが、之を否定する上には全く無力である。何となれば、寫本は、その損傷の生じた時よりも前に寫されるといふことがあり得るからである。例へば、大島氏藏大鏡を忠實に轉寫したと信せられる阿波文庫藏傳爲世筆模寫本、水谷文一氏藏本、内閣文庫藏一本、小川壽一氏藏本等には、大島氏藏本に缺脱してゐる脱字が存する。これは是等の諸本の轉寫せられたのが、大島氏藏本の上下の截斷せられる前であつたので、現在では祖本に缺脱してゐるものが、是等の轉寫本にはなほ存在してゐるのである。又久原文庫藏南都巡禮記は、卷頭の二十行内外を脱してゐるに拘らず、これを轉寫したと信すべき彰考館藏本には、その脱落の部分の幾分がなほ存してゐるのである。これ等の事實によつて、寫本の外部的事件に根據をおく推論と、寫本の性質それ自身に根據をおく推論とは、區別せられるべきであることが分るのである。

以上は、損傷その他の外部的事件の生じた寫本そのものが現存してゐることを前提として敘述されたものである。併し、その外部的事件の生じた最初の本が喪失してゐる場合に於ては、外部的事件の痕跡の存在を推定して行くより外はない。いづれにせよ、このやうな意味での共通の脱文及び錯簡は、外部的事件の生じた原型に由來するものとの假定によつてのみ説明されるのである。

二

寫本間の血縁關係は、書本の性質がその書寫の性質に及ぼす影響によつて看破せられることが

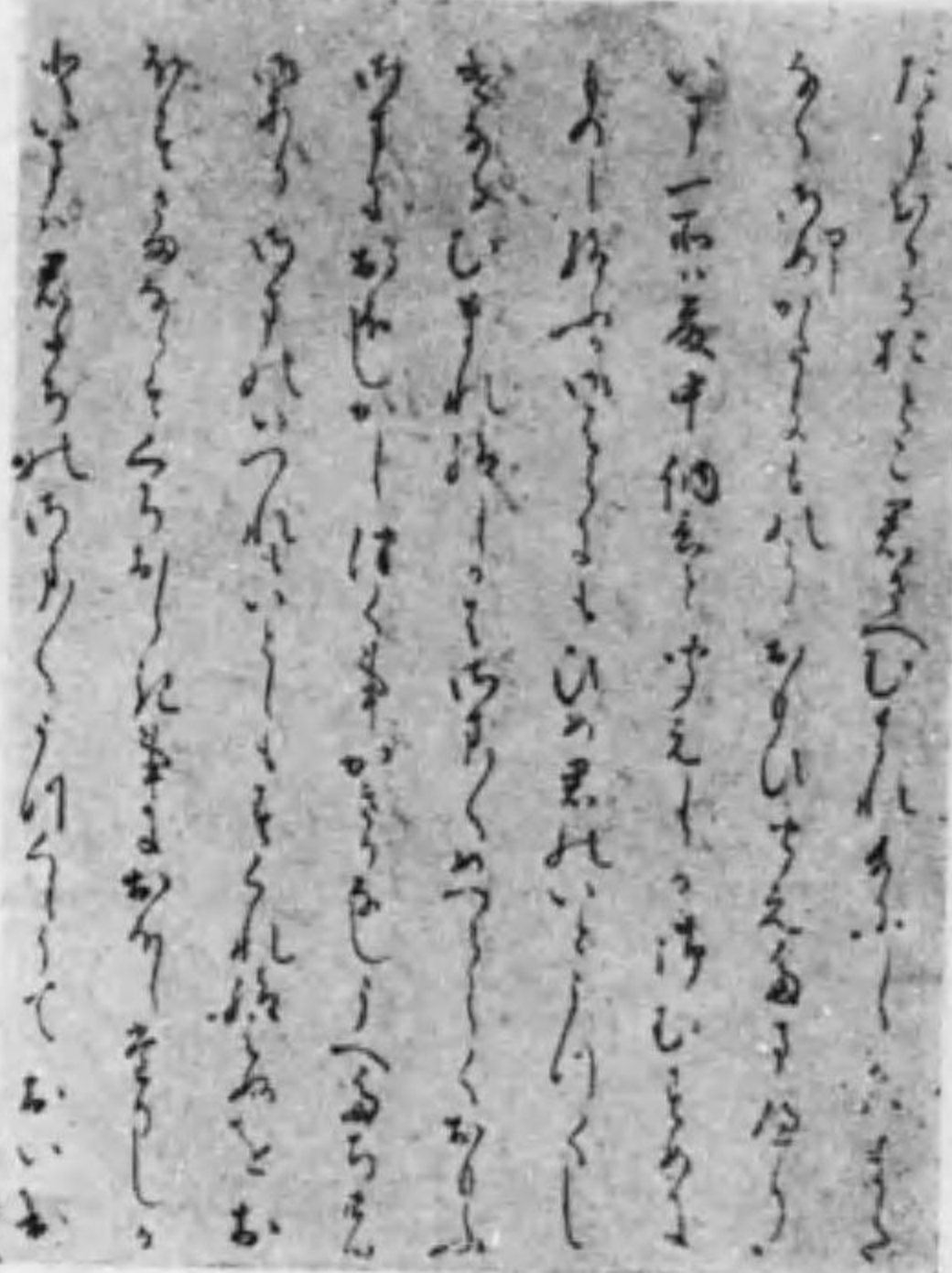
ある。臨摹の如きがこれである。臨摹の場合には、書寫としては何等外部的な事件の干渉を受けることはない。何となれば、その損傷は寫眞の如く、その形のまゝに轉載され、何等誤脱を導く原因とはならないからである。例へば土左日記定家自筆本には、可謂奇怪の「怪」の字の中央に蟲損があるが、この本を忠實に臨摹した東山御文庫御藏、及び高松宮家御藏の御本には、上圖のやうに、その虫



損の形が示されてゐるのみならず、それについての註記さへもしてあるのである。このやうな書本の性質は、外部的事件による如何なる損傷のためにも、書寫に誤れる影響を及ぼすやうなことはない。

松平確堂舊藏「とりかへばや」と南葵文庫舊藏（關春廬舊藏現東大蔵の「とりかへばや」とは、血縁關係によつて結ばれてゐると信すべき本である。その證據は、兩本の料紙の一面の配行、一行の字詰に明かに示されてゐる。即ち、一面の最初の行の書き出しの文字と最後の行の書き終りの文字とは、兩本は必ず一致してをり、しかもその中間の行には、少しづつの字配りのずれが見られるのである。今、卷一の第一葉表について見れば（二七三頁の圖参照）、松平本の二行目の終の「て」の字は、南葵文庫舊藏本では三行目の初に移されてをり、同裏について見れば、二行目の初「なく」は一行目の終に、三行目の初「いまは」同じく二行目の終に、四行目の初「ものし」は同じく三行目の終に、それぞれ位置してゐるが、それ以下の行

は二本とも一致してゐる。このやうな二三行の字詰の相違は、全冊にわたつて見られる所ではあるが、ただ一面の最初の字と最後の字とは、兩本必ず一致してゐるといふ顯著な事實がある。かやうな暗合はどこから來るのであらうか。この事實を可能ならしめるものは、恐らく、一、この兩本が共通の祖先より發したものが、二、一方が一方を臨摹に等しい嚴密さで轉寫したものが、二者



表葉一第本平松

の中のいづれかでなければならぬであらう。しかして、右の兩本の場合では、他の箇所の異文整理の結果、南葵文庫本が松平本を轉寫したものであらうといふ事が云へるのである。加藤宇万伎の土佐日記註の諸本例へば、小林斐成の奥書ある圖書寮藏本、同じ奥書を有する靜嘉堂文庫藏本はもとより、平瀬家藏本、圖書寮藏一本その他の諸本の形態、特に頭註の書方の近縁性、或ひは彰考館藏河海抄と陽春廬舊藏河海抄との親密性等は、いづれもそれぞれの寫本

の間に血縁關係の存在することを、それぞれの寫本自らが提言してゐるものである。クラーク A. C. Clark は寫本の轉化 The Descent of Manuscripts, 1918. に於て、書本の知られてゐない轉寫本から、その書本の形態及び性質を再生することの出來るのは、その書寫者の誠實さであるとして、これについての適例をあげてゐる。即ち、書寫者が、一旦あまり高すぎる場所に文字を書き、

その字を一度擦り消し、後更めて下の方に同じ文字を書いてゐるといふ事實を指摘したのである。これに對して「ロム」は、この事實について、最も當を得た假定を立てるならば、この書寫者は書本の性質を再生する事を意識してゐたといふことになる」と云つてゐる。^(二)

土左日記の青谿書屋藏本は、爲家自筆の本の體裁をそのまま忠實に臨摹しようとして企てたものである。本文中、この書寫者自らの犯した誤寫は、双物様のものでその一文字又は數文字を丁寧に擦り落し、その上に改めて正しい文字を書き直してゐる。しかして書本に存してゐた元來の誤寫の訂正は、そのまま形を示してゐるのである。^(三) 又架藏伊勢物語の一本には、本文の上の餘白に、細字で註が書き入れてあるが、その註の中の所々に「」の符號で十五六字づつ區きりをつけてゐるものがある。これは、その本の書本に十五六字詰の註が施してあつて、その各行の最終の位置を「」の印で示してあつたのである。この事實をもとにして、更に諸傳本を調査して行けば、或ひは血縁關係のある傳來本に逢着することが出来るかも知れない。

又前田家藏小島切には、第一面から第八面に至るまで、それ等の各々の面と重り合ふ他の面の文字の墨色が反轉し、その接觸面にうすい字形を残してゐるのがかすかに見られる。第二面と第三面第六面と第七面とは、元來重り合つてゐた箇所であるから、反轉の文字は、右面の文字が左面へ、左面の文字が右面へ相互にうつり合つてゐるだけである。しかるに第一面第四面第五面及び第八面は、全然未知の他の面が接觸し得るのである。従つて、かすかに反轉してゐる文字の跡によつて、今は缺脱してゐるが、しかし元來はそこに別の料紙が位置してゐたこと、及びその料紙には如何な

る文句が書かれてゐたかといふことが、充分ではなくとも推定されるのである。我々はその料紙に書かれてゐる文字を入念に調査することによつて、元來その然るべき場所に位置してゐた面の存在及びその面に書かれてゐた本文を認識し、平安時代中期に存在した齋宮女御集の一本の形態特に歌詞と歌序とを原の形式に復せしめることが出来るのである。兼好自筆と信すべき前田家藏自撰家集に脱葉のあるべきことを推定した堀部正二氏の論文は、このやうな相對する面の文字の反轉現象に根據を置いたものである。^(三)

架藏古寫字津保物語は、もと胡蝶装の綴糸が切れ、一度ばらばらとなつたものを無秩序に綴ち改めたものであるが、その順位を舊に復せしめることは、この物語の本文を別に知ることが出来る今日、必ずしも不可能といふわけではないが、内容のあまり知られてゐない文獻の場合には、殆ど原狀復舊の方法はない位困難であらう。かの枕草子の諸種の異本の如きも、他の理由では説明が不可能であるから、やはりこのやうな事情によつて生じたのではなからうかと想像せられるのである。しかるにこの字津保には、幸ひにして、綴糸の切れる前に已に大きな蟲損があつたのである。そこで、その蟲損の形及び大きさに合はせて錯亂せる料紙を整理することによつて、比較的新しくもとの順位に復せしめられたのである。このやうな方法も原典の錯亂を整理する一つの方法とすることが出来るであらう。しかして、もしこの本を書本として轉寫する人があつて、蟲損の跡までも忠實にその形を示してゐるとするならば、必ず本文の復原は可能であるであらうが、さうでなく錯亂のまま寫してしまつたならば、恐らく復舊不可能な状態に陥るであらう。そして又、もしこの字津

保に、前田家藏三寶繪詞に於けるが如き原の本そのままの蟲損のあとまで示されてゐるいくつかの後裔寫本が存するとすれば、それ等の寫本は云ふまでもなく、單に書寫されただけのものでも、必ず正しい血縁關係が推定せられ、それ等が一樣にこの原の本から共通して發した末流寫本であるといふことが證明されるに至るであらう。

註一 P. Collomp, *La critique des textes*, 1931.

註二 本書第一部第二章第三節参照。

註三 書誌學昭和十五年五月號所載堀部正二氏論文、兼好法師自撰家集攷参照。

第三節 脱文による系譜建設の可能とその方法

書本の材料に作用した出來事としての破損汚點・穴等は、必ず轉寫に影響を及ぼすに相違なく、その際に生じた書寫の出來事としての脱漏誤謬等は、書本の性格として必ず直接及び間接に次の書寫の上に働きかけるであらう。コロムは本文批判の課題は、このやうな出來事が寫本中に殘してゐる所の痕跡を利用することによつて、書本の性質を再建し、それ等の書本の各々の子孫を決定することであるとも云つてゐる。^(二)ここに書誌學と本文批判との密接な關係が示される。諸種の出來事の痕跡が、書本の性質を再認識することを許容してゐるやうな例は、アーツェル、Hayetの「提要」

の中に多數示されてゐる。^(三)

源氏物語奥入の現存諸本を見ると、その蓬生の箇所に、

みさふらひみかさと申せ宮木のこのした露は雨にまされり

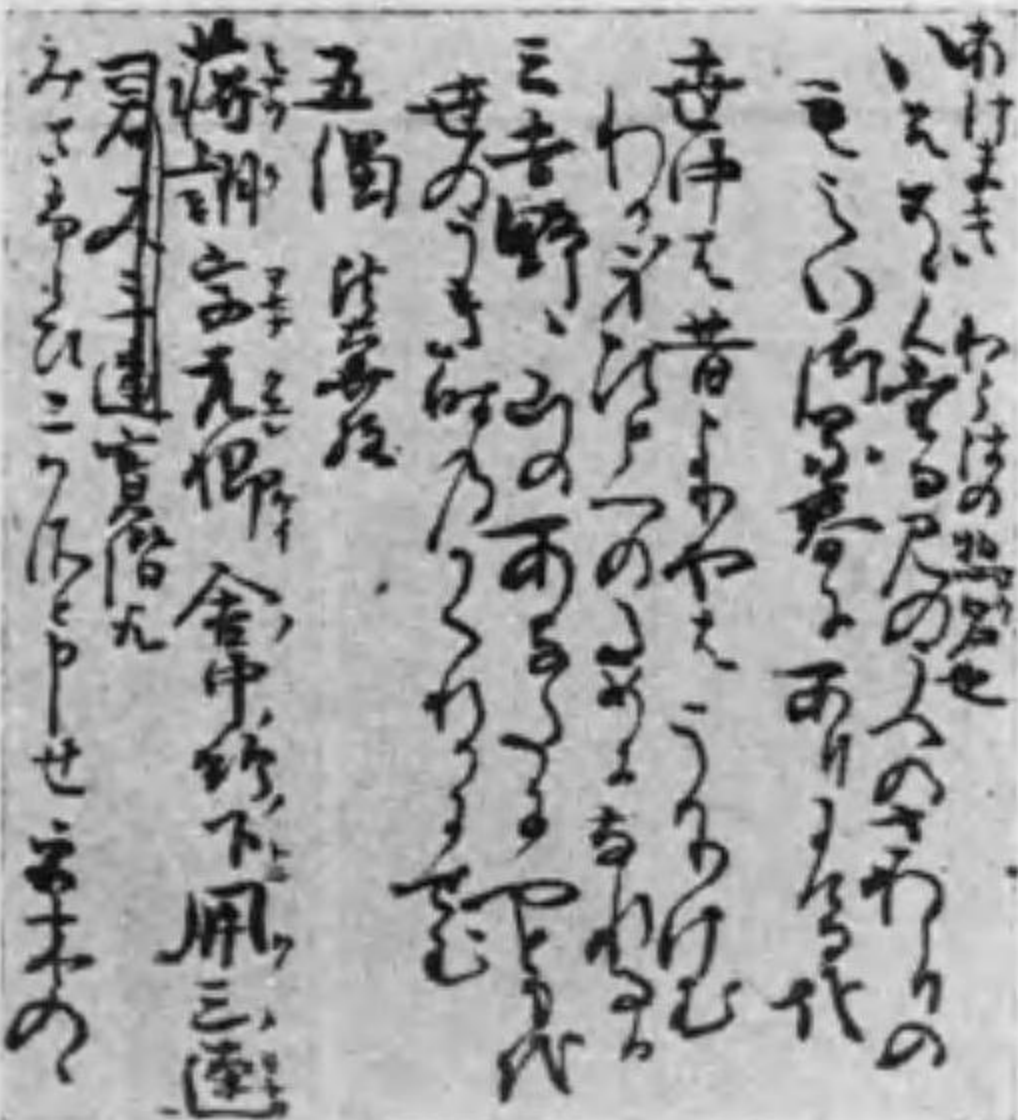
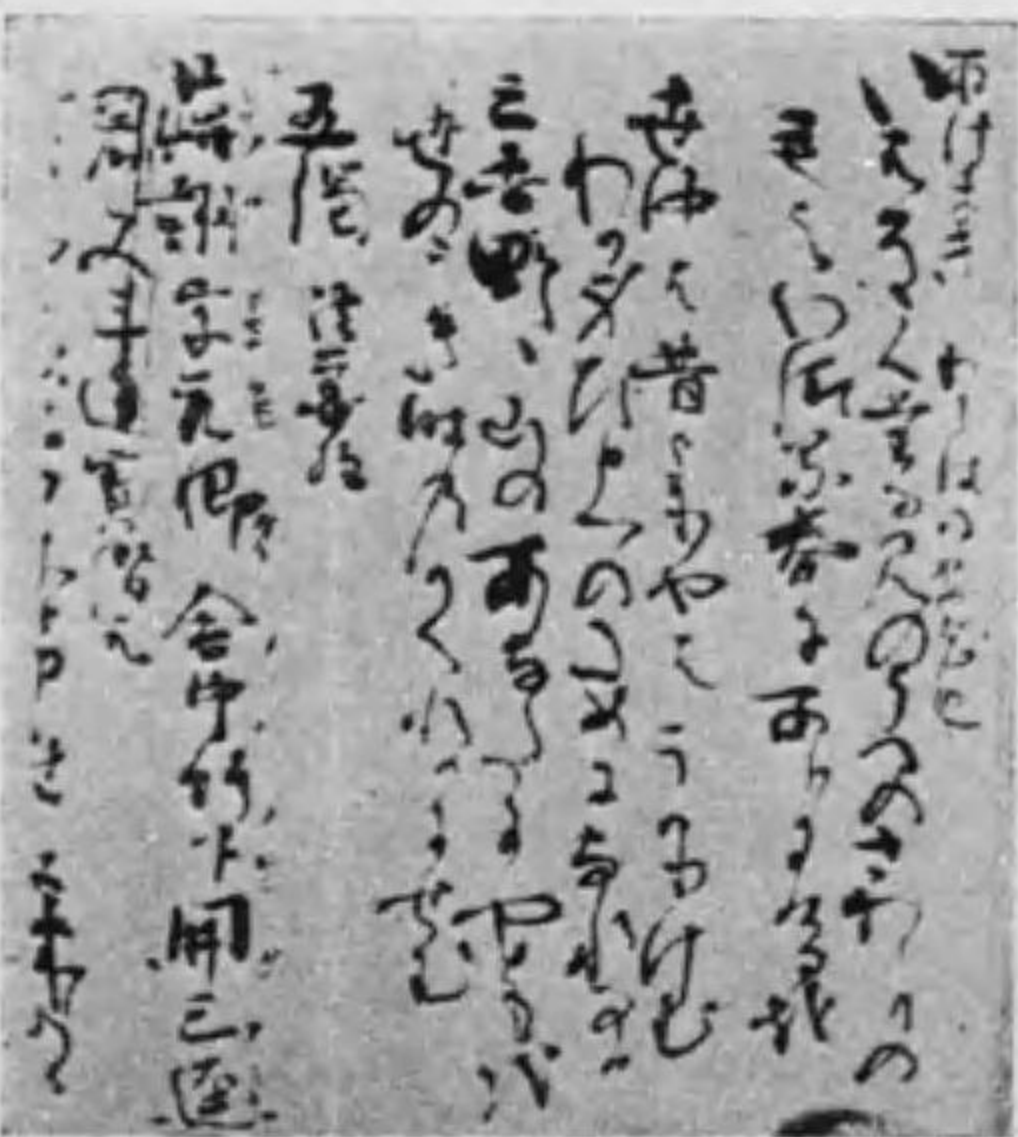
なる引歌の存する本と脱してゐる本とがある。この歌は、藤原伊行の源氏釋(前田家藏)にも存するものであり、平瀬家藏爲重筆源氏物語秘傳抄及び神宮文庫藏源語古鈔にも見えるものであつて、定家自筆の原本には必ず存してゐたに相違ないものである。現存諸本中、この歌の存在する本は八雲軒舊藏本、神宮文庫藏本、内閣文庫藏本等であり、存しない本は前田家藏三條西公條自筆本、類從本、架藏本等である。この脱文は如何にして生じたのであらうか。この疑問について第一に考へられることは、定家が青表紙本の卷末から奥入の部分をとリ纏めて切り取る時に、誤つて切り落し、しかもその存在の推定が出來る位本文の一部分を殘してゐたのではなからうかといふ推定である。この推定は、云ふまでもなく、卷末の奥書に

(前略) 每卷奥所注付辭案切出爲別紙之間歌等多切失(後略)

とあるのによるのである。この推定は、如何にも合理的ではあるが、しかし、これだけではどこまでも一箇の推定にすぎない。しかるに幸ひにも東山御文庫御藏なる定家自筆模寫の御物本二部(頁寫眞参照)を拜觀することが出來た。この御物本の一本には、定家自筆本の面目が示され、歌詞の中央が二つに截斷せられてをり、他の一本には、原の形が推定補修されてゐるのであつて、この事實によつて如上の推定の誤つてゐなかつたことが證明されたのである。と同時に、脱文による系譜建

設の方法が存在するといふ重要な示唆を受けることが出来たのである。

我々はここで系譜建設を可能ならしめる方法としての脱文による方法を考察する機会に達した。一般に脱文の生ずるためには二つの大きな原因がある。その一は、心理學的な説明の可能な書寫者の誤寫に歸せしめられるものである。このことについては、本書第五章第二節及び第十四



章に述べた所である。今ここでは、系譜再建に必要なかぎりについて考へて見たい。心理學的な根據の上に立つて説明することの出来る脱文即ち人間の目の過誤に原因する脱文は、所謂同一のものから同一のものへの飛躍であつて、脱文の大多數がこ

れに屬し、その實例は枚擧に遑のない位であるが、今その代表的な一二の例をあげるならば、天正廿年細川幽齋が、三條西實條から同家に傳來した古寫本を借りて轉寫した清少納言枕草子は、嚴密な態度をもつて書寫されたものであるが、その書本たる三條西家本(現存)と比較すると、なほ二三の大きな脱文の犯されてゐることが知られる。今その一二の例を次に示すことにする。(イ)は幽齋自

(一)

(1)

花のあはれなるをば

筆本(ロ)は三條西家本である。

(ロ)

花のあはれなるをば
花のあはれなるをば
花のあはれなるをば

(二)

(1)

花のあはれなるをば

(ロ)

花のあはれなるをば

この脱文に於て注意せられることは、脱文の字數が、書本の一行の字數と密接な關係のあることである。

この事に關し、試みに一二の作品について見ると、先づ落窪物語卷三に、
一、思ひ知り給へりけりとははれにうち涙ぐみてゐたり、北の方あなまがしなでふ尼に
なり給ふべきしはしにても

架藏本(b c d e f g 各本) 無窮會藏本(b c 各本) 靜嘉堂藏本(a 本)

この部分についての現存の諸本二三の異文をあげると、

二、思ひ知り給へき北の方あなまがしなでふ尼にかなり給へきしはしにても

架藏本(a 本)

三、思ひ知り給へきしはしにても

高野博士藏本、松井文庫藏本(a c d 各本) 無窮會藏本(a 本)

四、さ思ひ知り給へけれどしはしにても

靜嘉堂藏本(b 本)

右の四つの異文は、先づ一が二に轉化し、次いで行を隔てて接近して重出してゐる、給へきに目うつりして一行分を脱することにより三に轉化し、更に意を通じやすからしめむがための推測批判が加へられて四を生じたもののやうに一應考へられる。

この轉化の過程については、なほ一層精密な研究を必要とするのであるが、少くともこれ等の脱文の字數は、これ等の諸本の據つた書本の一行の字數を示すものであるとは云ひ得ることであらうと思はれる。即ち脱文の字數約二十三、四字は、書本の一行の字數をあらはすであらうといふ推

定が、可能であるやうに思はれる。

なほ次の異文を見よう。

一、子どもこひ聞ゆとの給へば今いくばくにもあらず御四十九日はてて渡らむとの給へばこ
こになむ夜はおはしける

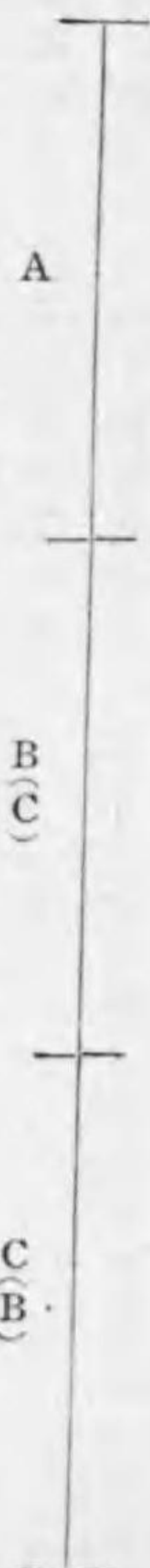
靜嘉堂藏本(a b 各本) 松井文庫藏本(a b c d 各本) 無窮會藏本(a b c 各本) 帝國圖書館藏本

二、子どもこひ聞ゆとの給へばこになむ夜はおはしける

高野博士藏本、松井文庫藏本(c 本)

この對立せる異文の發生は「の給へば」といふ同語の目うつりによる脱落に原因するに相違ないのであるが、この脱文も約二十四、五字であつて、書本の一行の字數を示してゐるやうに思はれる。少くとも高野博士藏本と松井文庫藏本とは、この外の多くの脱文の一致といふ關係から、必ず血縁關係を有するに相違ないと見ることが出来る。なほこの事は次の事實からも證明せられる。

この物語の卷三の卷頭に近く、高野博士藏本と松井文庫藏本とは、比較的單純な、しかし顯著な特色のある錯簡がある。正しい順序をA B Cとすれば、B Cの各々の約三百字内外づつの文が前後して入つてゐるのである。即ち



括弧内の如くBとCとが入れ代つてゐるのである。

右の錯簡は料紙の誤れる序列に起因するものに相違ない。それ以外には、かかる錯簡の生ずる可能性はあり得ない。しかしして、このやうな錯簡の生ずる装幀様式は、少くとも胡蝶装ではないであらう。何となれば、胡蝶装に於ては、一箇所の錯簡は必ず他の一箇所に影響し、決して孤立してあらはれることはなく、また必ず二面單位の錯簡を生ずるものであるが、三百字は二面の字數にしては少きに過ぎるからである。同様に粘葉装も、袋綴も、いづれも二面單位であるから、そのいづれでもあり得ないとすれば、恐らく、胡蝶装を一面づつ剥ぎ取つて、それを卷子本に改装する際に、第二面と第三面との順序を誤つたものであらうと考へる外に仕方はないのである。

このやうな錯簡は決して偶然に起るものではなく、必ず密接な血縁關係がなければならぬ。胡蝶装一面の行數は普通十行内外であるから、この脱文の字數約三百字を一面の字數とすれば、一行は約二十五字内外といふ計算となり、前の推定と合致するのである。かくして少くとも、右にあげた異文の共通祖先たる根幹的寫本は、一面十二行、一行約二十五字内外に書かれてゐたのではなく、からうかと推定され、多くの寫本は、その祖本を共通祖先としてゐるのではなく、からうかと想像せられるのである。

なほこの事實を今少し慎重に考へて見るために、増鏡の傳本系統と脱文との關係を見よう。尾州徳川侯爵家に應永九年六月三日書寫を畢る由の奥書のある古寫本があり、それが一方には應永書寫の原本とされ、一方には書風その他から、應永書寫の原本ではないとされてゐるが、果していづれが正しい見解であらうか。もし尾州家藏本が應永書寫の原本そのものであるとするならば、略同様の奥書を有する宮内省圖書寮藏の一本との比較に於て、前者のみの脱文は、後者に他本との校合による補正がない限り、存在し得ない筈である。しかるに、尾州家藏本には約十箇所にわたる大きな誤脱があり、しかも圖書寮藏本にはこれがないのである。しかしして、圖書寮藏本には他本による校合補入の證跡は見出せないものである。もし尾州家藏本が應永書寫の原本であるとすれば、この脱文の矛盾は如何に解釋せられるべきであらうか。

又一方、流布本の祖本と稱せられてゐる後崇光院宸翰本と、圖書寮藏本と、尾州家藏本とに共通して脱してゐながら、永正十八年の奥書のある圖書寮藏一本のみには存する文句がある。しかしして、この永正本の文句は、決して後人の推測校定によつて附加されたものではないと信せられるものである。今その一二をあげると、永正本以外の諸本には、次のやうにゴチャクで示された部分の脱文がある。即ち

内野雪

今右のおとどおさ、劣り給はず世のおもしにていとやんごとなくおはするに女御さへ御おぼえてたきにいつしかただならずおはすると聞ゆる奥ゆかしき御程なるべし
老のなみ

卯月のはじめつ方より院の上ひさしの御車にて上達部殿上人御隨身えもいはずきよらなり
女院の御車に姫君もたてまつる

の如く二十六七字内外の脱文がある。これ等はあらゆる點から考へて、決して永正本の書き入れではなく、他の諸本の同じ語の目うつりによる脱文と見るべきものである。單にこの點からして系譜を設定するならば



といふ關係の蓋然性が強化されて來るのである。即ち脱文Aが後崇光院宸翰本と應永本とに傳へられ、更に尾州家本には獨自の脱文Bが加はり、圖書寮本にはこれと全く別な脱文Cが加はつてゐると考へられ、従つて尾州家本を應永本そのものと考へることは不可能となるのである。

右の考察を裏書するものは尾州家本のみに存する重複(ゴチツクの部分)である。即ち

藤衣

隱岐の法皇の御このかみなれば思へばやむことなかりけれど昔後白河の法皇の御このかみなれば思ふはやむことなけれとむかし後白河の法皇安德院の筑紫へおはしまして

むら時雨

暮れかゝる程花の木の間は夕日花やかにうつろひて山の鳥も聲をしまぬほどに陵王のかがやきて出でたるはえもいはずおもしろし……約五百字略……雖少風情慙瀝露詠 其詞曰

時をえて御ゆきかひある庭の面に花もさかりの色や久しき

もし尾州家本が應永本の原本であるとするとすれば、これ等の重複がほぼ同様の奥書を有する圖書寮本に傳はらない筈はないのである。右の重複の中前者は法皇の三字の目移りによるものであらう。この重複の字数が二十六七字内外であることは前述の脱文の字數とほぼ同じく、この兩者より考へて應永本そのものは、恐らく一行二十六七字であつたであらうと推定しても、不都合ではないやうに思はれる。しかして、右の重複の中、後者は約五百字内外の字數であるから、恐らく料紙一枚二面が誤つて二度書かれたのではなからうか。もしさうであるとすれば、應永本の原本は、一面九行乃至十行に書かれてゐたと推定せられ得るのである。

右の諸例のやうにもし脱文の最小の基本的な字數yが、原の本の一行の字數を示してゐるとし、脱漏した全體の文字の數がxであるとするならば、被除數xを除數yで除した商は、原の本の行數をあらはすことになるであらう。逆に脱文の文字の總數xは、 $x \times y$ であるから、一行の字數をあらはす脱文yの正確な又は正確に近い倍數をなすわけである。

しかし、この推論の可能な場合は、云ふまでもなく一行の字詰、一面の配行等が規則正しく書寫されてゐる場合に限るのである。文字の大小、行の多少等が、各葉によつて不一致であるやうな場合には、この方法の適用は困難であらう。又一行の字數を指示する脱文のあらはれる度數は、それが多だけ困難を幾分救済することになることは云ふまでもない。一行の脱文と、數行の脱文とが兩立してあらはれる場合、前者は常に除數となり、後者は常に被除數となるのである。この兩者が

屢々あらはれ、しかも後者が常に倍數としてあらはれるやうであれば、推論は愈々確實である。この方法は數の間の整除性の上に根據を置いてゐるのである。従つてその計算は除數の中の最も小なるもの(云ふまでもなくこれが一行の文字の數をあらはすものである)が、大きければ大きいだけ、一層確かなものとなるであらう。何となればあまり小さな數は、殆どすべての他の數の近似除數となる可能性があるからである。

以上は寫本の脱文が本文自身の状態によつて導かれたものと了解の出来るものである。クラーク A. C. Clark の所謂 *quotis*、アーヴェ L. Havet の所謂同じものから同じものへの飛躍 *saute du même au même* がこれである。これに對して今一つの脱文の類型は、書本に於ける損傷が原因となつて生ずる場合である。本文損傷についての概観は第五章第一節に於てなした所であるが、今それが脱文に關係をもつて來る點について考へて見たい。損傷が書本に影響する場合脱文が生ずる。かうした損傷のために、その書本の惹起した脱文が、その幾つかの下位寫本に共通してあらはれ、しかもその脱文が等距離に反覆せられてゐるやうな場合、それ等の轉寫本からの系統の設定が可能であり、又書本の各行の長さ、一面の字數等が測定せられ得るのである。ここに損傷による脱文のもつ系譜設定上の意義がある。

このやうな本文損傷には、種々の類型のあることは、已に第五章その他に於て述べた所であるが、便宜上、今再びくりかへすならば、その主なものとしては、火災によるもの(第一圖參照)濕氣によるもの(第二圖參照)摩滅によるもの(第三圖參照)蟲損によるもの(第四圖參照)等がある。この外、製本の時の截斷



第一圖 鳳來寺藏源氏物語



第二圖 大島雅太郎藏西園筆竹河卷

第十二章 異文以外の諸事實による系譜の建設



第三圖 前田家藏方丈記



第四圖 前田家藏寶繪

の誤装幀様式の改變による錯簡等も皆これである。

これ等の損傷は、寫本に書寫せられると、本文中に一定の比較的正しい間隔を置く所の脱文を生ずる。この脱文の字數と、その頻出度數とによつて、原の本の一行の字詰と行數とを推定することは、心理的錯誤による脱文の場合と同様、屢々可能である。又これ等の脱文の箇所や、長さや、性質を基準として、寫本の血縁關係を類推することも、多くの場合可能である。即ち同様の脱文を有することに於て一致せる數箇の寫本が、脱文を有しないことに於て一致してゐる數箇の寫本と對立してゐるやうな場合には、我々は、既に少くともこの事實によつて、系譜の概略を知り得るのである。しかも、この方法は、本文自身に關する分類、統合の方法とは、全然獨立して別箇になされるのであるから、異文統合の方法の不備を整へることが出來ると共に、もしこの二つの方法の結論が一致するならば、これ等は一層確實なものと看做すことが出來るのである。

この規則正しい脱文の反覆を利用する方法は、クラークによつて最も完全に説明されたものである。尤もクラーク自身は、この方法は氏の創設にかかると云つてゐるが、^(註)既にして A. Klotz の著 Rhein. Mus., 1912. の三百六十八頁に於て示されてゐると云つてゐるが、^(註)氏によつてはじめて完全なる方法として發展せしめられたと見るべきものである。氏によつて、脱漏とか、重複とか、脱漏と重複との距離とか、誤謬のある異文とか、顛倒とかの如き様々の現象に於て、相一致する何かの標識を引き出すために、規則正しい反覆が測定せられ、比較せられ、方法論的自覺がもたらされたのである。この功績は、當然氏に歸せられるべきものである。^(註)

註一 E. Collomp, La critique des textes, 1931.

註二 L. Havet, Manuel de critique verbale appliquée aux textes latins, 1911.

註三 細川侯爵家藏圖書自筆本の奥に

枕草紙或有多少或有前後本々不足以何爲正此兩册者從三條羽林令恩借達書寫畢他日集類本可點檢者也
天正廿年三月日
圖書支旨(花押)

註四 A. C. Clark, The Descent of Manuscripts, 1918.

註五 A. C. Clark の研究は Cicero の Philippics に基き、特に脱落の特徴についてなされたものである。氏の論旨は、古代寫本に於ける書き方の一定性と、行の脱落の頻出性とに依存するものである。その所説の要點を略述するならば、脱漏は行の區切りによつて助成されることが多い。特に意味が破壊される場合とか、單語が二分せられる場合とかには、脱漏の存することが確實である。等しき間隔を置き、しかも倍數をなして生ずる所の明確な單位が発見されるならば、一定の原因があるであらう。その明白な原因は行の脱落である。クラークは特殊な寫本の脱落を表にし、その順に並べ、それ等をしてそれ等自身の來歴を語らしめようとした。氏はかうしてそこに一定の形式を見出し、最も大きな數字が一聯の倍數を形成し、相互に密接に關係してゐることを發見したのである。即ちこれ等の表を見て、より大いなる倍數から、小なる倍數へとかへり、つひに單位に歸着したのである。この方法は脱落の現象そのものを説明しようとするものではなく、脱落によつて系譜を明かにしようとするものである。従つて脱落と共に重複と錯簡も亦系譜建設の材料となし得るのである。これ等の比較せられたる文章は、一が他の倍數である時又は雙方共に單位の倍數である時に、系譜建設のために重要な提言をなし得るのである。

第十三章 文獻批判に於ける「混態」の意義

第一節 混態に於ける「合成」と「混成」

前數章に互つて述べてきたことは、蓋然性の測定の手段によつて、寫本の系譜を建設し、その建設せられた系譜によつて失はれた本文を再建するといふ方法についてであつた。しかして、今まで考へて來たものは、本文が比較的純粹に保たれて來た寫本の場合であつた。しかるに、本文の傳承史の示す事實は、決してそのやうな單純なものではない。何となれば、本文には混態 *contamination* によつて汚損せられないものは殆どないからである。このやうな汚されたる本文の傳來の過程に於ては、我々は果して系譜を建設することが出来るであらうか。又その失はれた本文を再建するために、我々は系譜を利用することが出来るであらうか。文獻批判に於けるこの最も困難なかつ重大な問題を、しばらく考へて見たいと思ふ。

先づ「混態」といふ術語の意味を規定することからはじめよう。混態とは從來の文獻學に於ては本文の混合 *mixture* の意味に解釋せられてゐる。この混態といふ現象は、「原型」(アルヘタイプス)から繼續した系統によつて派生した所謂「純粹なる」本文ではなくして、他の系統線から人爲的に持ちこ

まれて來た不純なる本文に見られる現象である。この現象を、日本の古典的文獻について見ると、單に「混態」といふ一つの術語を、概括的に與へるだけでは、事實の認識のためにも、批判的處置のためにも、妥當ではないやうに思はれるのである。

この術語のややもすれば惹き起しやうい誤解に備へるため、他の術語を使用したのは、この小論の筆者の知る所ではグレッグ *W. W. Greg* である⁽¹⁾。氏は *conflation* といふ新しい術語を設定して、*mixture* 又は *contamination* に代へたのである。氏はこの *conflation* といふ語を、二つの系統線の行文が、本文に於て相並んで現はれるといふ特殊な場合のために保留し、從來の術語のあらはしてゐない文獻的事實をば、この新しい術語の中に包攝して、從來の「混態」の概念を一層明確に規定しようとしたのである。

グレッグの右の所見は、混態の概念を確實にするために重要ではあるが、しかし日本の古代の文獻には、二種又はそれ以上の行文の並列、所謂書入れ校合の外に、なほ一つの形態が認め得られるであつて、氏の術語の内容だけでは、十分明かにし得ない點が存するのである。我々は、日本の古典的文獻にあらはれる「混態」現象の諸相に即して考察した結果、グレッグのやうに單に混態の代りに *conflation* といふ術語を設定するといふのではなく、むしろ「混態」といふ現象の中に、相異なる二つの性質を區別することが妥當であると考へるのである。即ち「合成」と「混成」とがこれである。

ここで寫本の「合成」といふのは、寫本 A に移入された寫本 B の本文が、また A の中に混合し終らないで、なほ B のままの純粹な形態を示して對立してゐる場合であり、混成とは、そのやうな合成の過

程から更に一步前進して、両者が細部にわたつても早や分別することの出来ないやうに融合し同化し終つてゐる場合である。しかしして所謂「混態」とは、このやうな二つのものを包括する所のより大きな概念である。

先づ合成は、如何なる場合に、如何にして生ずるのであらうか。これを古典的文獻について見ると、そこには次のやうな二つの大きな場合が認められる。

一、底本に他の本文が校合せられる場合。

これは最も普通の場合である。これは、グレッグの所謂修正的合成 *correctional conflation* と稱するものとほぼ同じものである。底本 A に他の本 B (更に C D 等二本以上の加はることもある) を校合し、その兩者の本文の相違點が、底本 A の本文の傍、又は頭に比較對照して記入せられる場合である。この場合は底本の本文に對する異文が、底本の本文を基準として、對照的に併記せられるのである。普通に、校合本或ひは校本と稱せられるものがこれである。しかししてこの書入本に於ては、底本の本文 A と校合された本文 B とは、まだ混合してはゐない。しかし、この校合された本文 B が、本文 A の中に吸収攝取される時、即ち他の何人かによつて一筆に清書される時、もし校合と修正との過程が十分に注意深く微細に互つて正確になされてゐるならば、その寫本か、又はその後裔本は明かに祖本たる A の系統線から離れて、祖本にあらざる B の系統線に移されるといふ結果になるであらう。これに對しても、校合が不十分かつ不完全であるならば、A でもなく、B でもなく、更に A でもあり、B でもあるといふ鵠的第三本文が作爲せられることになるであらう。

底本 A の本文を基準として、他の寫本 B の本文が校合される場合には、必ず校合者の「心」と「眼」と「手」が通されざるを得ない。しかしして校合者の態度には二様の態度が認められる。その第一は、底本 A に對して相違する B の本文は、一字一畫たりともゆるがせにせず、細大洩らさず悉く之を列擧するといふ態度である。これは屢々清水演臣や村田春海等の校合態度に見られる所のものであつて、煩雜のやうには見えるけれども、忠實な態度と云ふべきである。しかし、校合は結局人間の仕業である。演臣のやうな嚴密な態度に於ても、なほ不注意や無意識による誤脱が、絶対に犯されてゐないとは云へないのである。大和物語や蜻蛉日記等の演臣の校合本を子細に點檢すれば、やはり誤脱が少くないのである。一般に校合者といふものは、B の本文が、A の本文に比較して、明かに相違してゐるやうな場合でも、その相違に氣づかないで看過してしまひやすいものである。また A B 兩本の文字を、相互に不用意に讀み誤ることによつて、誤れる校合をなすこともある。又正しく讀んでゐても、うつかりして誤字を書くこともある。又 B の異文が、底本 A の本文のいずれの箇所にも相當するのであるか、明瞭に示さない場合もある。又 B の異文を A に記入する相當箇所を誤ることもある。校合の箇所が誤つてゐるか、紛らはしい場合には、これを轉寫する者は必ず誤謬を犯す。新井信之氏の調査によれば、寶永四年今井似閑が竹取物語の古本を得て、板本に校合した三手文庫藏本を山岡凌明が轉寫した本により、安永二年賀茂季鷹の校合した本では、已に校合の位置を誤り、次の行に附着せしめた所がある。このやうに、如何に嚴密な校合であつても、B の異文がそのまま完全に A の校合面にあらはれるといふことは、先づ無いと云つてもよいのである。

次に第二は、底本Aの本文と相違するB本の本文が、任意に校合者によつて選擇せられる場合である。これには二つの形式がある。

イ、一つ又はそれ以上の本の本文を底本Aに見較べ、相互の相違點を一旦Aに記入し、後更にそれ等の中から不必要と考へられるものを除去し、必要と思はれるもののみを残す場合。これは校合本が再整理せられる場合に認められるもので、岸本由豆流の土佐日記考證、田中大秀の土佐日記解等の草稿中書淨書等の各本の上に見られる所である。

ロ、一人の書寫者が書寫する際に、自分の前に同一作品の若干の寫本を展げ、任意自己の見解によつて選擇採用する場合。

この場合はグレッグが編輯的合成 editorial conflation と稱したものに近い。このやうな書寫の行はれる際、書寫者は一方に於て批判家となつてゐるのである。しかし、このやうな校合は、實際にはあまり多く行はれない。パウル・マース Paul Maas は「このやうなことはめつたにないことであるとし、その理由はこれは全く厄介きはまる處置であるからである」と云つてゐる^(二)。一人の書寫者が二箇又はそれ以上の原據を前にして、或る時は一方の原據の本文を、或る時は他の原據の本文を、交互に任意選擇して模寫する場合は、實際には、書寫しようとしてゐる本の文字が難讀であり、難解であつて、容易に轉寫出來ないやうな場合とか、蟲・水・火その他の損傷の甚しいために、書本の本文が判讀出來ない場合とか、書本に明かな誤脱と思はれる箇所の發見された場合とかに、参考のために別の本を見比べて、その不明又は不完全な箇所を補正しつゝ書寫する場合にのみ起り得るのである。

かういふ場合は、マースの云ふやうに、あまり多くはないことではあるが、しかし、ある場合も考へられるのであり、そのやうな場合には、書本の本文中に、他本の本文が誘導せられるのである。しかし、その誘導せられたものは、他本の本文の全部ではなく、きはめて一部分にすぎないのである。即ち書寫者によつて任意選擇されたものにすぎないのである。合成によつて第二の寫本の不完全な形態が移入される場合、そこに第一でもなく、第二でもない第三の本文形態が生み出されることになるのである。

二、本文が補寫せられる場合。

以上述べたのは校合の場合であるが、日本古典には補寫といふ事實がある。ここに合成の現象が生ずるのである。これにも二つの場合がある。

イ、寫本に缺脱した紙面即ち脱葉のある時、その箇所を他の異系統の寫本の本文によつて補ふ場合。

これは一々例示するまでもなく、普通の事實である。前田家藏傳公任筆入道右大臣集には藤原定家の補寫があり、同じく傳公任筆十五番歌合にも中院通村の補寫がある。古今集伊勢物語源氏物語等の鎌倉時代の古寫本に至つては、そのやうな例は實に枚舉に遑もない有様である。これ等の補寫の部分は、粘葉裝の本では二面又は四面であるのが普通である。胡蝶裝の本でも同じく二面又は四面であるが、しかし、この場合は、二面づつ若干の中間の頁をへだてて、前後してあらはれて來るのが普通である。又袋綴の本では、普通二面であることは云ふまでもない。

ロ、二冊又はそれ以上の冊數に分れてゐる作品に於て、缺脱してゐる卷、又は帖が、他の系統の本によつて補寫せられる場合。

例へば前田家藏傳民部卿局自筆惠慶集下卷の如きは、上卷が缺本である。そこで、上卷は、烏丸光廣・中院通村・小堀政一・松花堂昭乘の四人が六枚づつ合計廿四枚を補寫してゐるのである。このやうな缺卷及び補寫は、源氏物語の如く多數の卷冊によつて一部が構成されてゐる作品に於ては、特に甚しい事實である。源氏物語の如き作品が、傳來の途上に於て、一冊又は數冊の缺帖を生ずるのは當然であつて、少しも不思議なことではない。吉野時代でさへ、中々まとまつた河内本は手に入らなかつたもののやうである。例へば大納言清水谷實秋の如き有數な人でも、所謂耕雲本を成立せしむるにあたり、先づ河内本によつてこの物語を書寫しはじめ、しかも全部は河内本によることが出来ず、その中數帖は、青表紙本及び別本によつて補寫せざるを得なかつたのである。

多くの卷冊を有する作品に於て、缺卷の生ずるのは自然である。他に貸し與へるとか、物に紛れるとか、焼失するとかの機會が必ず生ずるからである。これ等の事情によつて、一部の作品の中が分割されて、各々異なる場所に傳來し、襲藏せられてゐる事がある。例へば寂惠自筆古今集の上卷は、宮内省圖書寮に藏せられ、下卷は上野精一氏の所藏に係るが如きである。又傳爲家筆源氏物語は、十二冊が前田家に藏せられ、五冊が靜嘉堂文庫に、一冊が田中親美氏に分藏されてゐる。しかも靜嘉堂文庫藏の蓬生卷は、第八葉以下は鈴蟲卷であるが、そのつれは前田家藏鈴蟲卷に存してゐるのである。これはもと兩本が一所にあつた時に綴ち誤られ、その後後半が前田家と靜嘉堂文庫とに

分離するに至つたものである。又近衛家藏の三卷本甲類の枕草子は、その中卷のみが東京の近衛邸に残され、上下の二冊が京都帝國大學に寄託せられて分離してゐる。このやうに多數の冊から成る寫本は、屢々分離して別物のやうに取扱はれるのである。寫本はこのやうに分散し易いものであるが、その缺帖aが補はれる時には、もとの書本Aによつてなされる事は殆どなく、或ひはその書本Aを今一度轉寫した本cの場合によつては、a自身の直接の後裔本たるbによつて、逆に補寫されることもあり得るのである。例へば、甘露寺親長は禁裡御本たる耕雲本源氏物語の原本を書寫し、次いで徳大寺實淳は親長の自筆本によつて更に轉寫した。しかるにその後禁裡御本も親長自筆本も共に焼失したので、親長は更に實淳の本を借りて書寫して家本としたのである。

東山御文庫御藏・保坂氏藏・尾州徳川家藏・大和澤家舊藏・大島氏藏・平瀬家藏・鳳來寺藏等の源氏物語は、いづれも皆補寫のある點で同様である。といふよりも、鎌倉時代から吉野時代にかけての源氏物語の中で、全く一帖も補寫のない本といふやうなものは、一部も存在してゐない、少くとも知られてゐないのである。

ハ、多數の卷冊より成る作品に於て、書寫者が分擔して書寫する場合、必ずしも同一系統の書本のみによらず、別々に異系統のものによつて書寫し、これをまとめて一部となす場合又は書寫者が方々から異系統の證本を借り求めてこれを轉寫して一部となす場合、又

例へば三條西家證本源氏物語の如きは、大體肖柏自筆本を轉寫したものであるが、なほ他系統の寫本も用ゐられてゐるやうである。各筆源氏物語といふものの中に、或ひは青表紙本、或ひは河内

本或ひは別本等の諸系統の諸卷を雜然と包含してゐる理由は、ここにあるのである。例へば近衛家藏の源氏物語の中、鎌倉時代から吉野時代にかけて書寫されたと思はれる卷々五十一冊について見るに

青表紙本 一二

別本 三七

混合本文を有する本 二

といふやうな割合で混合してゐるのである。これ等の中にはもとより補寫として成立した卷々もあるであらうが、なほ書寫者がはじめから系統の異なる書本を以て書寫したといふ事情が多かつたもののやうに考へられる。又大久保家舊藏の源氏物語は元龜三年、同四年にかけて大庭加賀前司入道宗分が、拾諸家分散之本と云つて書寫した所の本であるが、これには、定家自筆青表紙本、正徹自筆本爲相の奥書ある青表紙本及び雲州錯亂之節求出本等を以て書寫し、これ等をもつて一部となし、これに冷泉宗清自筆奥書本最近まで桂氏藏今不知所を校合したものである。

二、書寫者が或る系統の本によつて書寫をはじめ、中途に至り他の系統の本にかへて書寫する場合。

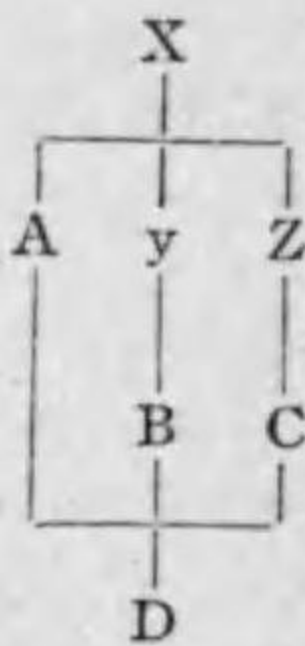
これは書寫者が一旦書寫を中止し、相當の時間をおいて、然る後再び書寫をはじめめるやうな場合に起るものである。

上述のやうに「合成」の場合では、その對立する本文の識別が可能であるが、これ等が他の何人かに

より、一筆に書き下されることによつて、本文中に無差別に吸收せられると、ここに識別の不可能な所謂「混合本文」die Mischtexte が生ずるのである。云ふまでもなく混成の現象は、合成の過程から、形式的な區別が撤去される時に見られるのである。これに次のやうな場合がある。

一、校合された異文が任意選擇されて底本の本文中に攝取せられる場合。

この場合は、校合本を書本として轉寫する書寫者が、校合せられた異文について、任意選擇する場合であつて、底本Aと校合に用ゐられたBCとが混合してDといふ第三寫本を新しく生産するのである。即ち次の如き場合である。



例へば河内守源親行は、周知の如く鎌倉時代の初期に傳へられてゐた二十一部の源氏物語の本文を取捨選擇して、所謂河内本源氏物語を作成したのである。即ち光行本、伊房本、朝隆本、俊成本、定家本、俊房本、法性寺、關白本、從一位麗子本の八種の外に、細草子後本、古本、武衛本、香本、花本、高本、江本山、本馬本をはじめ、舊本、愚本、或本、又一本等河内本の現存寫本の頭註又は奥書に見える本の名は、恐らくその二十一部の諸本中のものであらう。これ等の諸本の傳流が混合して、河内家の證本を形成するに至つたのである。このやうに、親行は、古今集に於ても新古今集に於ても、それぞれ八種の傳本を取捨して、所謂親行本を成立せしめたのである。

二、書寫者が二つ又はそれ以上の寫本を前にならべ、その一を任意選擇して書寫する場合。合成の場合には、一方の寫本の本文が識別されるやうな形式に於て示されてゐたのであるが、このことが書寫者の頭腦の中でなされ、選擇されたもののみが書寫せられる場合、ここに混成が生ずるのである。この場合の選擇の標準は全く書寫者の嗜好の問題である。

三、註の文引用文等の本文への混入

これは多くは血縁の系統線の混亂ではなくて、新しい異文の創造であるが、しかし、これ等の註や引用文が、他の系統の本から導入されてゐる場合には、血縁關係が生じて來るのである。

以上述べたやうに「混態」といふ現象の中に「合成」と「混成」との二つの過程を認め、これ等を總稱して「混態」と呼ぶことは、この特殊なしかも重大な意味をもつ文獻的現象を正しく理解する上に必要なことであると考へられるのである。

註一 W. W. Greg, The Calculus of Variants, 1927.

註二 Paul Maas, Textkritik, 1927.

註三 下巻の奥書に

弘安元年十一月上旬以證本書寫訖

此集讀授英倫訖

桑門寂惠

(花押)

この下巻は羽室蒼治氏の舊藏で最近世にあらはれたものである。古文學雜誌叢刊の中にをさめて出版せられた。三條西公正氏の詳細な解説がある。

註四 舊本・戀本・或本・又一本等の中には前にあげた諸本と同一のものがあるかも知れない。

第二節 混態に於ける系譜及び本文の建設

混成された傳來に於ては、系譜の建設は可能であり、又その系譜による本文の再建は可能であらうか。先づこの問題を抽象的な方面から考へて見よう。

寫本に於ては、人間に於けると同様に、血縁關係があるとは證明されるが、無いとは容易に證明されない。隠された血縁性の發見は困難である。一つの寫本と、他の寫本との異文が、その對照を基礎として一つの寫本中に移入せられる場合、或ひは二つの寫本を對照することによつて第三の寫本が作られる場合、この兩寫本に姻戚關係の生ずることは前に述べた所である。このやうな混成本文は、寫本關係の未調査な、異なる系統線の中から選ばれて改悪せられた本文である。合成に於ては、他の本の異文が、底本の本文の傍に示されるだけで、未だ姻戚關係を生ずるに至らない。従つて混成に比してより純粹である。しかし、その雜居し、並列されてゐた文句が、本文中に同化し融合して混成を生ずる場合、そこに姻戚關係が生じ、系譜の設定をして、より一層廣汎な危殆に向はしめる點に混成への媒體的性質があるのである。

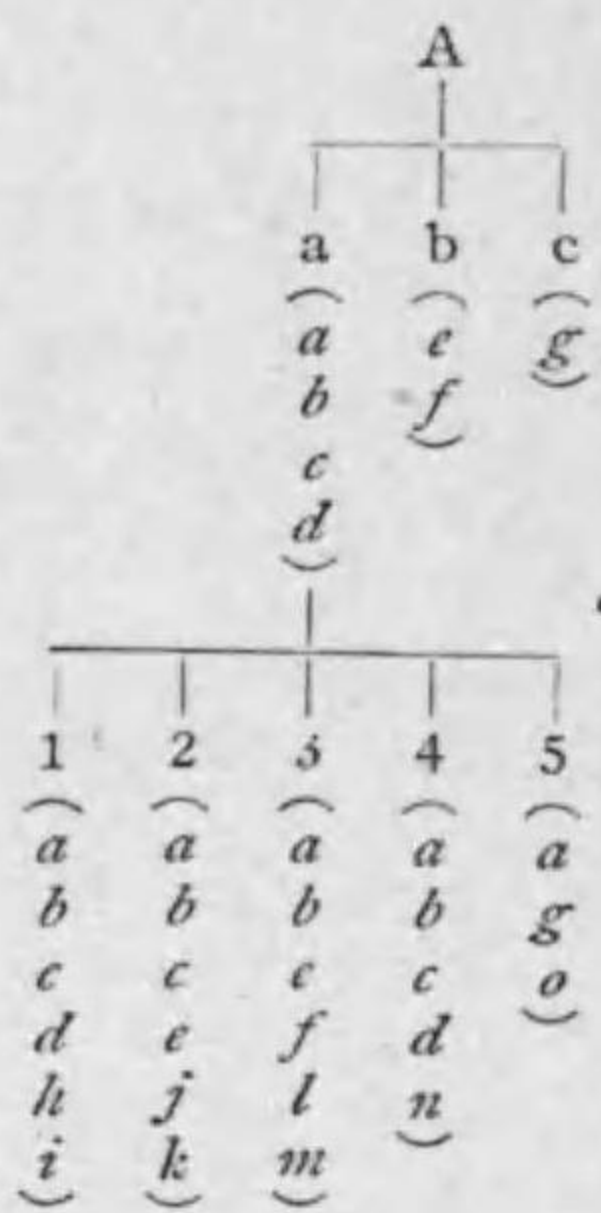
混合本文は、文獻學的にきはめて悪評のある所謂「汚染せるもの」*das Kontaminierte* である。この混態の生ずる場合には、姻戚關係をあらはす點線は、第二族から第三族へ、第三族から第二族へと飛び、又或る段階から他の段階に飛び、止まる所を知らない。このやうな場合には、もはや決定的な血縁度とか、相互に關聯せざる對立的な寫本とかに就ては、言及することは出来ない。ただ、寫本の純粋性の蓋然性のみが言及せられ、確實性は言及され得ないものとされてゐる。

混態に於て示される主な特色は、上述の如く書本から他の書本へと飛躍する事實のあることである。書寫者は忠實に書本の本文を書寫してゐるが、或る不満足な書き方に達着すると、忽ちそれを捨てて、校合に示されてゐる他の寫本の異文、又は自己の眼前に展げられてゐる他の寫本の異文に眼を移し、それを任意選擇採用し、再び書本にかへり、更に他の第三の寫本の異文に眼をうつすといふ風に、轉々として定まることはないのである。例へば流布本狭衣の本文の成立の如きは、このやうな甚しい混態現象を豫想しなければ、解釋の出来ないものである。このやうな本文の混態について、カントロヴィツは、寫本系統學者の熟慮の上に、*Demokles* の *Danklesschwert* がぶら下り、常に急降下してその纖細な糸を断ちきらうとしてゐる」と云つて、系譜建設に對する絶望的な見解を示してゐる。

前にも述べてきたやうに、種々の集群の寫本的一致によつて純粋性が推定せられ、それ等の相違によつて不純粋性が推定される場合は、それ等の集群が、同一の祖先に共通依存してゐる場合にかざられる。我々は、共通祖先の下にある寫本の集群に於て、孤立せる書き方は、多くの場合不純であ

ると云ふことを、系統學的方法の原則として承認してきたのである。しかしながら、このやうな明かな共通祖先に依存する寫本の場合であつても、決定的な血縁度については、なほ容易に言及することは出来ない。何故それは言及され得ないであらうか。云ふまでもなく系譜を破壊するものが存するかも知れないからである。系譜を破壊するものとは混成と判讀改訂とである。混成がその本來的な系譜を如何に破壊するかについて、任意の一例をとつて考へて見よう。例へばここに a b c 1 2 3 4 5 の八箇の寫本があるとして、その本文の系譜は實際は次のやうに描かれて展開したとする。

圖表第一



今これ等の寫本の系譜的關係を考慮におかず、ただ與へられたる八箇の寫本として、その異文を統合することによつて、果して、彼等が本來位置した系譜に再建することが出来るであらうか。

一、獨自異文

a の獨自異文なし。

b の獨自異文なし。
c の獨自異文なし。

1 の獨自異文 h i

2 の獨自異文 j k

3 の獨自異文 l m

4 の獨自異文 n

5 の獨自異文 o

二、

共通異文

a 1 の共通異文 a b c d

a 2 の共通異文 a b c

a 3 の共通異文 a b

a 4 の共通異文 a b c d

a 5 の共通異文 a

b 2 の共通異文 c

b 3 の共通異文 e f

c 5 の共通異文 g

右の異文の統合から、もしこの系譜が純正なものである、即ちこの系譜に混成がないと假定する

ならば、合理的に次の系譜的關係が類推されるであらう。

一、a と b 及び c との關係。

この三本には依存關係は認められない。従つて不連續系譜を立てるより外はない。

一、a と血縁關係ある諸本の依存關係。

1、a と 1 との間には次の關係が想像せられる。

a (a b c d) — 1 (a b c d h i)

2、a と 2 との間には次の關係が想像せられ、推定寫本 x が立てられる。

x (a b c) — a (a b c d)
2 (a b c e j k)

3、a と 3 との間には次の關係が想像せられ、推定寫本 y が立てられる。

y (a b) — 3 (a b e f l m)
x (a b c) — a (a b c d)

4、a と 4 との間には次の關係が想像せられる。

a (a b c d) — 4 (a b c d n)

5、a と 5 との間には次の關係が想像せられ、推定寫本 z が立てられる。

z (a) — 5 (a g o)
y (a b)

二、b及びcと血縁關係ある諸本の依存關係。

1、bと2との間には次の關係が想像せられる。

b(e f) — 2(a b c e j k)

2、bと3との間には次の關係が想像せられる。

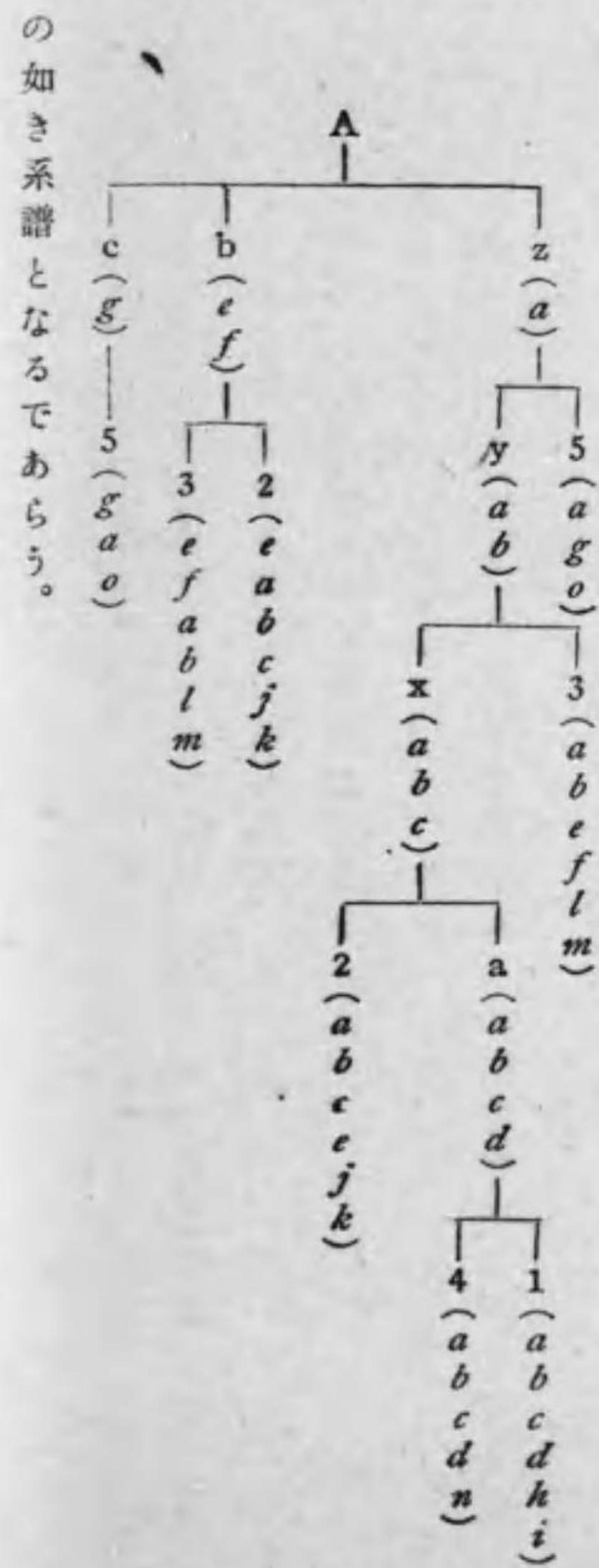
b(e f) — 3(e f a b l m)

3、cと5との間には次のやうな關係が想像せられる。

c(g) — 5(g a o)

以上の諸關係を總括すれば

圖表第二



の如き系譜となるであらう。

右の異文統合の方法は、混成の事實を認めざるものである。abc12345の八箇の寫本の系譜は、絶えず推定寫本を假設することによつて、一應合理的に建設せられたのである。しかし本文自體の性質からすれば、この系譜に見られるやうな異文の累進性は認められても差支ないのである。しかし、このやうな系譜は、實は系譜の名を與へることの出来ないものである。これは、異文を包含する寫本の組織ではあるが、系譜そのものではないのである。このやうな作爲せられた系譜が架空的なものであることは、眞の系譜たる圖表第一に比較すれば、一見何人にも直ちに了解される所である。異文統合による合理的な方法のみでは、このやうな幻影的な系譜より外には建設され難い。このやうな作爲せられた系譜に於ては、混成といふ事實は全然考慮されてゐないものである。併し、ここに我々の大いに注意を拂はねばならぬ事實がある。それは、系譜の中に、混成の事實が三箇所に於て、きはめて明瞭に示唆されてゐることである。即ち寫本2は

x(a b c) — 2(a b c e j k)

の如くxとbとの異文の全部又は一部分を繼承し、これに獨自異文jkを加へたものである。かくて2は

x(a b c)
b(e f) — 2(e a b c j k)

と修正されるべきである。又3は

y (a b) — 3 (a b e f l m)

b (e f) — 3 (a b e f l m)

の如く y と b との異文を悉く繼承し、これに獨自異文 l m を加へたものである。かくて 3 は

y (a b) — 3 (a b e f l m)

b (e f)

と修正されるべきである。又 5 は

z (a) — 5 (a g o)

c (g) — 5 (g a e)

の如く z と c との異文を悉く繼承し、これに獨自異文 o を加へたものである。かくて 5 は

z (a) — 5 (g a e)

c (g)

と修正されるべきである。

混成に於ては、敢て x y z を假想する必要はない。何となれば、a を共通祖先とする 1 2 3 4 5 の寫本中、

一、2 は b (e f) と校合せられて、d を排除し、b の異文 e を加へ、同時に、獨自誤謬 n を加へてゐる。

二、3 は b (e f) と校合せられて、c d を排除し、b の異文 e f を加へ、同時に、獨自誤謬 l m を加へ

てゐる。

三、5 は c (g) と校合せられて、b c d を排除すると同時に、c の異文 g を残し、獨自誤謬 o を加へてゐる。

と解釋せられるからである。しかしながら、このやうな混成を、異文統合の方法を以て説明することは容易ではない。異文統合の方法によつて、圖表第一のやうな本來の系譜的關係が導かれ得るまでには、知力と技能との練磨が必要である。

右の任意の一例について吟味した結果からすれば、混成せられた本文の系譜建設は不可能の如くも見え、又可能の如くも考へられる。果していづれであらうか。我々は混成の形態と性質とを今一度慎重に吟味し直す必要がある。混成とは果して如何なることであり、系譜建設を不可能にする混成は、如何なる性格のものであるか。又混成を不可能にする所の種々なる附帶的條件は如何なるものであるか等の諸問題が我々の前にあるのである。

註一 Hermann Kantorowicz, Einführung in die Textkritik, 1921.

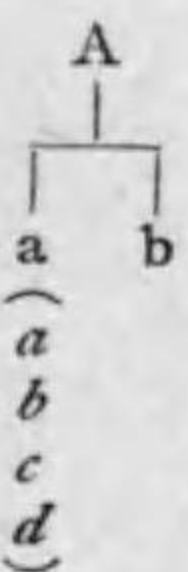
第三節 混成の諸形態と系譜建設

二つの異文は校合によつて合成し、更に書寫によつて混成する。混成の諸種の形態と性質とは

- 一、原型 A に對して底本 a と校合本 b との含有する異文の關係。
- 二、底本と校合本との混成の程度。

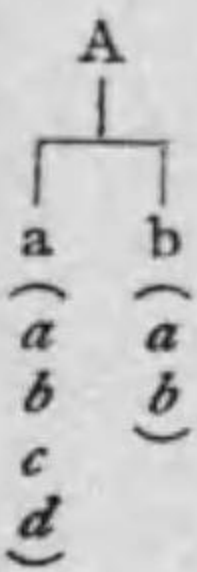
によつて規定せられる。この二つの條件の組合せによつて、次のやうな場合が生ずるのである。これ等の混成の諸相に見られる性格は、系譜建設の可能性に重大な關係を有するものであるから、一つ一つについて慎重に吟味して見たい。

- 一、底本 a が異文を有し、校合本 b が異文をもたぬ場合。



校合本 b が異文を全然もたないといふ場合は、b が A に等しい場合であつて、このやうな場合は b がコロタイプの複製などである以外には實際にはあり得ない。しかして複製本ならば同本と考ふべきで、異なる本と考ふべきではないであらう。

- 二、底本 a の異文の一部分が校合本 b の異文の全部と共通する場合。



右の共通異文 a b は、原型 A に發したものであることは殆ど疑ふ餘地のない所である。A に恐るべき陷穽の存しないかぎり、a b の各書寫者が同一の誤謬を犯す筈はないからである。a b が a と b とのもつ共通誤謬であれば、b と A とは完全に一致する。従つてこのやうな校合本が出現

することはあり得ないであらう。萬一出現するとすれば、b が A たることの忘れられた後代に於て突然出現して單なる一傳來本としての取扱を受ける時であらう。しかしこのやうなことは先づないことである。

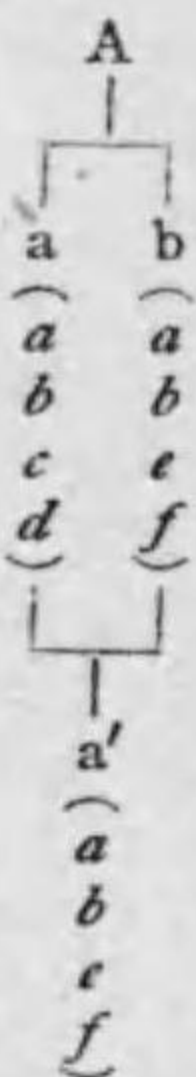
- 三、底本 a と校合本 b とが一部分共通の異文を有し、他にそれぞれ異なる獨自異文を含有する場合。

この場合は a b が A を共通祖先とする場合である。これには二つの場合がある。

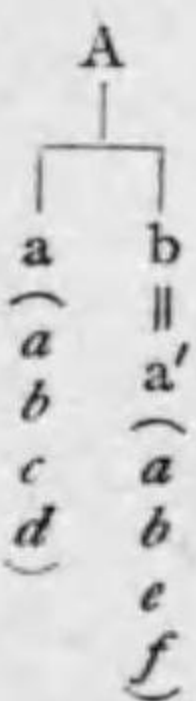
- a、校合本 b が底本 a の異文全部を吸収し同化する場合。

これにも次の二つの場合がある。

- 1、校合本 b が底本 a の異文を全部吸収し、しかも自己の異文をそのまま残す場合。

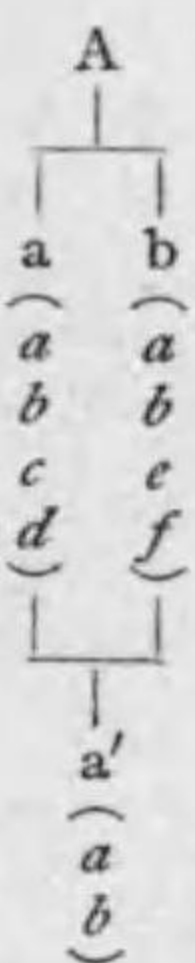


この場合は校合及び混成が絶對的に完全に行はれた場合で、b の本文は校合に於て完全に a の本文中に移入されなければならない。かくて a' は完全に a から離れて b と一致する。もしこのやうな混成本文があるとすれば、恐らく次のやうな空想的な系譜が合理的に再建されることになるであらう。



しかし、この場合は抽象的にのみ考へられ、實際にはあり得ないことである。なせならば、人間の力ではこのやうなカメラのやうな嚴密な校合は絶対に不可能であるからである。

2. 校合本bが底本aの異文全部を吸収し、しかも底本の本文によつて發見せられた自己獨自の異文のみはこれを底本に残さない場合。



この場合も校合が理想的に行はれ、aとbとが比較されることによつて、兩者の誤謬が完全に拂拭され得た場合である。このやうな場合には、a'は當然Aに復歸する。従つて他の根據がなければ、正しい系譜を建設することは不可能である。

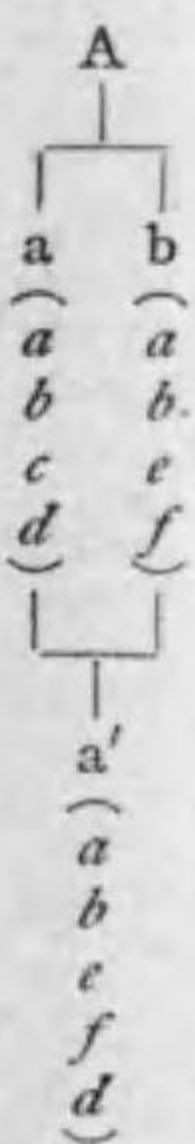


しかし、このやうな絶對的な校合は實際に於ては恐らくあり得ないし、又校合本bが自己の獨自異文を一つも残さないといふことも空想的には考へられるが、實際には決してあり得ないことである。

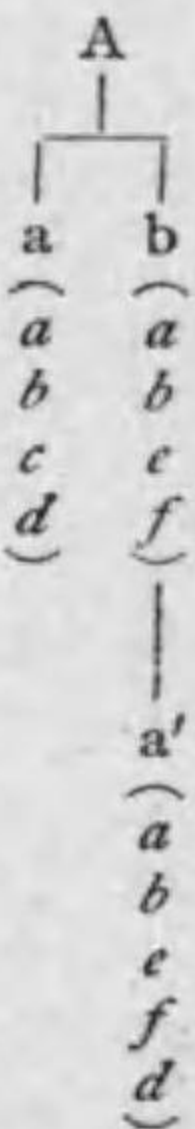
b. 校合本bが底本aの異文全部を吸収せずその一部を残す場合。

これにも次の二つの場合がある。

1. 校合本bが底本aの異文を全部吸収せず、その一部を残し、かつ自己の異文をも残す場合。

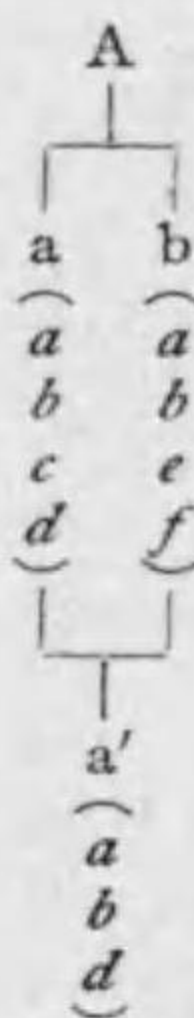


この場合は、不十分な校合によつて生ずる混成である。他の根據の存しない場合、正しい系譜再建を誤ることがある。何となればこのやうな混成からは、恐らく次のやうな架空な系譜が推定されることがあり得るからである。

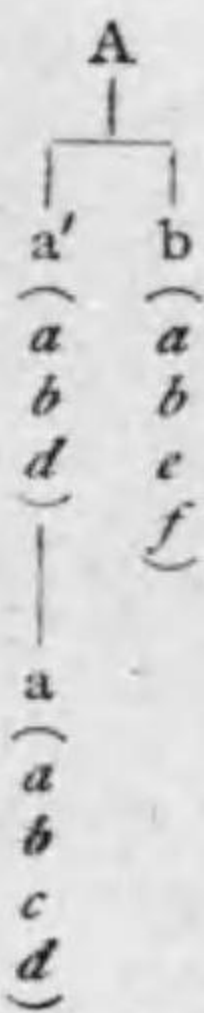


しかしながら、混成a'は、d及びe、fの存在によつて混成たることを表示してゐるのであつて、この點を吟味することによつて、系譜建設を可能ならしめる。

2. 校合本bが底本aの異文を全部吸収せず、その一部を残し、かつ自己の異文を残さぬ場合。



校合本bが校合によつて底本aの異文dを残し、自らの異文efを残さぬ場合、即ち混成が校訂者又は書寫者の主觀的な判断によつて任意取捨せられて、dが可として選擇せられ、efが不可として除去せられた場合であり、しかも混成したbの根跡が残されてゐないのである。bの證據がない以上、他の根據を求めないかぎり系譜建設は困難である。このやうな異文保持者は、往々にして正直な文獻學者をして次のやうな架空な系譜を建設せしめるのである。



しかしながら、校合本bが全然自己をあらはさないといふことは、空想的には考へられても、現
 實的にはあり得ない事實である。

四、底本aと校合本bとが全く異なる異文を有する場合。

この場合は三の場合から共通異文を除去した形式であつて、その性質は三と同一である。これ
 にも二つの場合がある。

a. 校合本bが底本aの異文全部を吸収し同化する場合。(三のaに同じ)

1. 校合本bが自己の異文を残す場合。(三のaの1に同じ)

2. 校合本bが自己の異文を残さぬ場合。(三のaの2に同じ)

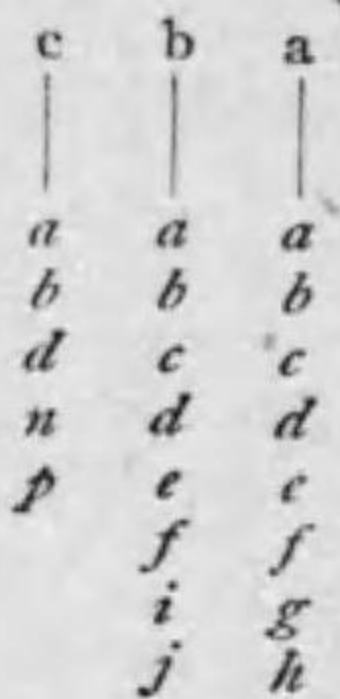
b. 校合本bが底本aの異文全部を吸収せずその一部を残す場合。(三のbに同じ)

1. 校合本bが自己の異文を残す場合。(三のbの1に同じ)

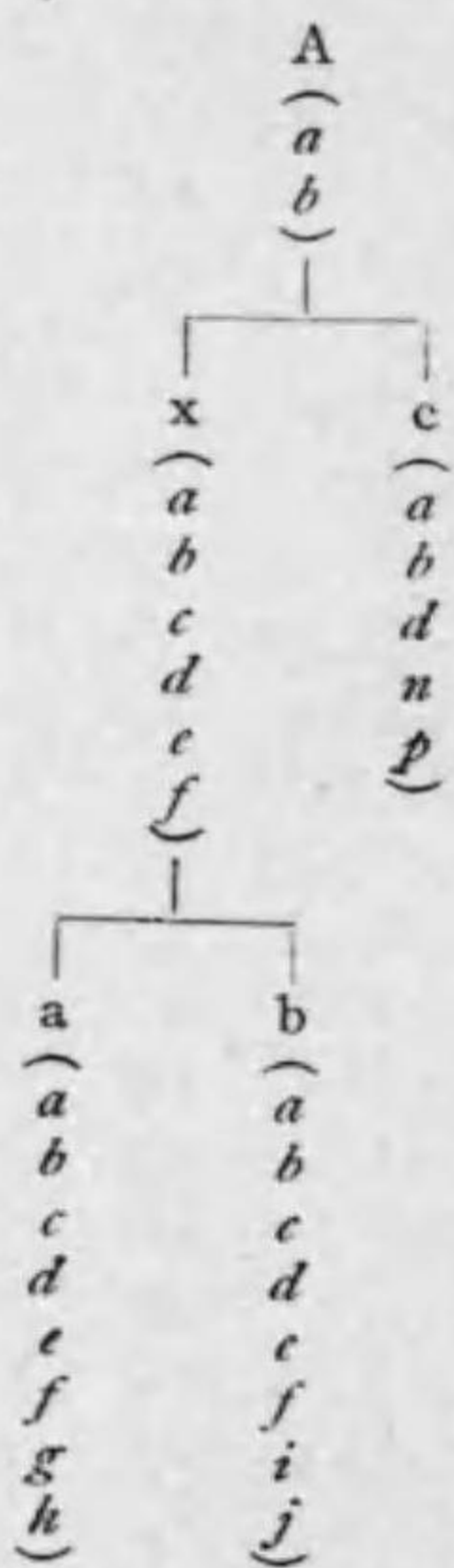
2. 校合本bが自己の異文を残さぬ場合。(三のbの2に同じ)

混成の形態は抽象的には以上のやうに分類することが出来るが、これ等の中一、二は實際にはあ
 り得ないものであり、三、四のaも同じくbの2も亦同様である。かくて残餘の形態即ち三及び四
 のbの1だけが、實際起り得る形態として考へられるのである。即ち混成の多くの形態は、校合本
 bが底本aの異文を全部吸収せず、その一部を残し、かつ自己の異文の一部をも残す場合である。

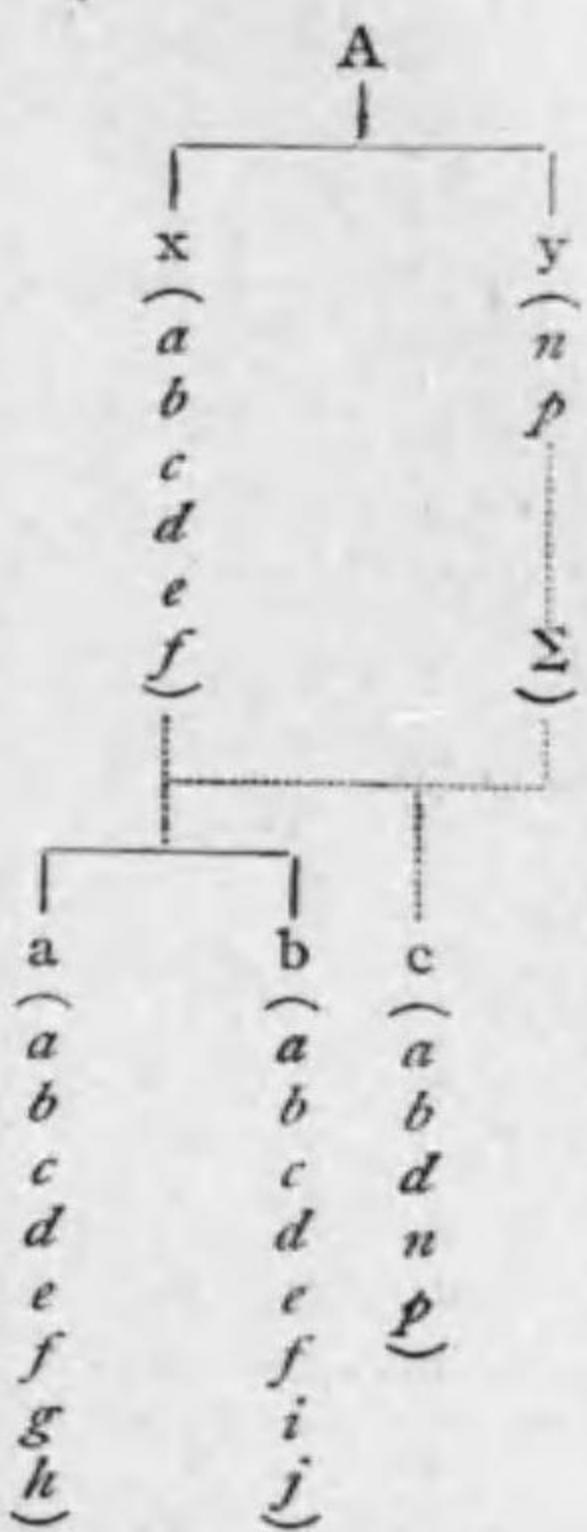
我々が普通混成と稱するものは、いづれもこの形態のものである。このやうな混成本文の中には、
 底本aと校合本bとの兩者の要素が併立して含まれてゐるのである。もし我々が、その中間的な
 異文の存在を發見し、他の規準を援用しつつ吟味をつづけるならば、本文自身によつて系譜再建の
 端緒をつかむことは敢て不可能ではないと思はれるのである。
 例へばここにabcの三箇の寫本があり、その包含する異文が



であるとするれば、我々は共通異文によつて統合を試み、一先づ次の如き系譜を假定するであらう。



しかるに、cの中にabcdが含まれてゐるといふことは、明かにxと密接な関係のあることを示
 し、npのあることは他の系統線上の一寫本の本文の殘留せるものであることを思はしめる。か
 くて我々は混成の存在を透視することが出来るのである。即ち



の如くxとyとの混合から、相互の異文が相殺され、xからabcd、yからnpが残留してcを生み出したのではないかと推定されるのである。しかしながら、今知られてゐる本文自體から考へたのでは、混態の真相を、これ以上明かにすることは不可能である。これ以上混態の真相を明かにするためには、他の別箇の根據によらなければならない。即ち

一、新しく寫本dが発見せられ、その新寫本がnop……との異文を有し、yの系統線上に位置することが明かにされるか。

二、x又はその傳流の一本が、散佚せる寫本yと校合されたといふ文獻が発見されるか。等によつて、右の推定は確實のものとして檢證されるに至るであらう。しかし、混態についての真相は、多くの場合、他の異文の組合せ、寫本の書寫年代、奥書、その他から、大體見當のつくのが普通である。

二つの寫本の混態を完全に説明し、その系譜を建設することはたしかに困難である。しかし、文獻批判に習熟した學者は、一見して先づ混態の存在を看破するであらう。混態によつて生じた寫

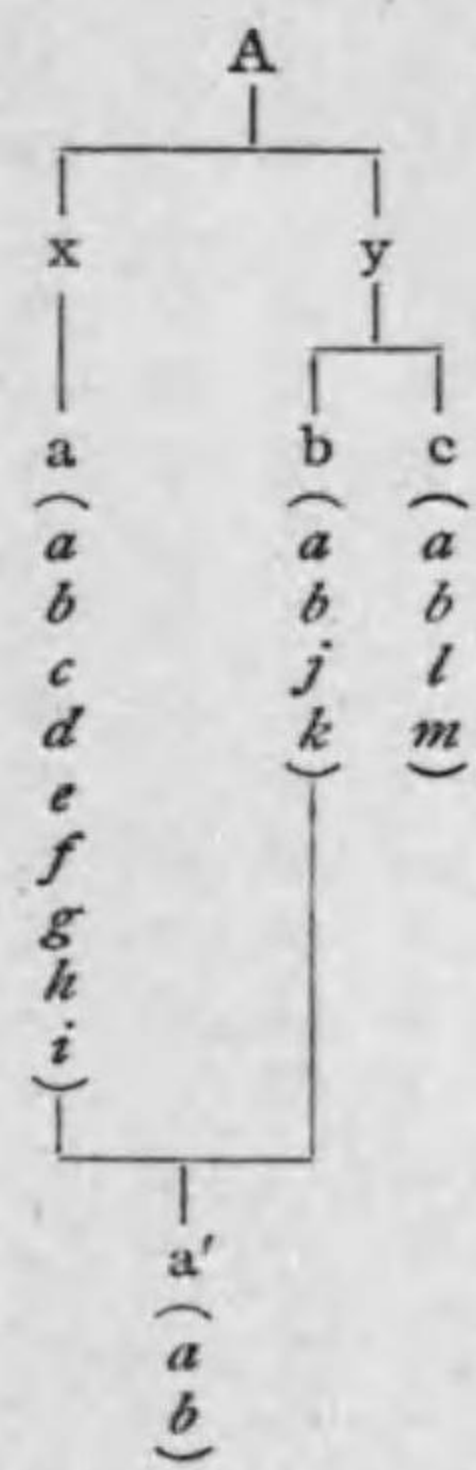
本は、その寫本が當然位置すべき系譜的共同組織體の一員としての性格から孤立したり、しかも當然位置すべからざる他の組織體の性格を呈示してゐたりして、それ自身不可解な鵝的様相をあらはすものである。この鵝的性格といふのは、中間的な性質の意である。混態は系譜學的方法を困難ならしめるけれども、不可能に陥れるものではない。我々は、本文自體として、先づ中間者を指摘し、その異文の構造を吟味し、他の異文の組合せと比較して、系統線の交錯を探究しなければならぬ。この本文自身による推論は、他の傍證的事項によつて實證されることが多いのである。

寫本の展開は、普通は單性生殖の形式によるが、混態の場合のみ兩性生殖の形式をあらはすのである。混態が明かに證明されたとしても、その系譜をそのまま示すことは困難である。人間の系譜が父系中心で記録されるやうに、寫本の系譜に於ても、合成の場合の底本となつたものを根幹として記録されるべきである。たとひ混態として生じたものが、底本の性質を離れ、逆に校合本の性質に接近するやうであつても、やはり系譜としては底本の系統線上に位置せしめるべきである。姻戚關係は系譜の表面にはあらはさないのが普通である。

第四節 喪はれたる本文保持者としての混成寫本

普通「混成寫本」conflated MS. とよばれてゐるものは、云ふまでもなく寫本の配合crossingまたは混合intermixtureとして作り出されたものである。この混成寫本の生じて來る動機は、二つ又はそれ

以上の相異なる寫本を比較することによつて、より純粹な、又はより正當な文句に改善せんとする要求に外ならないのである。本文を改悪せんとする意圖のもとに校合をなし、選擇をなす校訂者は恐らくないであらう。事實混成は、たしかにその校訂者の希望を充たす事がある。混成に於ては、不合理にするよりも合理的にする方が多いと云つてよいのである。例へば左の如き系譜を構成する寫本 a b があるとす。寫本 a は、a b c d e f g h i 等の多くの誤寫を含み、寫本 b は、a b j k 等のより少い誤寫を含むとする。a と b とが完全に比較せられ、判定せられることによつて、混成本 a' は兩本の誤寫の大半を除去し得るのである。



即ち a は c d e f g h i, b は j k のそれぞれ不純なる異文を除去し、混成本 a' は共通異文 a b を残すのみとなるのかも知れない。しかし、a b は恐らく彼等の共通の祖先から遺傳せられたものに相違ないのである。この際、混成本 a' がより妥當なものとなるか、より妥當ならざるものとなるかは、混成に従事する書寫者の知識と性格とによつて決定されるのである。一般的には混成は内部的に一層妥當なる本文に復歸する機会が多いのであるが、しかし常にさうであるとは云へないのである。

混成本が特別の價值を有する場合が一つある。即ち、當該混成寫本の本文の合成に參與してある所の寫本の或るものが紛失してある場合である。その場合、混成寫本には、失はれた寫本の眞實の文句の幾分かが、痕跡として保持されてあるのである。この失はれた寫本の眞實の文句は、混成寫本にその痕跡が保存されてある以外には、再びこれをとりかへすことの出来ないものである。所に、混成寫本の保有する特殊の價值があるのである。

右の混成寫本の一例として、明應七年の所持者の識語のある伊勢物語をあげよう。この本は、明應七年以前に於て底本たる流布本に三種の本を校合したものである。底本の奥書は、
本云此物語古人之説不同或稱在中將之自筆或稱伊勢筆作就彼此書落事等上古之人強不可尋其作者但可翫詞花言葉而已

戸部 尙書 在判

以祖父卿眞筆本不違一字書寫校合之可備證本 矣
次に校合本の奥書は三種ある。

a 一考本云

合多本所用捨也可備證本

近代以狩使事爲端之本出來末代之人今案也更不可用之此物語古人之説不同或稱在中將之自書或稱伊勢之筆作就彼此有書落事等上古之人強不可尋其作者只可翫詞花言葉而已

戸部 尙書 在判

b 一考之本云

此草子以京極黃門眞筆之本不違一點令書寫者也尤可爲證本歟

c 又一考本云

壬生二品以證本書寫之畢 正應五年三月十三日於相州鎌倉郡名越草室所書之也
于時嘉曆三年七月三日重書寫之

右の底本は、奥書によつて明かであるやうに、所謂流布本系統の第二類に屬するものである。尤も、流布本には、種々本文上の問題があり、未解決のものが少くない。この稿の筆者は、最近圖らずも傳爲家自筆本と、傳爲氏自筆本とを見る機会があり、從來不審のままに残されてきた流布本の性質と形態とを、ほぼ明かにすることが出来たが、要するに、この底本は、古い流布本の特徴を示す一本として考察して、差支のないものと認め得るのである。

三種の校合本の中、aは云ふまでもなく武田本である。武田本の原本即ち定家自筆本は、周知の如く、細川幽齋の手から松平下野守忠吉の手にうつり、その歿後徳川家康に獻せられたもので、近世初期までは傳來したものである。法橋玄津が釋正徹の依囑により、嚴密な態度で轉寫した一本や、「以定家卿自筆不替一字書之」と御奥書遊ばされた。後柏原天皇御宸筆御本その他によつて、その定家自筆の原本の本文は、大體知られてゐるのである。

校合本のbは如何なる本か不明であるが、已に流布本でも武田本でもない京極黃門眞筆之本である以上、恐らく、天福本と見なければならぬものである。しかし、天福本でなくとも、我々の知る

ことの出来る内容の本であれば、少しも差支はない。云ふまでもなく、天福本は甲州武田家より轉じて加州前田家に移り、五代綱紀松雲公によつて四代將軍家綱に贈られ、綱吉の時に柳澤吉保の手に渡り、つひに同邸に於て焼失したものとせられてゐる。されば明應の頃、この本が校合に用ゐられても、時代的には少しも不審ではない。もとより、天福本以外の他の二本にしても、時代的には少しも矛盾はないのである。しかし、これ等の諸本は已にその内容が我々に知られてゐる所のものである。

しかるに校合本のcは、今日までその存在の全く知られなかつた本である。即ち家隆自筆本を、正應五年に書寫し、後嘉曆三年に重ねて轉寫した本である。この家隆自筆本は云ふまでもなく、その轉寫本も、全く世に傳はらずその名さへも知られなかつたものである。この奥書によつて、はじめてそのやうな本の存在及び傳來が知られたのである。

さて、右の明應奥書の本は、所謂流布本を土臺として、その上に武田本天福本家隆本を校合したものである。もし我々が入念にこれ等の校合本の合成の關係を觀察するならば、我々は校合せられた武田本天福本家隆本の本文をそれぞれ分解し、還元することが、敢て不可能ではないのである。しかし、諸本の校合者は、それ等の諸本の異文をば、悉く「イ」なる同一の符號によつてあらはし、當然區別すべき三寫本の區別をなしてゐないのである。かくて「イ」と標記された異文の中から、武田本天福本家隆本の本文をそれぞれ識別し分解することは不可能のやうに思はれるのである。しかし、幸にして、武田本天福本の本文は、已に我々に知られてゐるのであるから、底本(流布本)武田本天福本

等の既知の本文に一致しない全く独自の異文が、それ等の校合の異文中に現れるならば、それは當然家隆本の獨自本文であると見て差支ないであらう。かくて我々は、校合せられた多くの異文中から、家隆本独自の本文を辨別することが出来、その本文と底本との組合せによつて、亡佚した家隆自筆本の獨自本文を再建する事が出来るのである。^(三)この小稿の筆者は、かなり煩雜な手數により、これ等の「イ」とある校合の異文を、一々カードによつて分解し統合して、家隆本の特異性を抽出し、失はれた原本の特性の建設を企て、一つの結論を導き得たのである。併し、その結論が果して正確であるか否かは、これだけでは斷言し難い。何となれば、この本になされてゐる家隆本との「校合」は、果して完全であるか否か、その證據がないからである。もし、校合が不充分で、家隆自筆本の異文が、悉くこの本に移されてゐないならば、如何なる統計も決して確實とは云へないのである。

しかし、幸ひにしてこの伊勢物語は、未だ混成のやうな最悪の事態にまで立ち到つてはゐない。それは合成の途上にあるものである。即ちそれは本文中に混成融合してはゐないのである。しかし、又同時に、武田本・天福本・家隆本の三つの本文は、等しく「イ」といふ符合の中に混合されて、識別出来ぬものとなつてゐる。これは一方からすれば混成とも見做され得べきものである。しかし、幸ひにも、これ等の諸本が、かりに最悪の状態、即ち混成に達した本であるとしても、右の奥書によれば、校合に用ゐられたすべての本の種類が知られ、底本の性質も亦明かにすることが出来る上に、それ等の二つの校合本も亦既知の本文の保持者である以上、残る未知の一本の獨自本文の發見は決して不可能ではないのである。但し常に獨自本文にかぎるといふことは注意されねばならない。

このやうに、混成は一方に於ては本文を不純にし、不健全にし、系譜建設を不能に陥れることがあると同時に、他方に於ては、失はれた本文の痕跡をとどめてゐるといふ點があり、或る條件のもとに於ては、その失はれた本文の再建をも可能にする場合があり得るといふ特殊の價値をもつてゐるのである。

注一 この流布本といふ意味は、普通に用ゐられる流布本の意味ではない。伊勢物語の場合にかぎつて、天福本・武田本等と對立する定家自筆本の或る特定の「傳來本」に對して與へられてゐる特殊な名稱である。「伊勢物語」に就きての研究研究篇参照。

注二 天福本・流布本・武田本にあらざる定家自筆本は、他に少くとも二本傳來してゐる。その中一本はまだ紹介されてゐない本である。が、この場合は、恐らく天福本をさすものと見るのが妥當であらう。

注三 但しこの場合明かにせられるのは家隆本の獨自本文のみである。家隆本中に存して武田本・天福本の兩者又はその中のいづれかと共通し、しかも流布本と一致しない異文は同様に「イ」と標記してあげられてゐるのである。家隆本がそのいづれと等しいか、又は等しくないかは明かにされないものである。従つて「イ」の分析によつて、我々の知り得る所のものは、家隆本の獨自本文のみである。武田本・天福本及びそれぞれの一方と共通する異文を指摘することは、絶対に不可能である。かくてこの校合本の分解によつて建設し得る家隆本は、單に家隆本の獨自異文のみであつて、家隆本そのものではないのである。

第十四章 混態に於ける系譜及び本文の建設とその方法

第一節 主なる方法とその批判

汚損せられた傳來本の系譜建設に於て、従來行はれてきた諸方法は如何なる効果をもたらすであらうか。我々はコロム P. Collomp がなしたと同様に、ラハマン K. Lachmann の方法とクラーク A. C. Clark の方法とクアンタン Dom H. Quentin の方法との三つの方法を用意することにしよう。⁽¹⁾先づラハマンの方法即ち共通誤謬の方法に就いて見よう。この方法は、云ふまでもなく、誤謬の原則に基くものである。即ち、あらゆる誤謬は通常はただ一度だけ犯されたに相違ない、一連の誤謬が相互に關係なく二三次度犯されるといふことは絶対にあり得ない、それ故、共通の誤謬特に一連の共通の誤謬は、確實に共通の祖先を發見するといふ原則の適用に外ならないのである。この方法は、あらゆる寫本が各一つしか家系を有しない場合、即ち同一の直系尊族のみを有する場合に於てのみ可能である。二つの寫本を混成せしめてゐる第二次的な一つの寫本は、この寫本が一つの書本、又は他の書本のそれぞれの書き方を任意選擇するに従つて、交錯する異なる二つの家系圖を

持つのである。

このやうな錯綜した系譜を識別することの出来る批判的操作は、就中大多數の寫本が混成されてゐるやうな場合には、確かに危険である。前章に於て述べたやうに、共通誤謬の方法は、もしそれが本文自身にのみたよるのであれば、系譜建設は可能であるとは云へないのである。しかし、この混成の現象は、共通誤謬の方法の適用の過程に於て、必ずどこかに、自己の種姓を告白するかの如き様相を自ら呈示するものである。例へば規則的なものの中の矛盾、正常なものの中の變態、一致せるものの中の孤立等である。これ等の統一の破壊攪亂等は、正常な系譜の上には決してあらはれないものである。共通誤謬の方法は、そのやうな箇所を指摘し、そこに必ず混成のあることを指示するであらうが、その混成がどの寫本との結合によつて生じたものであるかについては、何等明かにする所がないのである。

これはいふまでもなく混成自身のもつ特殊な性能に原因するのであるが、この性能とは、混成現象の中に見られる一つの掃除的なはたらきに外ならないのである。掃除的なはたらきとは、各寫本を性格づける異文を除去して、各寫本の性格を零に近づけるといふ水平的なはたらきである。例へば寫本 A と寫本 B との混成により、相互の共通異文はそのまま残存するが、相互の獨自異文の多くは除去せられるのである。かくて A と B との性格は無に近づいたのである。しかししてこの無性格を導き來る爲の二つの寫本は、必ずしも單に A と B とのみではなく、合理的にかりに推定寫本 x・y 等を想定することが出来るのである。しかしして、多くの場合、このやうに合理的に構成せられ

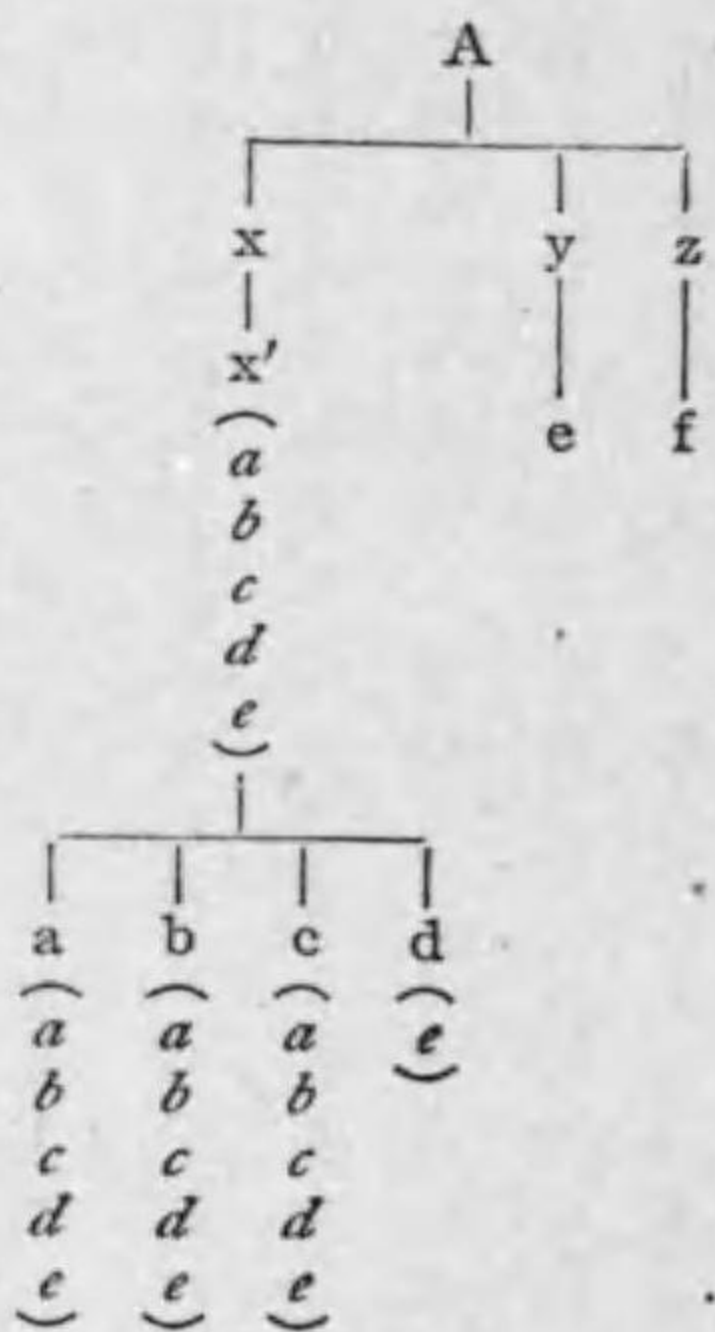
た系譜は、現實的な現象としての混成自ら跡づけた關係圖とは一致しない場合が多いのである。即ち抽象的に、單に合理的に、幾つかの假想圖が設定されるのである。これ等の假想圖は起り得るものとして、又起つても矛盾のないものとして、構成されるものであるが、このやうな假想圖の生ずる原因は、いふまでもなく混成現象そのものもつてゐる異文の相殺性に外ならぬのである。

かりに寫本 *a* が *abcde* *fg* *hij* の十箇の異文を保有し、寫本 *b* が *k* *lmnopqrst* の十一箇の異文を保有してゐるとし、それ等の異文が一見誤謬であることの明瞭であるやうな場合、これ等の二つの寫本は、混成によつて、それ等の各々の独自の異文を相互に解消し合ひ、結局全く異文のない *A* の立場に復歸するやうなことも、極端な場合にはないとは云へない。この混成に見られる「掃除」の現象は、姻戚關係を豫想外なものにするのである。このやうな理由からして、混成の傳來本の系譜建設は、共通誤謬の方法に於ては、嚴密には可能とは云へない。少くともきはめて困難であると云はざるを得ないのである。

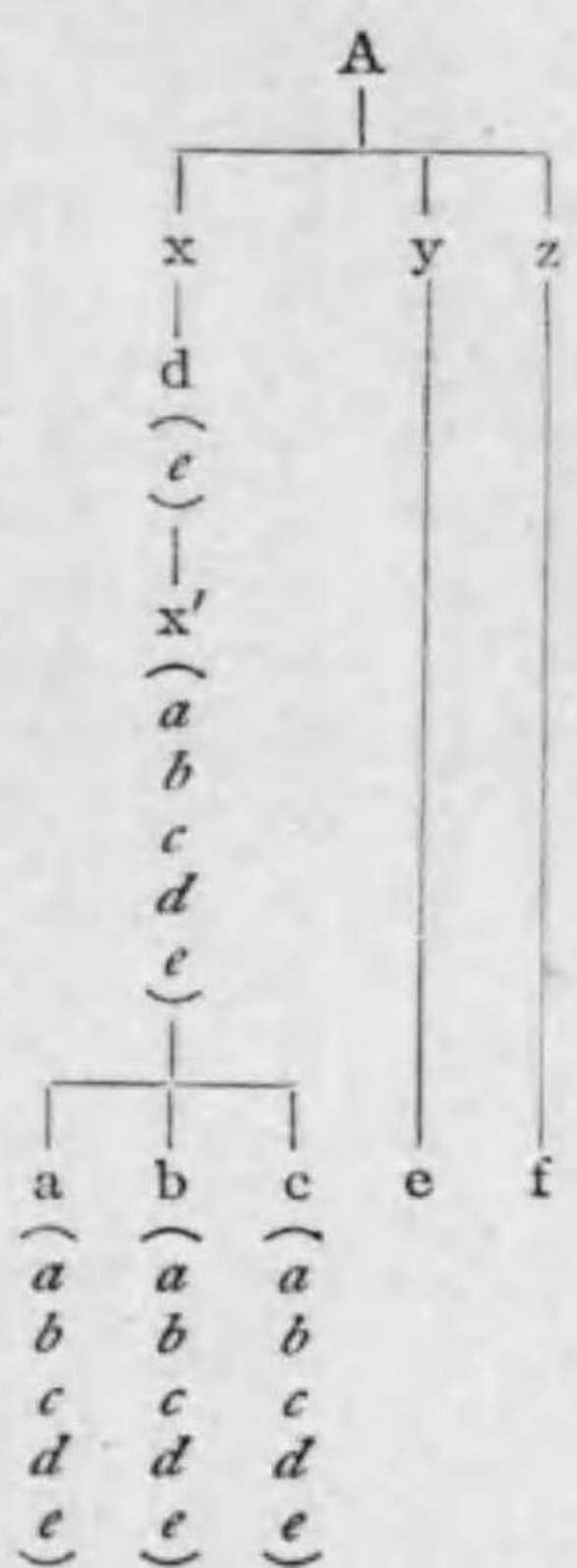
クアンタン Dom H. Quentin は本文批判試論集第二章「寫本の分類に對する原則」 Principes pour le classement des manuscrits に於て、「ハーツァード大學教授ランツ E. K. Rand が Harvard Theological Review, 1924. の誌上に發表した論文 Dom Quentin's Memoir on the text of the Vulgate に對する駁論を試みてゐるが、この駁論の中に、氏はランド氏が共通誤謬の方法の適用によつて、ラテン譯聖書の系譜の設立に成功したと報告してゐるのは、實はクアンタンの方法そのものの援用によるものにして、すぎないことを指摘してゐる。共通誤謬の方法は、他の種々なる規準の援助を求めないかぎり、本文自身で

は系譜建設は困難である。我々の提唱した異文統合の方法も亦同様である。

次にクラークの方法に就いて見ると、混成はこの方法の獨自性として重要視せられる脱文といふ本文的事實を消滅させ得るのである。例へば現存寫本 *abcde* *f* が左の如き系譜を構成してゐるとする。



abc には共通の脱文が *abcde* の五箇所あり、*e* *f* にはこれがないとする。その時、それ等の脱文は、當然共通の祖先 *x'* に由來すると云はなければならぬ。しかるに、もし *d* にこの五箇所の脱文の中の一箇所の脱文 *e* しかないとすれば、我々がこの系譜的關係を知つてゐるかぎり、*x'* に *e* (或ひは *f*) が校合せられ、それ等によつて、*d* 以上のすべての脱文が補入せられ、充填せられたものと考へなければならぬのである。しかるに、そのやうに考へられるのは、我々が豫め右の系譜を知つてゐるからである。もし知つてゐなかつたならば、恐らく *d* の系譜上の地位は次のやうに定められたかも知れないのである。



事實脱文の有無といふ點のみよりすれば、右の系譜で少しも差支ないのであるが、これでは姻戚關係即ち混態の關係を明かにすることは出来ないのである。かくしてクラークの方法たる脱文による依存關係を以てするのみでは、混成を説明することは出来ない。脱文の場合は、意味の中断する場合が多いのであるから、書寫者や校訂者は、必ずその箇所に不審を抱き、校合によつて必ずその脱文を充填するであらう。即ち混成は必ず脱文を除去して行くであらう。かくして混成はクラークの方法の完全に適用される機會を制限するのである。

次にクアンタンの方法は、前にも述べたやうに異文の量によるものであつて、質によるものではない。この方法は、我々の提唱してきた異文の統計的方法と、その統計的な性格に於て一致するものである。この統計的方法は必ず傳來の原理を明かにし得るであらう。併し、混成された本文の系譜建設は確實にはなされないであらう。何となれば、各異文毎に、變化し錯綜せる餘りに多くの系譜を有するからである。しかし、同時に混成による相互の異文の除去があり、意識的又は無意識的な校合の脱漏があり、これ等が悪質な様相をあらはし、事實の表面から奥深く潛入して、外面に

あらはれて來ないからである。

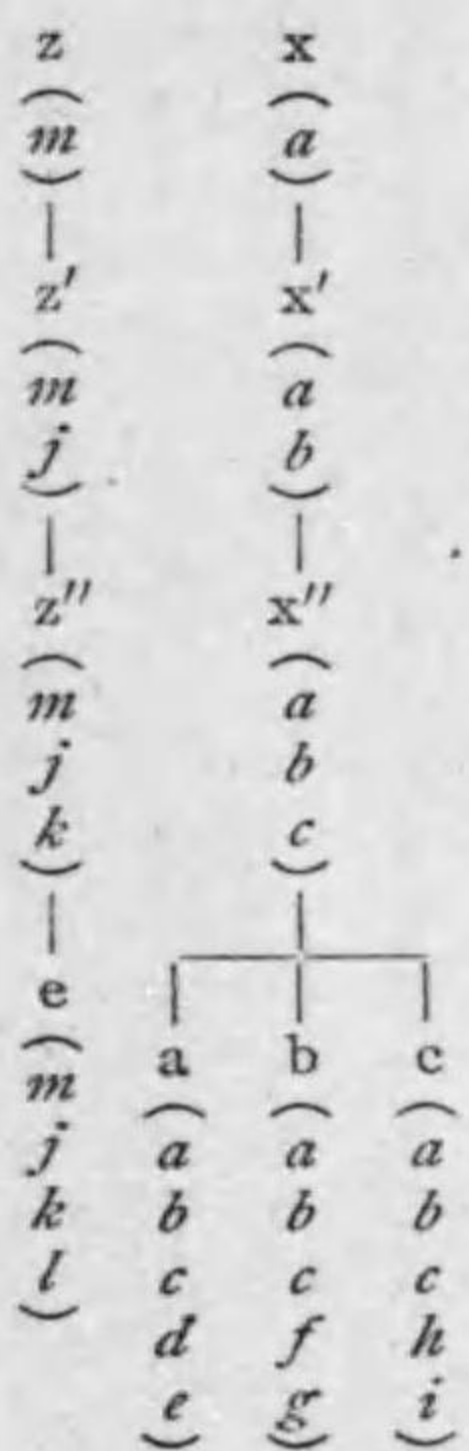
混成はクアンタンの方法の適用を至る所で妨害する。即ち混成の生ずる場合には、特殊の零 *zero caractéristique* が當然あらはれねばならぬ所に現はれることを妨げるのである。かくて我々は、當然存在する所の中間のものを、屢々發見することを得ない状態に置かれざるを得ないのである。今ここに、かりに *a b c d e f* の六箇の寫本があるとして、その異文の關係が次のやうであるとす。

- a (a b c d e)
- b (a b c f g)
- c (a b c h i)
- d (a m)
- e (j k l m)
- f (n o p q)

右の異文の關係からして、

- 一、a b c は共通祖先を有すること。
- 二、e f は相互に依存關係を持たないこと。
- 三、d が不可解なる存在であること。

が知られるのである。不可解とは、dがabcの一群と、それ等に對立するeとの雙方の要素の一部分を共有してゐるといふ事實である。このaとmとはどこから、如何にして、dの中に入り來つたのであるか。注意深い批判家は、必ずそこに疑惑を感じ、混成の現象が潜んでゐはしないかと疑ひ、その可能の場合を種々推定するであらう。そしてその混成が、abcの系統線内と、eの系統線内とに起つたものであることを見破るであらう。そこまでは必ず行くにちがひない。しかしそれ以上は何も云へないであらう。即ち例へば



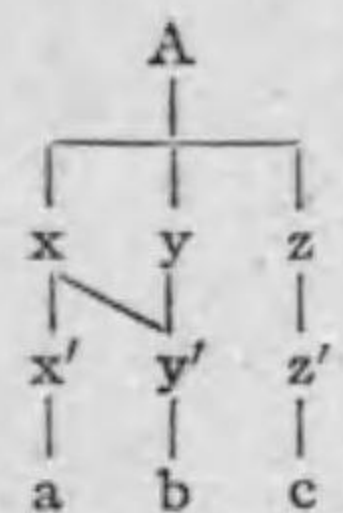
推定寫本x, x', x'', 現存寫本abcと推定寫本z, z', z'', 現存寫本eとのそれぞれの如何なる組合せによつても、amといふ異文の發生は可能であるからである。かくてxとz, z', e四箇の寫本との相互の混成關係、即ちx+z, x+z', x+z'', x+eの如き組合せが、x', x'', abcの五箇の寫本のそれぞれの關係にも生じ得るのである。即ち合計二十四の混成可能の組合せが生ずるのであるが、異文自體の統計によつては、それ等のいづれであるか、明かにすることは出來ない。中間者の發見といふことは、混成の存在を直觀し、當に疑はれなければならぬ汚染せるもの、即ち本文上の容疑者を指摘して、これを審問の前に立たしめるといふこと以上には達し得ないのである。従つてこ

れ以上の批判の機能は他のすべての本文上の證據を限なく蒐集し、可能なる二十四の場合の一つ一つを入念に吟味して行くより外に發動し得ないであらう。之を要するにクアンタンの方法に於ても、異文のみによる混成の傳來の系譜建設は、可能ではないとしなければならぬ。

右のやうに混成せる傳來物に於ては、もし我々が本文のみに頼るならば、如何なる方法をもつてしても、系譜建設といふことを完うすることは不可能である。しかも古典的本文は、古代に於て絶えず混合され訂正されて來たものである。現存寫本を含む諸系列の最初の分岐點たる原型アルヘタイプスは、古代の校正又は混成を集成したものである。「原型」に於て一度書かれたものは、それが果して單一の純粹な傳來によるものであるか、混合の傳來によるものであるか、選擇推測によるものであるか、又は「原型」自身の固有の誤謬であるか等の事實を識別することは出來ないのである。この決定的な「原型」の本文は、それが誤寫なるか否かを問はず、すべての子孫に遺傳せられ、その上に第一次・第二次の誤寫が漸次追加的に反覆して犯され、幾轉寫を経て我々に傳へられたのである。我々の現在見ることの出來るすべてのものは、そのやうな特殊な運命をもつ「原型」から導かれてきたものである。かくして批判の仕事は、「レクセンシオ」の段階に於てのみ科學性をもつことが出來るのであり、「エメンダテイオ」の段階に於ては、も早客觀的批判は不可能とならざるを得ないのである。以上述べたやうに、混成の現象は、いかなる方法をもつてしても、系譜の建設を困難ならしめ、或る場合には、不可能にさへ陥れるのであるが、しかし、もしかりに他のあらゆる傍證的條件が具備されてゐて、それ等によつて、幸ひにも系譜の建設に成功し得たとしても、果してその系譜は本文の確實

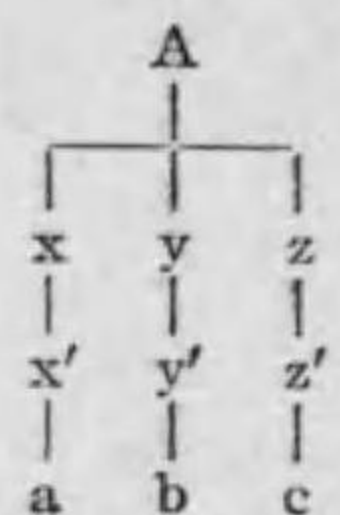
な再建のために活用され得るであらうか。この點に就いて考へて見よう。元來系譜の活用は蓋然性の測定に基くものである。然るに混成は證據物件の獨立を除去し、それ等の二つの寫本を無性格に陥れる恐るべき性質を有するものである。かうして混成は蓋然性の鐵則を破壊するに至るのである。いふまでもなく、混成は種々の系統線の系列をあはせた複雑なる系譜としてあらはれる。即ち混成寫本の中には、數種の系譜が錯綜せる線によつてからみ合つてゐるのである。しかして、これ等の目に見えざる線のもつれは、その根柢に於て我々が如何にしても見抜くことの出來ない書寫者の自由意志による選擇に支配せられてゐるのである。かくて我々は混成に於て如何なる蓋然性の測定が適用され得るやを全く知ることが出來ないのである。

上述のことをコロムの試みたやうに一つの任意の例によつて考へて見よう。今ここに三つの寫本 a b c があり、これ等が確實に次のやうな系譜を構成するものであることが明かにされたとする。

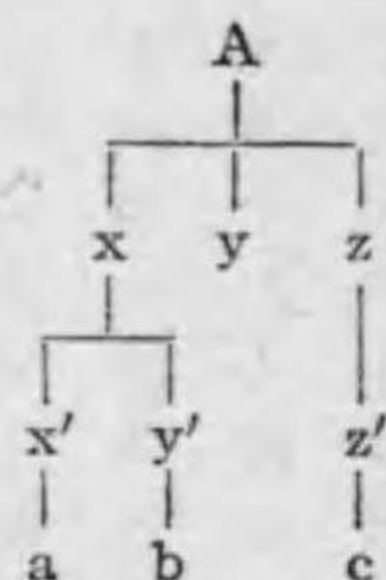


a b c は原型 A から獨立して寫された x y z をそれぞれ轉寫した x' y' z' を、更にそれぞれ轉寫したものとす。しかして y' のみが、時々 x を參考し、任意行文を取捨して書寫したとする。しかして、どの行文をいづれから採用したか、合成の細部の過程は全く不明であるとする。もし或る文句

に於て、a b の書き方が c に對して一致してゐたとする。その時もし y' が x の書き方も、z の書き方も採用してゐないとするならば、この異文に對する眞の血縁は、次のやうになるであらう。



即ち x と y とは、a と b と一致する文句を有し、従つて A の文句を有してゐたと考へる事が出來る。しかるにもし y' が x の本文を採用して y を修正してゐたとするならば、その書き方の系譜は



となるであらう。しかして、右の二つの場合は、書寫者の自由意志によつて決定するものであつて、書寫者がいづれを選んだかは、我々の全く知ることの出來ないものである。かくて我々は、a b の一致から、y を再建することは、も早不可能であるとしなければならぬ。何となれば、y の代表者は、も早ここには存在しないからである。かくて y は、或ひは x と異なるものであつたかも知れず、z と同じものであつたかも知れず、或ひは又 z と異なるものであつたかも知れないのである。即ち a b の一致は、一見 y をあらはすやうに見えながら、實際には必ずしも y を表はさず、結局 x 對 z の

對立にすぎなくなるのである。これまで、三箇の證左と考へられてゐたものは、その實、我々の氣附かない間に二つに減じてゐるのである。もしxとyとが事實一致してゐなかつたならば、その一致せざるxyzの異文は、xyzそれぞれの獨自異文であるかも知れないのであり、或ひはその中の一つがAを傳へたものであるかも知れないのであるが、もしそれ等を明かにする證據がどこにもないならば、Aの建設は全く不可能とならざるを得ないのである。但しyにこの場合たしかにxによつたか、yによつたかの證左の發見せられる場合に於ては、Aの本文の再建は不可能でないことは云ふまでもない。

かくの如く、混成本文がそれを生せしめた書寫者の自由意志によつて恣に作り上げられたものであり、我々はその心の中を見ぬく事が不可能である以上、我々は二つの假定の中のいづれが眞の系譜であるかを知らず、従つて又本文を再建する事もなし得ないのである。かくて系譜が萬一數學的に嚴密、正確に建設されてゐるとしても、我々は混成の現象の存する限り、その系譜を利用して推定寫本及び「原型」の本文を再建することは常に可能であると云へないのである。かくて本文再建が可能であるか否かは、確實な根據が本文以外から求められるか否かに依存することになるのであり、萬一それさへも求められないならば、本文建設は結局不可能に陥らざるを得ないであらう。

註一 P. Collomp, *La critique des textes*, 1931.

註二 もしAを轉寫した寫本の同一の文句に於ける種々の書き方に、全然共通性が認められない場合には、Aの本文の再建は不可能である。

第二節 混成寫本の本文の再建を可能ならしめる諸條件

前節に於て述べたやうに、系譜による本文の再建は、混成のない場合に於ては可能であるが、これがある場合に於ては可能であるとは云へない。我々は殆ど確實に混成本文を再建することは出来るが、しかし如何なる法則を以てしても、これ等をそれぞれの本文的要素に還元することは出来ない。即ち底本の元來保有してゐた本文及び校合せられた諸本例へば、abcd……のそれぞれの保有してゐた元來の本文を、混成寫本の本文中から識別することは出来ないのである。例へば源親行の校訂にかかる河内本源氏物語は、廿一部の傳來本を任意取捨選擇して合成され、混成されたものであるが、我々は現存の河内本の本文を分解して、それ等の底本及び校合諸本のそれぞれに還元することは不可能なのである。

上述のやうに、混成の傳來本に就いて、その本文を再建することは、非常に困難である。この困難を除去して、本文の再建を可能ならしめるためには、適當な條件が整へられなければならない。このやうな條件には、次のやうなものが數へられる。

一、混成の直前の過程なる合成の形態が見出される場合。

第十四章 混成に於ける系譜及び本文の建設と其の方法

混成といふ現象は、寫本 a b (又はそれ以上) が接觸して、それ等のいづれともつかない第三の寫本 c を生ずる現象である。それでも、もし a b の合成の形態を傳へる轉寫本が別に存在してゐるならば、混成本 c の中から、それぞれの原の形態を推定することが出来るであらう。例へば、松村誠一氏の調査によれば、松井文庫所藏の日尾荆山手澤堤中納言物語には、奥書に

文化三丙寅夏五月令書生某謄寫了即日校一過聊註所見

濱 臣

此本借清水光房藏書寫了其後一校畢

天保十一年正月

定 良

余天保甲午秋借得屋代弘賢本寫之以塙保己一及佐藤有藤本校合之後借失不知所在頃日岡本長之購得定良藏本以示余々令家刀自邦女寫以莊内少將令女暉子本相比校互有得失而如缺文則暉子本全存焉今一々補入之且加管見傍有青圈者皆余考也

嘉永癸丑秋九月

直 磨

とある。この奥書によつて、日尾荆山(直磨はその幼名が濱臣本の轉寫本たる定良本を書寫せしめ、之に「莊内少將令女暉子本」を以て比較し、定良本の「缺文」を補入したことが分る。かくて、本書は定良本の缺を補つた部分の外は、すべて定良本のままであるとしなければならぬ。我々は果してこの混成本を基礎として、定良本の本文を再建することが出来るであらうか。恐らくこれだけの資料では不可能であらう。ところが、定良本及び暉子本は現存するか否か不明であるが、幸にも定良本と同系統の本が傳來してゐるのである。この一事は、定良本の再建を不可能から救ふであらう。

即ち帝國圖書館藏榊原家舊藏本の存在がこれである。この本には、濱臣の奥書の次に定良の奥書があり、その次に

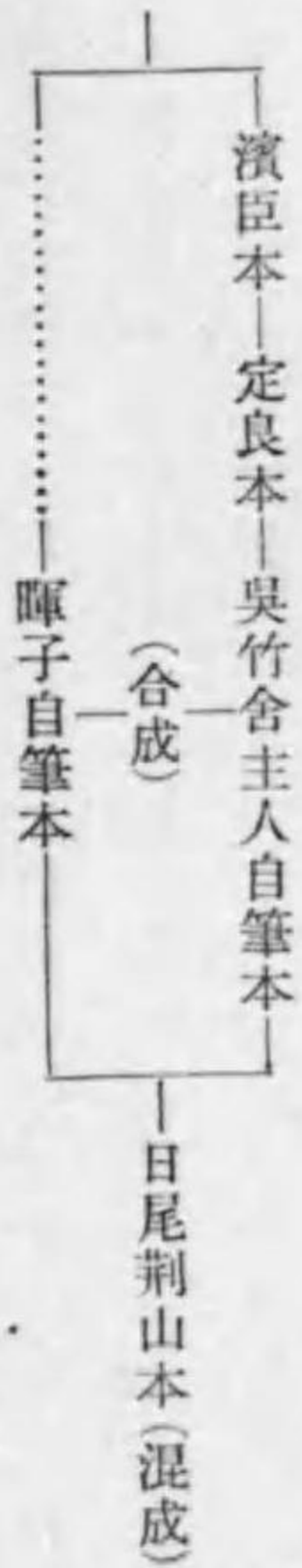
此本謄寫之砌以莊内令女暉子藏本青錠一校返□(不明)於葛舍筆

嘉永六癸亥 九月

吳竹舍主人

とあるが、これによれば、先づ定良本を書寫し、それに藍色で暉子本を校合したものである。

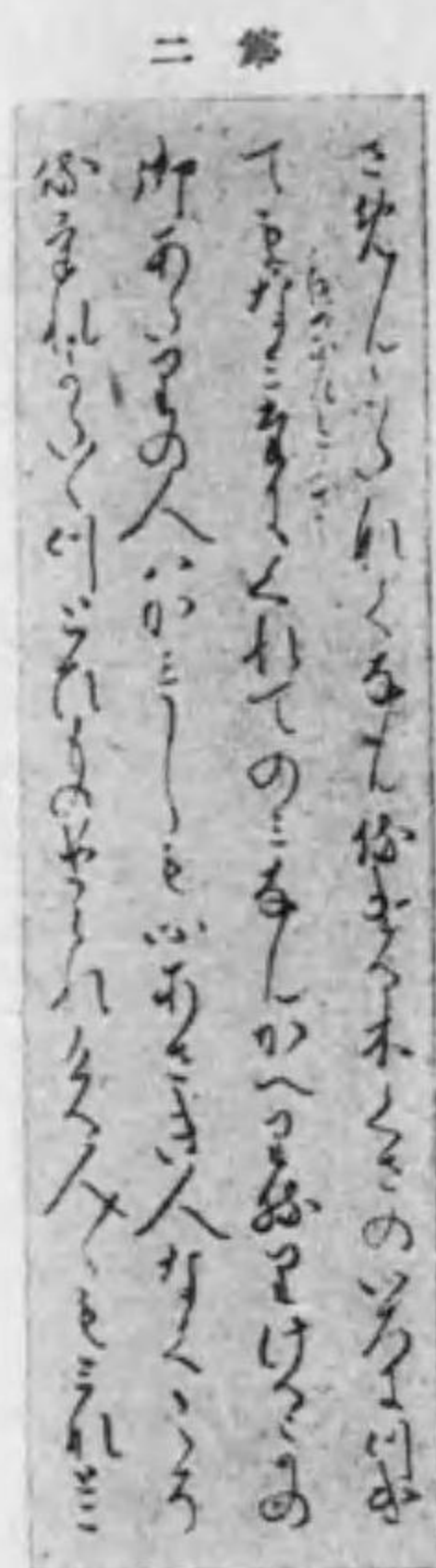
吳竹舍主人自筆本には、右のやうに莊内令女暉子本が藍色で合成せられてゐる。従つて我々は、この校合本の上に、書寫者の書寫の誤、校合の誤等によつて、多少歪められた點があるにしても、先づ大體底本たる定良本の本文と、校合本たる暉子本の本文とを、比較的元の形に近く理解することが出来るのである。この二本の本文の性質が明かにされることによつて、はじめて荆山手澤本の本文の中から、混合前の兩本の要素が還元せられ得るのである。しかも、この本は、帝國圖書館本によつて推定せられた定良本の本文の特異性の中、全卷に互つて、凡そ七十箇所もその特異性を減少してゐるのである。かくして我々は、荆山が奥書に云ふやうに、その本は單に「缺文」を補入しただけではなく、全卷に互つて混成本を作爲したものであるといふことを知ることが出来る。又、荆山本は、合成の過程を飛躍して、暉子本を吸収してゐるのであつて、その點に奥書と合はない不審があり、更に又、帝國圖書館本と同年同月に轉寫されてをり、その上同じ暉子本を比較してゐるのであつて、これ等の餘りにも符合しすぎた點等よりして、恐らくは、帝國圖書館本をもととし、その校合を取捨しつづつ、轉寫したのが荆山本ではなからうかと察せられる。もし然らばこれ等の諸本の系譜は



となり、定良本の面目が合成を通して、比較的完全に推定されるが故に、従つて混成本中から、兩本の要素を還元することが出来るのである。

二、混成せる兩本の祖本の本文又はその系統の本文の知られてゐる場合。

寫本AとBとが混成してCをなしてゐる場合、もしAかBの各一方か、又はそれ等のそれぞれの本の後裔の本かが存在してゐて、本文の性質が豫めよく知られてゐるならば、混成本を分解して



それぞれの本文に還元することは可能である。例へば尾州徳川家藏の源氏物語中のある卷々は青表紙系統の本を底本として、これに河内本系統の本で校合したものである(例一)が、この中の青表紙本の本文と河内本の本文とは、大體明かにされてゐるのであるから、この本のやうに、まだ合成の段階にあるものならば云ふに及ばず、これ等が分別出来ない

ほど混成してゐても、兩本の要素に還元することは不可能ではない。ただこのやうな合成又は混成によつて生じた本文、即ち青表紙本に河内本を校合しそれを反轉せしめることによつて作り上げられた河内本の本文の如き場合には、充分嚴密な校合のなされることは、人力では不可能であるから、従つてここには多少とも歪められた河内本が作爲せられる結果となるのである。尾州家本の或る卷々が、河内本一般よりも青表紙本に近い理由はここにあるのである。しかし、もし我々が河内本と青表紙本との一般性ともいふべき本文形態を豫知してゐるならば、我々はそのやうな微細の不審な箇所までも一々指摘して訂正することが出来るわけである。

近衛家藏傳爲相筆落標卷は、卷初は河内本の本文を交へ、一見河内本の如き觀を呈してゐるが、後には全く青表紙本と認めて可なる状態に至る。恐らくこれは、もと青表紙本を底本とし、之に河内本を比較し、中途より校合を中止することによつて成つた合成本を、後に一筆で書寫して混成せしめたものと考へられる。ほぼ同時代の書寫と思はれる横山氏舊藏の落標卷も、卷初は河内本で校合したものであるが、この兩者の間には何等かの關係があるのではないかと想像される。又近衛家藏傳仁和寺法守親王御筆の若紫卷も、河内本と青表紙本との混成であり、傳寂蓮筆若紫卷も亦同様の混成本であるが、いづれも、その本文中から兩方の本文を還元する事は大體不可能ではない。

三、混成の由の註記のある場合。

本文は混成してゐるにしても、その由の註記のある時には、原始の様相を推定し、復原することが屢々可能である。例へば圖書寮藏範永朝臣集には、奥書に

建長六年二月廿七日以病腦之隙書寫之自或貴所被下之本也
件草子多以破損仍闕其所畢

以他本少々書入畢 (下略)

とあり、他本をもつて破損の部分を補正したものであるが、ことしよりか、みとみゆるいけ水の歌の下方に「書本破損以他本書入之」とあり、又「たまさかにこころのやみにはれぬれは」の歌の次に「本のつき半丁破損也」と註記されてゐる。これ等は混成の生ずる箇所を示したものであつて、合成的性質を有するものである。

又河内本源氏物語は二十一部の諸本の本文を取捨選擇して作爲した混成本であつて、その諸本を還元することは、青表紙本のみは可能であつても、他の諸本は今日のところ恐らく不可能であらう。もし校合本に關する註記の残つてゐるやうな所があつたならば、その部分だけは合成的性質を示してゐるかぎり、還元可能である。例へば河内本手習卷は、平瀬家藏本の奥に

本云

以三本遂一校而已

後日

花本俊本古本高本愚本修一校了

可謂證本而已

とあるが、これは云ふまでもなく「本」即ち親行の原本の卷末に存在してゐた親行の奥書の轉寫であ

る。河内本の原本には、一度これ等の諸本との校合がなされ、後に改めて清書されて混成したのであるが、その後でも、重要な註記は所々殘存してゐたのである。例へば大島雅太郎氏藏河内本源氏物語手習卷の

うすにひいろのあや……

の條に「俊本ウスキニヒイロ 三本ウスキニヒイロ」と親行の自註が残つてゐる。この部分を現存諸系統について見ると、青表紙本諸本は「うすきにひいろ」となつてをり、河内本諸本は「うすにひいろ」となつてゐる。耕雲本系統の諸本、例へば高松宮家御藏本金子元臣氏藏本、冷泉爲清自筆本等は青表紙本系統に同じい。尾州家本は青表紙本に河内本を對校した本であるから、「き」の字をみせけちにしてゐる。俊本とは幻卷奥書に「堀川左大臣俊御外題本」とある本と同本であらう。この本の名は橋姫卷にも見える。東山御文庫御藏本及び鳳來寺藏本の奥に存する親行の奥書中に「堀川左府俊房公被書外題云々」とあり、河海抄に「堀川左大臣俊房本號黃表紙」とある本のことであらう。一説に俊房本と同物かとも云はれてゐるが従ひ難い。「三本」といふのは江本山本馬本と標記せられた三つの本のことらしく思はれる。横笛幻橋姫手習等の諸卷にも「三本」を以て校合した由の奥書があるが、この三本も亦同様三種の本であつたであらう。この中「江」とある本は、大江氏に關係のある本ではないかと思はれるが他は不明である。とにかく、この本文箇所には、親行は所謂「三本」に従はず、俊本に従つたことが、註記によつて明瞭である。河内本の傳來本中に、もし合成の過程即ち校合本の形態を傳寫した草稿本的な河内本が発見されるならば、その校合を辿つて、異文の統合を試み、

大體各校本の要素に還元することが出来るであらうが、恐らくそのやうな傳來本の發見は期待し難いであらう。

以上に述べたやうな諸種の條件が充されるならば、混成寫本はその本文を分解して、系譜に即應しつつ、その祖本の本文を再建することが出来るであらう。要するに混成の本文に對する批判的處置のすべては、これを合成の状態に復原することが最初であつて最後であると云ふことが出来るであらう。合成は實に混成の第一段階である。そこから混成にうつる時には、ただ書寫者又は校訂者の自由な判断より外に何の規準も存しないのである。この合成から混成への轉移にあらはれる諸相は、想像以上に錯綜せるものである。例へば兼好法師自撰家集の「いまだぞ知るとはばや」とこそおもひしか云々の歌の詞書は、次のやうに異文を傳へてゐる。

一、照高院道見法親王御藏本

ひさしくとはすとうらみやりたる人のもとよりいひおこせたる

二、類從本

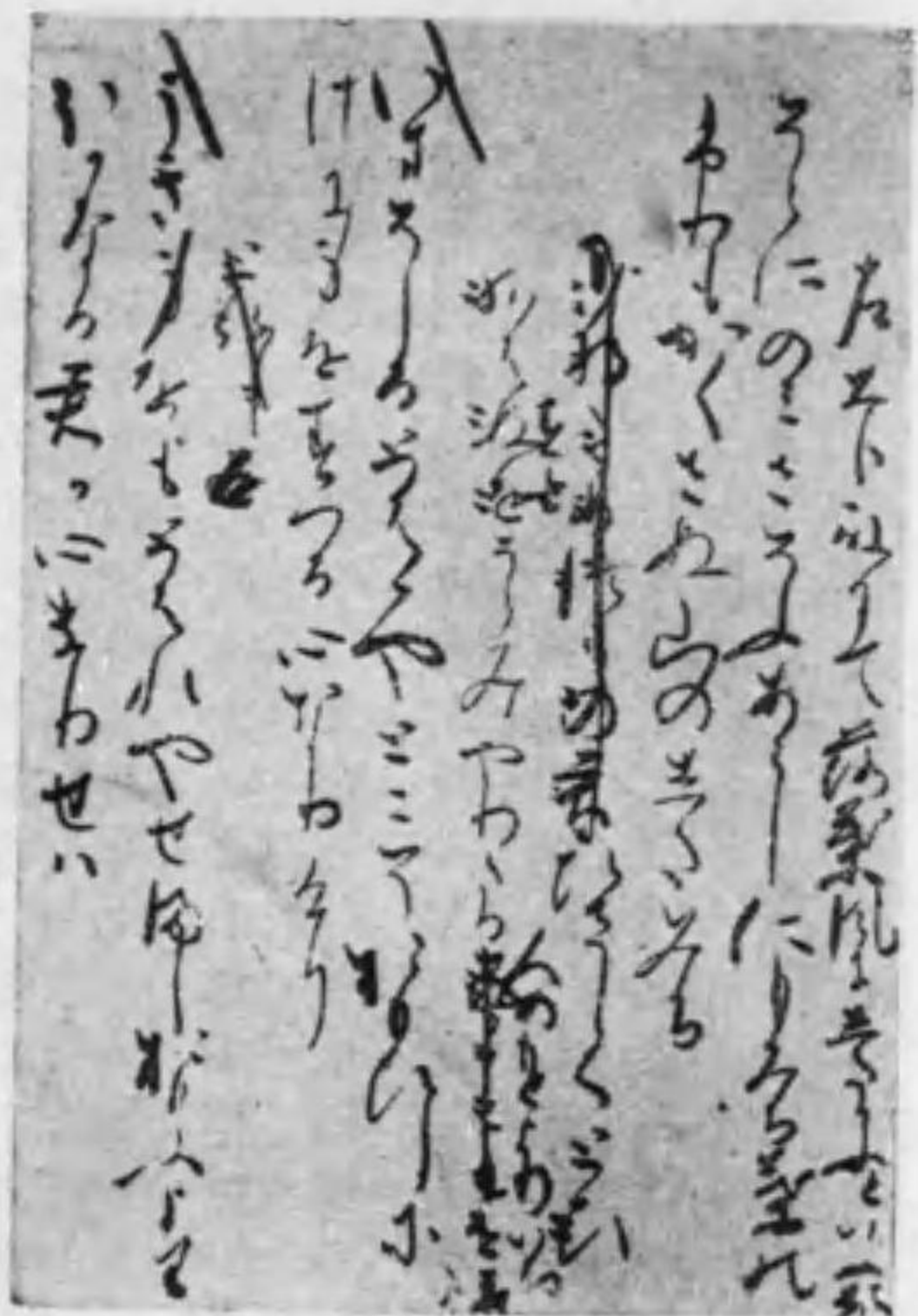
少將ためつらの君久しくとひ給はすとうらみやりたる人のもとよりいひおこせたる

三、明曆二年寫本

ひさしくとひ給はすとうらみやりたる人のもとよりいひおこせたる

四、寛文四年印本

ひさしくとひ給はすとうらみやりたる人のもとよりいひおこせる



これ等の異文については、嘗てこの稿の筆者が、尊經閣叢刊兼好自撰家集解説に於て述べたやうに、原本に圖のやうなみせけちがあり、これを種々に判讀したため、生じたものであることは云ふまでもない。

右の自撰家集の例は、混成そのものではないが、校合による合成から、混成に至る過程と全く同一の性質を示すものであるから、参考のために掲げたのである。

註一 例第一は尾州家本東屋巻で、青表紙本の底本に河内本をもつて校合した例である。尾州家本は合成の段階にあるものであるから、本文の混成は生じてゐないわけであるが、もし不十分な校合ならば、混成本文が生ずる。例第二は尾州家本宿木巻の混成を示すもので、青表紙本の底本に、河内本の不十分な校合のなされてゐる場合である。

一、青表紙本——木くさのいろにつけてもなみたにくれてのみなんかへり侍りける。かの御あたりの人はかみしも心あさき人なくこそまとい侍りけれ

二、河内本——木くさのいろにつけてもみつのなかくれにそへてもなみたにくれてのみなんかへり侍りける。かの御あたりの人はかみしも心あさき人なくこそまとい侍りけれ

尾州家本への校合者は、當然・點の部分二箇所を校合記入しなければならなかつたのを、後の一箇所即ち、まといひの三字を見落したため、ここに混成が生じ、その結果青表紙本とも河内本ともつかない第三異文を生ぜしむるに至つたのである。

第十五章 日本古典作品に於ける本文轉化の諸類型とその實例

我國の古典作品に於ける本文轉化の諸現象に就いては、前の各章に於て、隨時その實例を示しながら述べて來たところであり、就中心心理學的規準の適用されるべきものについては、その諸類型を經驗に基いて一應整理して、揭示したのである。が今ここに改めて一章を設けたのは、それ等の諸類型を全般に亘つて整頓して、その全體に互る概觀を可能ならしめ、又各項をそれぞれの聯關の下に考察し、更にその一々の實例を掲げて、具體的な理解を容易ならしめ、以つて日本の文獻現象に於ける特殊な性格の把握に資せんがためである。

なほ本章に於ては、本文轉化の諸類型を一意識的になされたる轉化、二無意識的になされたる轉化、三書誌的事情によつてなされたる轉化の三節に大別して述べることとしたが、一と二とは轉化の原因の内部的なものであつて、所謂心理學的規準の適用を受けるものとして特に重要視し、就中無意識的になされたる轉化は、最も明確に轉化の事情を説明し得るものとして主眼點をそこにおいたのである。しかし、三は轉化の原因の外部的なものであつて、本文批判の規準としても側面的な意義を有するものであり、その轉化の類型も殆どきまつたものであるから、取立てて考察を加へる程のものでもないと考へられたので、説明や例示も従つて簡略に従ふこととしたのである。

第一節 意識的になされたる轉化

既に第五章第二節に於て述べた如く、心理學的蓋然性をもつて説明し得る本文の轉化は、意識的になされたる轉化と、無意識的になされたる轉化とに二大別して考へる事が出来る。しかし、心理學的規準が明確に適用されるのは、無意識的に本文の誤寫の犯された場合であつて、それに比して意識的な轉化は一層解明の困難なものである。故に逆説するならば、無意識的な轉化の諸規準を適用し得られないところに、意識的な轉化があるとも云ひ得られるのであるが、併し事實は、左様に明瞭にこの二集團を分別し得る程簡單なものではない。何故ならば、我々が一つの本を轉寫せんとする際、その書寫の結果は、如何に輕卒であつたとしても、何等かの意味に於て全然理解を経ないといふものはないからである。故に如何なる無意識的轉化と雖も、それが一旦書寫者の心理的體驗を経たものであるならば、それは絶対の無意識に於てなされたとは云ひ得ないものである。この故意ならざる意識といふものは、測定することの出来ない微差をもつて、意識的なもの、即ち故意なるものに連續して居るが故に、無意識的な轉化と意識的な轉化との區別は、消極的なものとならざるを得ないのである。即ち無意識的な轉化と稱せられ得るものは、原の本に極めて有力な陷穽があつて、殆ど意識の介入を許さずして發生するもの、及び比較的意識の介入を必要とせず、その轉化の主要因を無意識的な心理學的規準によつて解決し得るものを云ひ、意識的な轉化と

は、全く無意識的轉化の規準の適用され得ない飛躍的なもの、及び種々の事情よりして無意識的轉化の諸規準を援用することによつて説明されるよりも、意識的になされたと見る方が合理的であると思惟されるものを、特に之に屬せしめるといふ、相對的な態度をとらざるを得ないのである。

なほ、本章に掲げた諸類型は、この小論の筆者の貧しい經驗の範圍内に於てなされた分類であつて、思辨的には更に巨細を極め得ると考へられるものも、經驗の外にあるものは一切これを省くこととした。又、その規準の設定も同様に暫定的のものであつて、最後のものではないことは勿論であるが、そこに一々例示した實例も今述べた如く、それぞれの轉化の主要因となつて居るものによつて選擇して、分屬代表せしめたものであつて、それ等がそこに所屬せしめられて居るところの單一規準によつてのみ發生した轉化であるといふことを意味するものではないのである。

さて、本章に各種の古典作品の本文を引用するに當つては、なるべく原の本の形を表し、又理解を速かならしむる爲に左の如き符號を用ゐた。

イ 補入 補入された本文は、その文字の左側に。を附してこれを示した。但し特に原の形を示す必要のある時には、この便法によらず原の形のまゝを表した。

ロ 見せけち 見せけちのある部分はその文字の左側に傍線を引いてこれを示し、これに代置された校合本文のある場合は、當該原本本文の下の括弧内にこれを收めた。但し特に原の形を示す必要のある時には、右の便法によらざること補入の場合と同様である。

ハ 並列 並列の書入のある本文箇所は、その文字の右側に・を附し、書入の文句は當該本文の

下の括弧内にこれを收めた。但し特に原形を示す必要のある時には、右の便法によらざること前諸項と同様である。

ニ 振假名 振假名のある時は、便宜當該文字の下の括弧内にこれを收めることとした。但し特に原形を示す必要のある時には、右の便法によらざること前諸項と同様である。

ホ 送り假名返點諸種の註文 これ等は出来るだけ原の本の形のまゝを示した。

ヘ 異體字 異體の假名漢字等は、特に原の形を示す必要のない限り、通行文字に改めた。

ト 原本に用ゐられて居る朱墨の區別はこれを示さなかつた。

チ 改行を示す必要のある時は、行末の文字の左下に「」を、改丁の場合は同じく「」を附して、これを示した。

リ 原本各行の字詰は、特にこれを示す必要のない限り、書き下しの形式によつた。

ヌ 以上の他、假名遣漢字と假名との區別音便等は、原の本の形のまゝを示した。

ル 特に本文轉化の中心となつて居る箇所は、ゴチツク活字又は木版等をもつて明示した。

ヲ 例文の下の六號活字は、それぞれの例文が所屬してゐる作品の名稱及び傳本の名稱である。因みに諸傳本の呼稱は、なるべく簡略に従ふことにした。

一 本文以外のもの寫入

これは書寫者の自由なる批判選擇によつて、原の本に記されて居る本文以外のものが、本文の中

に竄入せしめられ、それによつて本文の不當なる増大を來したものである。

a 校合の文句の本文への混入

書寫者は、原の本の行間又は脚頭に書入れられた校合の文句を任意選擇して、これを本文中に攝取することがある。

例一

- 1 ひえの山に念覺といふ法師の
- 2 ひえの山に明覺といふ法師の
- 3 ひえの山に念・明覺といふ法師の
- 4 ひえのやまに念(ネン)明覺(カク)といふ法師の
- 5 ひえの山にねんみやういかくといふほうしの

*念明覺ト註記シテアリ

大和物語 三條西家藏一本

九條家舊藏本御那氏藏本モコレニ準ズ

甘露寺親長本

三條西家藏傳爲氏筆本

三條西實隆本

この例に於て、元來對立せる異文は、1と2との二つであつたと考へられる。この對立せる異文が、3に於て校合せられることとなり、4はその對立異文を攝取して「念明覺」といふ増大せる形の新たな異文を創始することとなつたのである。5はその新異文が、既に一つのイ本として通用されて居る状態を示すものである。

例二

- 1 うつえのことふき
- 2 うつえのほうし
- 3 うつえのことふきほうし

三卷本枕草子 内閣文庫藏本

宮内省圖書寮藏本

前田家藏本、岩瀬文庫藏本

4 うつえのほうしことふき

本居氏藏本

説明は省略するが、これも亦例一と同様な事情を示すものである。(なほ本章に於ては、紙數の都合上、本文轉化の實例は最も重要かつ典型的にして、缺くべからずと考へられるもののみを、少數選んで揭示する事にした。)

b 註釋的文句の混入

書寫者が原の本に書入れられてゐる説明的附言、即ち、傍註頭註、割註、脚註、箋註、裏書、振假名、送假名、平仄等の註釋的文句を任意選擇して、本文の一部に攝取することがある。

例一

宋玉爲屈原作招魂詞曰帝告巫陽曰有人在下我欲輔之
魂魄離散汝巫與之 王逸楚詞章句 帝謂天帝也 巫陽神也 架藏本

宋玉爲屈原作招魂詞曰帝告巫陽曰有人我欲輔之魂魄
離散汝巫與之 王逸楚詞章句 帝謂天帝也 巫陽神也

例二

在次滋春きみといふかめなる人 大和物語 甘露寺親長本その他

例三

饒速日(ハヤヒ)尊 神皇正統記 白山比咩神社藏本

例四

次豐(トヨ)雲(クモ)止野(ノ)神 古事記 前田家藏、前田範藏本

次豐(トヨ)雲(クモ)止上野(ノ)神 猪熊氏藏本

眞福寺藏本、御成氏藏本、松井文庫藏本、道徳館藏本

右の諸例の中、一は割註の本文文化せるものであり、二は傍註の、三は送假名の、四は平仄の記號の本文化したものである。なほ、裏書の本文文化した例としては、保安二年九月十二日關白内大臣家歌合の廿卷本類聚歌合卷所收の本では、基俊の判詞は本文中にあり、俊頼の判詞は裏書となつて居る。ところが同一系統線上にある群書類従本に於ては、俊頼判をも基俊判と並べて本文の中に攝取して居るのである。因みに未發表ではあるが、萩谷朴氏の研究によれば、廿卷本類聚歌合卷所收のものもつこの古い形態は、或ひは俊頼判の附加された最初の形態を傳へるものであり、その事實は、同歌合卷の編輯者の重要な一員として源俊頼及びその家族の人々を推し得ることの有力な一つの根據となるのではあるまいかとのことである。

c a bその他の書入の文句の混入

原の本に存在する校合の文句、又は各種の註釋的文句以外の書入、即ち、覺書評言標目梗概戲書等が第二の書寫者によつて本文の中に任意攝取せられることがある。

例一 1 三寶繪下卷

三寶繪詞 前田家藏本

2 三寶繪下

觀智院藏本

此卷ニハ正月ヨリハシメ十二月マテ月コトニシケル所ノワサヲシルセルナリ

正月

正月オコ、ナフヨシ御齋會ヒエノ山ノ四季ノ儼

法溫室ノ功德布薩

(中略)

十一月

熊野八講比山ノ叡月會

十二月

御佛名是等ノハシメオハリノアリサマヲシル

セルナリ

これは、觀智院本三寶繪詞下卷の卷頭に附加せられてゐる所の標目的性質を帯びた梗概である。原の本に於ては、前田家本に見られるやうに、このやうな梗概は存在しなかつたのであらうが、觀智院本に於てこのやうな梗概が附加せられるやうになつたのは、やはり同内容の書入の如きものからの進展によるものと推定されるのである。

例二 あけ行は共にひかれてうちいてぬ

海道記 架藏本

松か根のいわしくいその浪枕ふしなれてもや袖に

かゝらん七日市腋を立て

海道記諸本に見える日附は、加藤惣一氏の研究、海道記の本文を混亂せしめたる『附註』(文學第一卷第三號)によれば、後人によつて記入された標目が、本文中に竄入したものであらうとのことである。

しかして、その標目のうち方をあやまつたために、第十日目(十三日)以後に記事の内容と日附とが齟齬したのである。右の例について見ても、松か根の歌の以前に於て、既に市腋の夜景を記し、七日の朝となつて市腋を出立したことを記して居るのであるから、本來ならばここに改めて日附を加へる必要のないところである。

なほ一々の例示は之を省くが、軍記物語(例へば平家物語・源平治物語の如き)に於ける各段の標題、歌集(例へば古今和歌集・貫之集の如き)に於ける左註、即ち覺書又は評言と見るべきもの、又は枕草子諸本に見える所の後人の評言と推定せられる獨自異文の如きは、何れも恐らくは書入の本文文化といふ過程を経て成立したものである。

二 除去

これは、書寫者の自由な批判選擇によつて、原の本の本文を除去減少せしめることである。この除去といふ意味は、必ずしもその本文を全然抹殺してしまふことに限られるのではなく、本文としての資格を剝奪することによつて、本文の減少を來すものをも含めるのである。

a 本文の校異化

極めて稀有の例であり又稍特異な事情に屬するものではあるが、書寫者が任意解釋して、本文の一部を校異の位地に追ひやり、又はこれを不用と認めて除去することによつて、本文の減少を來す場合がある。

例一 1 延喜五年二月廿一日内侍のかみのし給ふいつみ 貫之集 榮藏本
の大將四十賀

2 延喜五年二月いつみの大將四十賀(廿一日内侍のかみのし給ふ)

歌仙家集本

3 延喜五年二月いつみの大將の四十賀

續國歌大觀本

右の例を見るに、2は廿一日内侍のかみのし給を脱落したものであつて、並列の形になつてはゐるが、當然本行に補入されるべきものであつたのである。ここにも、已に半ば無意識的ではあるが、本文を校異化した事實が見られる。(但し、この事實を、1と2の本行とが相對立した異文であつて、2の書寫者が1の系統に屬するイ本を撰んで、それを以て校合し、その處置が不徹底であつた爲に、かくなつたものと解釋することも可能なのであつて、そのやうに解釋すれば、本文の校異化といふ性格を賦與することは出来なくなるのであるが)しかし、次の3に至つては、2に於て校異化された(或は校合に用ゐられた)所の正しい本文原文をば、完全なる校異なりと誤認し、校異なるが故に不用なりとして、全くこれを除去してしまつたものである。なほ考慮すべきことは、この本文の校異化といふことが、多くの場合、右の例の2の如く、書寫者自身の校異化の結果であるか、他本との校合の結果であるか、兩様の場合が可能であることであり、もし書寫者自身の校異化であることが判明しても、更にそれが故意になされたものであるか、誤れる校訂の處置に基くものであるかの辨別は、極めて困難なことである。

例二 1 こゑある人くゝてをつくしてはやされしかは兩 辨内侍日記 群書類従本
貫首十度はかりまひたりし興ありてみえ侍しか

2 こゑある人くゝてをつくしてはやされしかは兩 架藏本
貫主十度はかりまひたりし興ありて見え侍しか

右の例二の如きがそれである。恐らく補入の處置を誤つたものであらうとは推測されるが、並列の本文の中にさへ轉化が生じ、文意はあたかも評言の如く、形式は又校異の如くなつてゐるのである。

b 本文の註文化

(a)と同様に、書寫者の任意の批判選擇によつて、本文の一部が説明的な各種註文の位地に押し出されることがある。

例一 1 妾松浦佐用濱面(さよひめ)

和歌童蒙抄 註釋全書本

2 妾松浦濱面

前田家藏本

例二 1

車すけつくやくときつないたしきぬ若かへて御て 辨内侍日記 群書類従本

うつまいらせよといふをみれば

2 いたしきぬわ(い)からかへて 御てうつまいらせよと

架藏本

いふをみれば

この場合も、本文の註文化が故意になされたものであるか、無意識的になされたものであるかを判定することは困難であるといはねばならない

c 誤謬箇所の除去

書寫者は屢々原の本に誤謬ありと認められる本文箇所を、便宜判斷して除去してしまふことがある。なほ本項に收めるものは、その當否は兎も角略々明確に誤れる異文と認められるものに對して、除去の手段を講じて居るもののみにとどめ、他はすべてd項に編入することとした。

例一 これにしもこれにしも侍らさらんは

大鏡 池田本

これにしもこれにしも侍らさらんは

小川氏藏本

例二 おきなのもとゝりはなちなるたる

三卷本枕草子 前田家藏本その他

おきなのもとゝりはなちなるたる

能因本枕草子 三條西家藏本

おきなのもとゝりはなちなるたる

細川家藏幽齋筆本

例三 たにのかくれみねのうへのさすかに

とりかへばや 辨原家藏本架藏三册本

たにのかくれみねのうへのみねのうへのさすかに

松平家藏本

たにのかくれみねのうへの

東京帝大藏南葵文庫舊藏本

右の枕草子幽齋自筆本は、三條西家藏本を直接轉寫し、とりかへばや南葵文庫舊藏本は、松平家舊藏本を直接轉寫したことの明證のあるものである。

d 疑問ある本文箇所の除去

原の本の本文が必ずしも誤謬ではなくとも、理解困難であり、或ひはその存在が一見不合理であり、又不用であるかの如く思はれる部分のある時、第二の書寫者は、任意判斷してこれを除去することがある。

例一 1 三目八臂ノ不空羈索觀音ノ像

南都巡禮記 前田家藏本

2 三目八臂ノ不空羅ノ像

内閣文庫本

例二

1 左馬のかみの家にてみかほのかみのむまの

朝恒集卷末 歌仙家集本

はなふけせしによめる

名にしおへはとをからねとも宮ち山こゑむ手向

のぬさにせよ君

くすりをくるとて

2 左まのかみのいゑにてみかほのかみのむま

關戸氏藏傳四行筆本

のはなむけせしによめる

なにしおへはとをからねとも宮ちやまこえむた

むけのぬさにせよきみ

右の中例一の如きは單なる脱落よりも、理解困難なる箇所任意なる除去と考へられる。但しこの場合、無意識的な轉化が理解を困難ならしめる一因として作用してゐることも豫想されるのである。例二の如きは同一系統線上にある二本の中で、後者は前者の末尾に有する「くすりをくるとて」の八字を失つてゐるのであるが、これなどはこの八字を不用と認めて除去したものであらうと考へられる。

三 判讀改訂

書寫者は原の本の本文に對して、便宜批判を加へることによつて、恣意的なる改訂を加へることがある。この場合に於て、彼の行爲がなほ改竄と區別される所以は、彼がその改訂に際して、未だ何等かの客觀的根據を捨て得ないところにあるのである。

a 對立異文の恣意的選擇

所謂本文の「混成」はこれによつて生ずるのである。書寫者は、原の本の本文と、これに對立する他の本の異文とを比較して、恣意的に他の本の異文を選擇採用し、従つて原の本の本文を除去することがあるのである。即ち書本Aに於て、本文aに對立する異文bが同時に認められ、ついで恣意的選擇が行はれた結果、轉寫本cにはbのみが認められ、従つて、aは自ら消失して痕跡をとどめなくなるのである。

例一 1 あやしき(の)むしろ

雨居女 前田家藏傳爲相筆本

2 あやし(拾)のむしろ

宮内省圖書寮藏本

例二

1 春^拾くれは瀧のしら糸いかなれば、**は**やむすへとも猶貫之集

歌仙家集本

あはにとくみゆらん

2 春拾遺くれば瀧の白糸いかなれやむすへ共猶あはにとくらん

架藏本

右の中、例一の二本は、直接の母子關係に在ることの明瞭な傳本であるが、その1の中に見る校合は、その書本との校合であらうと思はれる。即ち書本の本文と1の本の獨自本文との對立が認められるわけである。2はその兩者を選択して1の本の校合の本文を採用したわけである。例二に於て、1の本は拾遺集の本文をもつて二箇所を校合したが、2の本は、その中前者に於ては校合に従ひ、後者に於ては原の本の本文を保存して、それぞれ相對立せる異文を自由に除去するといふ態度を示してゐるのである。

なほ、對立異文の恣意的選擇には、次のやうに極めて特殊な場合が考へられる。即ち書寫者は一つの書本を轉寫しつつ、同時に別本を參看して、隨時兩者に對立せる異文の取捨選擇を行ふ場合のあることである。即ち、書本Aに他の寫本Bを對校しつつ轉寫してゐる際、Aに於ける本文aと、Bに於ける本文bとが對立して、そこに選擇の行はれた場合、轉寫本Cには、bのみ存して、aを認め得ないといふ本文の混成を招來すること、前述の場合と同様である。例へば

書本A いとをかし
他本B いとおもしろし
轉寫本C いとおもしろし

の如き結果を生ずるのであるが、書本Aと轉寫本Cとの傳寫關係が、絶對的に確實であり、書本A

に他本Bの校合の痕跡がなく、轉寫本Cの書寫者が、書本Aを轉寫する時、他本Bを座右に備へて、任意看取しつつ對立異文の選擇を遂げたといふ事實は、實際にはあり得ないが、しかしその事實は明かな證據のないかぎり、たしかにつきとめることは出来ない。即ちその事情が、奥書その他の記録に明瞭に示されてゐない限り、たとひこのやうな本文轉化の事實は實際にはあり得るとしても、直ちにそれと斷定することは許されないのである。従つて本章に於ても、かかる事情は、屢々行はれたであらうといふ事に言及して、實例の揭示は省略に従ふこととしたい。

b 本文と註文校異との交替

これは(一)に於ける校異、註文の竄入と、(二)に於けるa、b本文の校異化、註文化とが交換的に行はれた場合である。又換言すれば、原の本に於ける對立異文の恣意的選擇が行はれ、かつ對立異文に地位を讓つた原の本の本文が、消失せしめられることなしに、校異の地位に残留した場合である。

例一 造告速須佐之男命

古事記 猪熊氏藏本

告造速須佐之命

前田家藏本

例二

孔子くしなとかけたてまつりて
孔子くしなとかけたてまつりて

三卷本枕草子 近衛家藏本

宮内省圖書寮藏本

右の中、例一は並列の校異との交替、例二は傍註的書入との交替を示すものである。

c 誤謬箇所の判讀

書寫者は、彼の轉寫しつつある原の本の本文に誤謬ありと認められる箇所に對して、理解を容易

ならしめる爲に、任意判讀して改訂を加へることがある。ここに至つて、書寫者の改訂態度及びその根據は、その結果が當を得てゐると否とにかかはらず、甚だ客觀性の稀薄なものとなつてくるのである。但し、この項に收めるところのものは、その改訂が明確に誤謬なりと認められ得るものに對して施されてゐるものに限り、その餘はd項に編入することにした。

例一 1 あ の け かりし

2 あ は つ け かりし

蜻蛉日記 元祿板本・寶曆板本文改板本

蜻蛉日記解環

2の改訂者は「乃」と「ハつ」との形態的相似による混同によつて、1の誤謬が発生したのであらうとの推測批判によつて改訂を加へたのである。しかして、その結果は恐らく當を得たものであらう。

例二 1 よ の き、み、とののき、給はん所も

2 よ の き、み、こみとの、き、給はむ所も

とリかへばや 辨原家舊藏本・架蔵三冊本
松平家舊藏本

3 よ の き、み、もとの、き、給はむ所も

東京帝大藏南文庫舊藏本

3は2に於ける本文の誤謬箇所を任意改訂して、ほぼ正鶴を得たものとなし得たのであるが、この本文箇所原形にして、もし1の本文の如きものであるならば、3の改訂者はその恣意的改訂によつても、を衍加したことになるのである。

例三 1 天 ち う といふ川

2 天 リ う といふ川

更敏日記 帝室御物傳定家筆本

扶桑拾葉集本・群書類従本

2は記事内容の地理的關係を考慮し、所謂歴史的規準を適用することによつて、1に改訂を加へ、

絶對的に見て正しきものに復つたのであるが、1の「ち」は「ら」よりの轉化で、原形は「天らうといふ川」とあつたものかとも考へられるが故に、2の改訂は、結果に於ても、必ずしも當を得たものといへないであらう。

例四 1 廿一(卅一)庚戌の年もろこしの周の廿三(四)代 神皇正統記 青蓮院舊藏本

の君靈王の二十一年也

2 廿一年度戊子年モロコシノ周ノ廿一代君靈王ノ 白山比咩神社藏本

廿一年也

右の對立せる本文を、歴史的規準を適用して、絶對的に正しいものを導き出すならば、次の如くなる。「卅一年庚戌の年もろこしの周の廿四代の君靈王の二十一年也。」即ち青蓮院本の校合を採用整理した形であつて、ここに於て年代的の誤差はなくなるのである。しかるに、2の改訂者は同様に歴史的規準を適用して、綏靖天皇の廿一年は庚子に當る故に、「戊」を「子」と恣意的に改訂したのである。ところが、もしさうするならば、綏靖天皇廿一年庚子は、周の廿四代靈王の十一年に相當すべきものであつて、2の本文の他の箇所と抵觸することとなるのである。かくの如きは、歴史的規準の適用にも、その結果にも、共に當を失したものの例となるのである。

d 疑問ある本文箇所改訂

必ずしも誤謬のある場合でもなく、明かに誤謬にあらざることの知られてゐる場合に於てすら、原の本の本文に理解することの困難な箇所があつた時に、理解をより容易ならしめるために、書寫

者が任意判讀して改訂を加へることがある。この場合に於ても、その改訂の結果の當否に拘らず、その改訂の根據なり理由なりが、極めて客觀性に乏しいものであることは、c項に於けると同様である。

例一

- 1 しはすのつこもりのよなおにを
- 2 同年つこもりの夜なの陣をみて
- 3 同年晦日夜雨の降をみて

船恒集 關戸氏藏傳西行筆本歌仙家集
 本願寺本三十六人集
 群書類従本

例一は、2と3との比較、即ち3の2に對する改訂態度を示すもので、1はその參考資料である。即ち3の書寫者は「な攤」の陣に對する理解能力が不充分であつた爲に、この箇所を疑問となし、「な」を「雨」の「陣」を「降」の、それぞれ轉化であるとして、恣意的な改訂を加へ、かへつて本文を傷ふに至つたのである。

例二

- 1 なりはしほしりのやうになんありける
- 2 なをはしをしりのやまとなむいひける

伊勢物語 三條西家藏傳定家筆本その他
 神宮文庫藏本

2は1の本文を疑問として、意味を通じやすくするために「り」を「う」を「ま」に「を」とそれぞれ改訂したのであるが、その理由は、2の書寫者が1の本文に於て原作者が鹽田に積上げられた鹽尻の形を引喩してゐることを理解し得るに至らずして疑ひを抱き、地名の鹽尻を想起したためにかかると誤れる改訂を行つたものであると考へられるのである。

例三

- 1 うねめもひとり

紫式部日記 群書類従本その他

- 2 うねめともひとり

榮藏明曆奥書本同寶永奥書本

2の書寫者は「主水(もひとり)」といふ官職名の存在するといふ故實的知识に缺けてゐたために、これを疑問として改訂を加へ、かへつて誤る結果となつたのである。

例四

- 1 なとかさみはしりなかといへかし
- 2 なとかさみ(み)はしりなかといへかし

能因本枕草子 三條西家藏本
 細川家藏圖書筆本

例五

- 1 あなたに御こしをとめて
- 2 あなたに御(こ)しをとめて

能因本枕草子 三條西家藏本
 細川家藏圖書筆本

例四・例五の2の書寫者が、原の本たる1の本文に加へた恣意的な改訂の如きは、極めて不可解なものである。云ふまでもなく、2の書寫者は、1の本文を理解し得ずして疑問としたのであるかも知れない。ところが、彼の改訂を加へた結果たる2の本文に至つては、更に不分明にして理解し難いものとしてしまつてゐるのである。

四 改竄

上に述べた竄入・除去及び判讀改訂といふものは、恣意的な推測批判に基くものとはいへ、なほ何等かの客觀的根據を有するものであつた。しかし、この項に於て改竄として取扱はれるものは、全くの主觀的な恣意に出た本文の改造であつて、そこには寸毫の本文批判の客觀的根據も、考慮に入られてはゐないのである。さて本章に於ては、この改竄に屬すると思はれる本文轉化の諸現象

を便宜數項に分つて説明し、例示することとしたが、この小論の筆者自らは、これをもつて全てを盡した完全な分類を得たとは考へてゐないのである。何故ならば、これは筆者の乏しい經驗に基いて得た暫定な一私案にすぎないし、元來かかる書寫者の全き自由意志に出た本文の改竄といふものは、如何なる事由で、如何なる方法態度で、なされたか一々の實際に當つて見れば、殆ど全く我々の意想の外に出でるものがあるであらうからである。

a 字體の變更

書寫者は、屢々恣意をもつて原の本に用ゐられてゐる文字の字體を變更する。漢字の正字を俗字に代へ、異體字を正字に改め、古體變體の假名を通用のものに改めるなどは、人の呼吸をする如く平常不斷に行はれるものである。その中には、勿論意識的になされるものもあるであらうが、大部分は無意識の中になされるものと考へるべきである。ところが、漢字を假名に、假名を漢字に改めるといふ種類の變更となると、これはかへつて意識的になされる場合が多いのである。

本章に於ては、試みにイ、註釋的意識によるもの、ロ、審美的意識によるもの、ハ、その他隨意になされるものの三つに分類した。註釋的意識による變更に屬せしめるものは、解釋せんとする學究的意圖の明確に察知せられ得るものだけに限ることとし、曖昧なものは悉くこれを除いた。例へば漢字を假名に、假名を漢字に改めるが如きは、書寫者の特に考慮する所としないに拘らず、常に理解を容易ならしめるといふ註釋的な効果を伴つてゐるものであるが、これ等はすべてこの項から除外したのである。次に審美的意圖による變更に屬せしめるものは、主として書美術的效果が目的と

された場合であるが、漢字又は片假名で書かれてゐるものを、草假名書きに改めて宛轉流麗の美を求め、假名書きであるものを、却つて漢字を多く用ゐて變化照應の奇を窺ひ、特に萬葉假名の古風なるによつて莊重典雅を期し、戲字繪文字を用ゐて點描配布の妙を凝らすなどはこの類に屬するものである。最後の隨意になされた變更とは、イ、ロ以外のものをいふのであるが、特に意を用ゐずして註釋的效果を示してゐるものとか、または任意即興的に當字戲書等をもつて代用したといふやうな、特定の企圖を有せざる字體の變更がこれに含まれるのである。

1 註釋的意識によるもの

例一 1 後撰和歌集卷第五

後撰和歌集 傳定額筆烏丸切

秋哥上

これたかの親王家哥あはせのうた

よみ人不知

にはかにもかせのすゝしくなりぬるか秋たつ日

とはむへもいひけり

2 後撰和歌集卷第五

田中氏藏本

五十三首 秋上

催貞 文德天皇子 號二宮 卅五番
コレサタノミコノ家ノ歌合ノ歌

讀人不知

これは註釋的意識をもつて、平假名書きのものを片假名書きに改めた例である。元來片假名は漢文に附隨してその讀解を助けるためのもの、即ち傍訓として發生したものであり、平假名の女性的一般的性質に比して、男性的學術的性質を有して居るものである。片假名書きの本が、それ自體研究書としての性格をもつのは、自然のことと云はねばならない。平假名書きの本が、片假名書きに改められる時には、右の例にも見る如く、研究書として意圖するところのものが窺はれるのである。古今集の教長註、清輔本古今集の註等の如きものはすべてこの例のものである。

例二 1 二日なほおほみなとにとまれり講師ものさけお土左日記 三條西家藏實隆本
こせたり

2 二日ナホ大湊ニ泊リ講師物酒贈オコセタリ
東京帝大藏山岡波明筆妙壽院本

3 二日なを大湊にとまれり講師物(モノ)酒贈
宮内省圖書寮藏新上西門院御筆妙壽院本

右の例に於て對立せる異文は、何れも同一系統線上にあるものであるが、2は1に對して理解を速かならしめるために、平假名に漢字をあてたものを、片假名書きとして轉寫したもののやうである。これは例一の片假名書きの本が、それ自體、註釋的學術的性質を有してゐるといはれることに相應するものであるが、3に至つてはそれが反對の方向に向つてゐるのである。即ち女性向きの

ものとして、又一般向きのものとして、漢字を假名書きに改め、片假名を平假名に直すことも、制限を附した意味に於ての一種の註釋的意識による字體變更の態度として認められるのである。貫之が古今集の證本をその女に與へるのに、人名詞書などの漢字を多く假名書きに改めて書いたといふことが、永曆二年奥書の俊成本古今集に見えてゐるが、これも、漢字を註釋的に平假名書きに改めるといふ態度を示すものである。

2 審美的意圖によるもの

例一 1 か、み山いさたちよりてみてゆかむとしへぬる古今和歌集 三井家藏傳俊頼筆元永本傳
みはおいやしぬると俊頼筆卷子本

2 鏡山いさたちよりて見て行經年ぬる身は老やし傳佐理筆筋切
カ、ミヤ

例二 1 たつたかはもみちみたれてなかるめりわたらは古今和歌集 傳俊頼筆卷子本
にしきなかやたえなむ

2 龍田河紅葉亂天流めり和たらは錦中や絶南傳佐理筆筋切

右の二例に於て、1 2の諸本は皆同一系統線上にあるものであるが故に、明かに2の本の審美的變更意圖は察せられるであらう。例一は單に漢字を假名にあてたものであつて、例二の萬葉假名としての漢字を混用してゐるものとは區別せられるべきものである。これが更に甚しくなると、傳佐理筆絹地切傳公任筆十五番歌合の如く、悉く漢字の臭味の残つた所謂草の假名をもつて書寫

するやうになるのである。

例三 おほつかなくもよふことりかな

古今和歌集 三井家藏傳俊頼筆元永本そ

おほつかなくもよふことりかな

傳公任筆葦手切

例四 たまにもぬけるはるのやなきか

古今和歌集 傳俊成筆昭和切その他

たまにもぬけるはる

傳公任筆葦手切

印

なきか

例五 いと、^①しさおほむかは

順集 本願寺本三十六人集

右の二例の如きは繪文字及び葦手様戲字等をもつて普通の文字にかへて、美化しようとして試みたものである。

3 その他の随意になされるもの

例一 やまとうたはひとのこゝろをたねとして

古今和歌集 三井家藏傳俊頼筆元永本そ

やまとうたは人の心をたねとして

前田家藏傳清輔筆本

大和哥は人の心をたねとして

傳波蓮筆右衛門切

例二 はるのよのやみはあやなし

倭漢朗詠集 帝室御物傳行成筆結葉本

春の夜のやみはあやなし

傳行尹筆模本

右の對立せる異文の如きは、恐らく根本には註釋的意識が作用してゐるであらうが、解釋に資す

るためにといふやうな特別の考慮は殆どなされることなしに、字體の變更を見たものであらう。

例五 しゝむら

三寶繪詞 傳俊頼筆東大寺切

突村

前田家藏本

例六 ちはやふる

古今和歌集 三井家藏傳俊頼筆元永本そ

千磐破

傳佐理筆筋切

右の例の如きは、文字の共通せる音訓を借用した當字である。就中例六の如きは、審美的意圖をも含むものであるが、又當字としての即興的性格をも認めることが出来る。なほこの他、必ずしも註釋的意圖によるものではないが、作品全部に一貫して假名の字體を變更することがある。伊勢物語に於ける時頼本の如き、すべて片假名書に改められたものであるが、そこには必ずしも註釋的、學術的意圖は認められない。眞名本の伊勢物語も亦同様であらう。但し後者の場合に於ては、文體の變更としての性質が頗る濃厚となつて、單に字體の變更とのみはいへないものであるかも知れない。

b 文體の變更

字體の變更と同様に、書寫者の恣意によつて、原の本に用ゐられてゐる文體に變更がなされることがある。即ち漢文體のものを和文體とし、和文體のものを漢文體とするが如き、或ひは和漢混淆の文に於て、和文體と漢文體との度合に増減を來すが如き、或ひは白文體の漢文を、附訓體に改めるとき、これに屬する。しかし、この場合は、審美的になされるものも少くはないが、その多くは註

釋的意識によつてなされるものに屬するのである。

例一 1 狩人脱袈裟以刀剝師子皮悦荷歸宅

三寶繪詞 前田家藏本

2 狩人袈裟ヲ脱テ刀ヲ以テ師子ノ皮ヲ波木ツ悦ヒ

觀智院藏本

荷テ家ニ返ヌ

3 かりひとけさをぬきてかたなをもちてしゝのか

傳俊頼筆東大寺切

はをはきつよろこひになひていへに返りぬ

右の例に於て對立せる異文は、1和臭ある漢文體、2漢臭のある和漢混淆體、3和文體の三種三段階を示すものである。1の前田家本が、必ずしも三寶繪詞の原形を傳へるものであるといふのではない。かへつて前田家本は、3の如き和文より漢文に改めたものではないかとの疑問箇所もあるのであるが、三寶繪詞の草稿本の存在を認めれば、それは必ず、1の如き漢文體のものであつたであらう。しかし、2の如きはそれに訓を附し、もとの漢文體を書き下しのものに改めて混淆の體とし、3の如きは更に全くの和文に變更してしまつてゐるのである。但しこの場合3は2を通じて生じたものではなく、直接に純粹漢文體のものより出たと考へられるのである。この小論の筆者は、ここで三寶繪詞の系統論を試みようといふのでは決してないが、源爲憲の著した三寶繪詞の草稿的原文は、2の觀智院本の混淆文を復原した如き漢文體のものであり、爲憲が冷泉天皇の女二宮尊子内親王に奉つたものは、3の東大寺切の如き和文體平假名書きのものではなかつたかと思はれるのである。要するに、これ等の三つの對立せる異文は、それぞれの註釋的意識の下に文

體の變更が行はれることによつて生じたものと思はれるのである。

例二 1 僧歸依事可依驗何強 金鐘行者可被歸依

南都巡禮記 久原文庫藏本

2 僧ヲ歸依スル事、驗ヨルヘシ何アナカチニ金

前田家藏本

鐘ヲノミ歸依セラルヘキ

3 僧を歸依する事は可依驗德何そあなかに金鐘

内閣文庫藏本

をのみ可被歸依哉

例二に於ても、1和臭ある附訓の體の漢文、2片假名書きの和漢混淆文、3漢臭の著しい平假名書きの和漢混淆文の對立が見られるのであり、これもやはり註釋的意識のもとに、それぞれ文體の變革が試みられたものと考へられるのである。

c 語句・文章の轉換

原の本の本文に用ゐられてゐる語句・文章が、第二の書寫者によつて、全く異つたものに置換へられて轉寫せられることがある。即ち古代の語法・文法を書寫者の時代のものに改め、又語句・文章の表現を書寫者の好尚によつて任意變更するなどがこれである。

例一 于定國か事にこそ侍なれ

三卷本枕草子 前田家藏本

うこうか事にこそ侍なれ

能因本枕草子 三條西家藏本 細川家藏本

この二つの異文の對立は、同義語の轉換によつて生じたものである。しかし、このことは、二者の中のいずれが先で、いずれが後であるかの規定を意味するものではない。

例二 いにしへみし人は二三十人かなかにわづかにひとり 廣本方丈記 前田家藏本その他
ふたりなり

いにしへ見し人は百人か中にわづかにひとりふたり 略本方丈記 小川氏藏本その他
残り

これも亦大體同思想の二語を、表現の程度の差によつて轉換したことから生じた對立異文である。もとよりこれも二つの異文の發生の順位の規定を意味するものではない。

例三 ゆきふかくはるともみえぬこしちにはもをりしむめ 中務集 前田家藏傳西行筆本原形
こそはなさきにけれ

ゆきふかくはるともみえぬこしちにはもとさしるむ 同本傳定家筆書入(後ノ形)
めははなさきにけれ

例四 御かたちなたかくすくれて聞え給へはいつれも御心 とりかへばや 松平家書藏本
をかけておほせことあれは

御かたち^名なたかくすくれて聞え給へは^{今上も東宮も}いつくよりも 東京帝大藏南奏文庫書藏本
御心をかけておほせことあれは

右の二例は直接關係の明瞭な改竄であつて、しかも、轉寫者又は讀者の好尚によつて、表現及び思想までも變改してしまつたものである。

例五 いはねはこそあれ

倭漢朗詠集 關戸氏藏傳行成筆本

いはねはそある

傳行尹筆模本

例六 以右かつと申へくや

承安二年廣田社歌合 前田家藏傳俊成筆本

以右勝と申へきなり

群書類從本

例七 むかしへや

古今和歌集 關戸氏藏傳行成筆本傳佐理筆筋切三井家藏傳俊成筆元永本その他

いにしへや

傳寂蓮筆右衛門切

いにしへや

前田家藏傳清輔筆本

右の中、例五例六は、語法を轉換せるものであり例七は古代語を現代化したものである。
d 語句・文章の倒置

書寫者は、自己の好尚に従つて、原の本に用ゐられてゐる語句・文章の序列を倒置することがある。

例一 風の聲虫の音

略本方丈記 三條西家藏本その他

風の音むしの聲

石田氏藏本・小川氏藏本その他

例二 たよりあらはみやこへいかてつけやらむ

倭漢朗詠集 帝室御物傳行成筆粘葉本その他

たよりあらはいかてみやこへつけやらむ

傳定信筆朗詠抄

例三 中將は心のうちにねたやのわさやとおもふところあ

源氏物語藤裏葉 帝室御物本その他

れと
こゝろのうちにはねたのわさやと中將は思ふ心あれ

傳國冬筆本

ところが語句・文章の倒置の特殊なる場合として、必ずしも書寫者の趣味好尚によるのではなく、證本を傳へる際等に、故意に前後の序列を顛倒して書き與へ、真正なるものを授けることを吝しむといふ傳授的な態度がある。

例四

1 秋の夜のちよをひとよになすらへてやちよしれ 伊勢物語 三條西家藏傳定家筆本
はやあくときのあらん 返し

秋の夜のちよをひとよになせりともことはのこ
りてとりやなきなん

2

秋の夜のちよをひとよになせりともことはのこ
りてとりやなきなん 返事

最福寺本

秋の夜のちよをひとよになすらへてやちよしれ
はやあくときのあらん

例四の如きは贈答の歌の位置を顛倒してゐるのである。しかして、この誤が無意識的な目移りの顛倒とは如何にしても考へられず、故意の倒置とみるより外に方法がないのであるが、しからば何故このやうな倒置をなしたかと考へる時、或ひは何か秘傳的な理由があつたのではあるまいかと推測されるのである。

c 語句・文章の擴大

書寫者は種々の動機によつて、原の本を自己の創作をもつて補ひ、粉飾的な擴大を試みるこ

ある。このやうな全くの自由意志をもつて捏造された本文は、心理學的法則外にあるものであり、批判による原文への接近をして往々不可能に陥らしめるのである。

1 缺脱箇所之充填

原の本に存する本文の缺脱箇所を、第二の書寫者が自己の創作をもつて充填することがある。

例一

いかによからましとおもふに イニ イニ 我身のいと心なくて 源氏物語 堀田氏舊藏本
イニ 人しれす打なきて 源氏物語 堀田氏舊藏本

例二

1 風俗 源氏物語 奥入 帝室御物有跋 歌本同無跋
歌本 高野博士藏本

催馬樂呂

和加伊戸波止波利帳於毛多礼留乎於保支美支

万世江よ

2

風俗 大島氏藏本
たまたれのかめをなかにうへてあるしはもやさ
かなもきに

さかなもとめにこゆるきのいそにわかめかりめ
けに

催馬樂呂

わかいへはとはり帳をもたれたるをおほきみき

右の二例の如きは原の本に存在する缺脱箇所を、それぞれ他の系統の寫本なり、參考資料なりをもつて補つたもので、もとより無方針な校訂的處置であるとはいへ、やはり客觀的根據を有するもので、前に述べた(三)のa對立異文の恣意的選擇の特殊の形式のものともいひ得るであらうが、次の例の如きはその補充の結果の當否に拘らず、書寫者の創作に出た本文の偽造であるといはねばならない。

例三 とりなされたるも [] 辨内侍

とりなされたるもをかしくて歟イナシ 辨内侍

辨内侍日記 群書類従本

東京文理大藏清水濱區筆本

例四 名殘の [] 有明の月

なこりのみこそ 有明の月

辨内侍日記 群書類従本

東京文理大藏清水濱區筆本

右の二例の如きは原の本の虫損の爲に缺脱せる箇所を、創作充填したものであつて、諸本のすべてが同様に虫損のために缺脱してゐるのであり、ここに參考すべき異系統の寫本も他の本文資料も一切なしにした偽造的校訂態度が見られる。たとひその作爲本文が偶然原文に復歸し得てゐるにせよ、このやうな本文は決して純粹なものではないのである。

2 缺脱にあらざる間隙の充填

書寫者は又、原の本に存する缺脱にあらざる空白箇所を誤解して、自己の創作をもつてこれを充填することがある。

例一 1 孝武皇帝 上曰吾聞黃帝不死今有家何也

2 孝武皇帝 上曰吾聞黃帝不死今有家何也

3 孝武皇帝記上曰吾聞黃帝不死今有家阿也

覆勘本河海抄 三條西家藏本その他

中書本河海抄 東京帝大藏南奏文庫藏本その他

天海僧正舊藏本

右の例は、2と3との異文の對立を示すものである。1の本文と比較しても明かな如く、孝武皇帝の次は元來空白であるべきである。ところが3の書寫者は合理的に解釋して、「記」の字を補つたのである。

例二 1 右少辨經長賜之

2 右少辨經長賜之

3 右少辨經長賜之

長元八年賀陽院水閣歌合 益田家藏傳西

行筆本 廿卷本類聚歌合卷

右の例に於て、長元八年に行はれた賀陽院水閣歌合の漢文日記は、式部大輔資業が命を受けて草したものであるから、資業が自ら謙退の意味をもつて、自己の名の上下に官位名を省略したのであつて、1に於て見る空白は決して本文傳承途上における缺脱ではなく、又原作者自身の誤脱でもない。ところが2の書寫者は、これを誤つて、合理的に解釋して、他の人名と一列に官位名を附したのである。

例三 一番 左 忠峯

山たもるあきのかりほにをく露はいなおほせとりの

なみたなりけり

仁和二宮歌合 廿卷本類聚歌合卷

右

たつたひめいかなるかみにあればかは山をちくさに
あきはそむらん

この廿卷本類聚歌合卷第十に收められてゐる仁和二宮歌合は現代唯一の孤本である。廿卷本類聚歌合卷の編者は、單に六十九首の歌を羅列してゐる所の、云はば已に歌合記録としての正常な形を失へる殘缺の本を入手し、これを歌合卷中に收めたのであるが、更に二首の歌を補入し、又歌合記録としての體裁を整へるために、「一番左」忠峯「右」等の文字を任意書入れたものであると考へられる。即ち書寫者は、合理的に判斷して歌合記録にはかくあるべしといふ建前より、古今集・忠峯集等を參考資料としての整備を試みたのである。(蘇谷氏「廿卷本類聚歌合卷」の研究短歌研究第八卷第二號)

3 文藝的審美意圖によるもの

例一 ゆくかはのなかれはたえずしてしかももとのみつに、
あらす 廣本方丈記 前田家藏本その他

夫イゆく河のなかれはたえずしてしかももとの水に
あらす 三條西家藏樹形本

例二 ねられたまはぬまゝに
ねられたまはぬまゝになけきかちにて
源氏物語空蟬 横山氏藏傳爲家等各筆本
架藏本

例三 人夫之中ニ春日大明神交ラセ 御坐シテ 聊有御詠吟
補陀落ノ南ノ岸ニ堂立テ、北ノ藤波今ノ榮ユル
南都巡禮記 久原文庫藏本

夫ノ中ニ一人ノオキナマシハリテ和詠ヲ詠シテウセ
ニツリ 前田家藏本

補陀羅久ノ南ノ岸ニ堂タテ、北ノ藤ナミイマンサ
カユル

此ハ春日大明神ニヲワシマスト申ツタヘタリ

源氏物語別本系統に屬する諸本の根本的な異文の對立、枕草子における三卷本能因本塚本のそれぞれの異文の對立の中には、屢々かかる書寫者の任意の擴大による所の心理學的法則の適用を許さぬ創作的異文が豫想されるのである。この態度が更に大規模となつて作品の全般に互る時、軍記物語の類や方丈記等に見られる諸異本が発生するやうに思はれる。尤もこの事實については次項「語句文章の省略」の1と密接の關係があり、本文自體としてはそのいづれよりいづれへの方向を執つてゐるか、判斷の出來ない場合が多いのである。

4 書道的審美意圖によるもの

美術的觀賞物として書寫された古典作品の諸傳本の中には、往々書寫者の不注意とか目移りとかの無意識的轉化にあらざる文字單語の衍加が見られる。即ちかかる觀賞物としての寫本の書寫を企圖せる書寫者は、文字の配布、紙上の構圖の整齊を得るために、又連綿の技術的な問題とか、美的效果の發揮とかのために、故意にかかる衍加をなしたものと思はれるのである。圖例第一にあげた本願寺本三十六人集願集の雙六盤の歌の如きは外行の「ひとまかよはぬやまさと」の「と」を、間

第一例

第一例

第二例

清心

あまはうと多けかろ

例

らにのる多け乃なる

第

久もかたふとはる

三

とくしき

公著

小野小町

行の「あきくれ」との「と」に共用すべきであつたものを「れ」より下が空白になりすぎたために敢へて「と」を一字衍加して體裁を整へたのであり、圖例第二にあげた高松宮家御藏傳道風筆秋萩帖の如きは「やとのさひしく」とあるべきを「やとのさひしひしく」と衍加したのであるが、その譯は、恐らく始めの「と」と「え」とが連綿の技術上困難であり、美的効果が稀薄となるため、故意に「ひし」を衍加して、その行を終り、次の行頭から「え」を書き出したためであらうと考へられる。次に圖例第三にあげた前田家藏傳公任筆十五番歌合の歌の如きは、清正の歌の最後が丁度行末に終ると、次に書く小野小町の歌と接近しすぎて、構成上美觀を甚だしく損することとなるので、敢へて「さるへき」の一句を衍加して、その患ひを無からしめたのである。(清正の歌の始と、その直前の友則の歌の終との配置關係を参照)

f 語句文章の省略

書寫者は、種々の動機によつて、原の本の本文の一部を恣意的に省略することがある。併しこれは書誌的な損傷による缺脱、無意識的な轉化による脱落と判別することが、中々困難であつて、恣意的な擴大よりも一層その判定に慎重を要するものである。

1 文藝的審美意圖によるもの

例一 今ひときは心もうきたつ物は春のけしきにこそあめ 正徹本徒然草 靜嘉堂文庫藏本その他

例二 今ひときは心もうきたつ物は春のけしきにこそ 七海氏藏一本大島氏藏一本
ありつるこうちきをさすかに御そのしたにひきいれ 源氏物語空蟬 帝室御物本その他青表紙
本河内本諸本

ておほとこのもれり

ありつるこうちきを身にそえて

養生齋綱筆本、阿里英神社舊藏本

例三

源氏ハ不向之砌也代々院ノ御幸ニモ源氏ノ公卿ハ參

南都巡禮記 久原文庫藏本

レヌ也

源氏の公卿は不向砌也代々の院の御幸にも不供養奉也

内閣文庫本

右の中、例一及び二は文の一部分を省略することによつて餘韻を保たしめようとしたものであり、例三は同義の語がま近に重複して出るのを拙しとして、その中の一語のみを擧げることによつて簡潔を期したものであつて、それぞれ審美的意圖によつて省略改造が行はれたものではなからうかと考へられる。この態度が更に大規模となつて一作品の全般に及ぶとき、花鳥餘情や源語秘訣に見られる廣本と略本とが發生する。源氏物語小鏡の異本は三十種以上にも及んでゐるが、これ等の異本の生ずる有力な一つの理由がここにあるのではないかと思はれる。尤もこの考へ方には逆な考へ方、即ち原文の文章を擴大したのではないかといふ考へ方も可能であつて、そのいづれであるかは、他の規準によらなければ、本文自體では明瞭にし難い場合も多いのである。いづれにしても原作者が、自らこのやうな二種又は二種以上の文章を書いたといふことが明かにされなにかぎり、擴大か省略かのいづれかが別人によつてなされたものと考へざるを得ないのである。(なほ前項の3参照)

2 書道的審美意圖によるもの

これは、e項に述べた書道的審美意圖による衍加とは、反對の志向をとるものである。その省略の理由は、衍加の場合と同じく、文字配布の美化、同一文字の重出による美的效果の減少の防止等にあるのである。但しこれは衍加の場合に比して、事實も少く、その判別も一層困難なもので、殆ど斷定は許されないであらう。なほこの項に於ては、圖版による例示は省略する。

例一

ときはかきはにいのりつるかな

拾遺和歌集前田家藏傳淨辨筆本その他

ときはかきはにいりをそする

傳佐理筆細地切

例二

神な月時雨とゝもにかみなつきしくれとにも

後撰和歌集前田家藏傳淨辨筆本その他
高松宮家御藏傳道風筆秋萩帖

3 秘傳意圖によるもの

又書寫者は、その家に傳へるところの證本又は秘訣の類を他人に傳授する時に、屢々本文の一部を省略して轉寫したものを興へることがある。即ちこれは可及的に真相を傳へることを惜しむといふ秘傳的な意圖に基くものである。

例 1

昔いろこのみなりける女いてゝいにければ

伊勢物語 三條西家藏傳定家筆本

なとてかくあふこかたみになりにつん水もらさ

しとむすひしものを

貞觀十一年二月貞明親王爲皇太子于時高子爲女御
依春宮母儀號也去年十二月廿六日誕生高子年廿七